

# 第3期

# 徳島市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月  
徳 島 市



## 目 次

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定の概要</b>        | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景                 | 1         |
| 2 計画策定の趣旨                 | 3         |
| 3 計画の位置付け                 | 4         |
| 4 計画の期間                   | 5         |
| 5 計画の対象者                  | 5         |
| 6 計画の策定体制                 | 6         |
| (1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議       | 6         |
| (2) 推進本部等                 | 6         |
| (3) アンケートの実施              | 6         |
| (4) 関連計画策定時に実施したアンケートの活用  | 7         |
| (5) パブリックコメントの実施          | 7         |
| 7 本計画における地域の捉え方           | 8         |
| 8 「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義  | 8         |
| <b>第2章 地域福祉を取り巻く環境</b>    | <b>9</b>  |
| 1 国の動き                    | 9         |
| (1) 社会福祉法                 | 9         |
| (2) 生活困窮者自立支援法            | 10        |
| (3) 成年後見制度利用促進法           | 10        |
| (4) 再犯防止推進法               | 10        |
| (5) 災害対策基本法               | 10        |
| (6) 重層的支援体制について           | 11        |
| 2 徳島県の動き                  | 12        |
| <b>第3章 徳島市を取り巻く現状と課題</b>  | <b>13</b> |
| 1 統計からみる現状                | 13        |
| (1) 人口・世帯の状況              | 13        |
| (2) 子どもの状況                | 15        |
| (3) 高齢者の状況                | 17        |
| (4) 障害者の状況                | 19        |
| (5) 生活支援の状況               | 20        |
| 2 市民アンケートからみる現状           | 22        |
| (1) 5年前の地域環境に対する比較        | 22        |
| (2) 日常の買い物                | 23        |
| (3) 世代間交流                 | 24        |
| (4) 近所づきあい                | 25        |
| (5) 子どもの育成                | 26        |
| (6) 福祉活動への参加状況・参加希望       | 27        |
| (7) 住んでいる地域の災害時の要配慮者の把握状況 | 28        |

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (8) 住民が取り組むべきこと                      | 29        |
| (9) 福祉施策をより充実するために重要と考える取組           | 30        |
| (10) 地域共生社会の実現に向けて                   | 31        |
| (11) ひきこもり対策について                     | 32        |
| (12) 再犯防止に必要な取組                      | 33        |
| (13) 成年後見制度について                      | 34        |
| <b>3 事業所アンケートから見る現状</b>              | <b>35</b> |
| (1) 5年前の地域環境に対する比較                   | 35        |
| (2) 福祉活動を行う上での問題点                    | 36        |
| (3) 活動場所の災害時の要配慮者の把握状況               | 37        |
| (4) 住民が取り組むべきこと                      | 38        |
| (5) 福祉施策をより充実するために重要と考える取組           | 39        |
| (6) 地域共生社会の実現に向けて                    | 40        |
| (7) ひきこもり対策について                      | 41        |
| (8) 再犯防止に必要な取組                       | 42        |
| (9) 成年後見制度について                       | 43        |
| <b>4 地域の課題解決に向けた取組に関する意見聴取から見る現状</b> | <b>44</b> |
| <b>5 徳島市の地域福祉をめぐる主な課題</b>            | <b>45</b> |
| (1) 地域コミュニティの維持と強化                   | 45        |
| (2) 包括的な相談支援体制の充実と複合化・複雑化するニーズへの対応   | 45        |
| (3) 地域福祉を支える担い手の育成・確保                | 46        |
| (4) 生活環境の整備                          | 46        |

## **第4章 計画の基本的な考え方** ..... **47**

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| <b>1 基本理念</b>           | <b>47</b> |
| <b>2 計画の体系</b>          | <b>48</b> |
| <b>3 基本目標および施策の評価指標</b> | <b>49</b> |
| <b>4 他の関連計画との連携</b>     | <b>53</b> |
| <b>5 地域福祉に携わる様々な主体</b>  | <b>54</b> |
| (1) 地域住民に期待する役割         | 54        |
| (2) 福祉事業所・団体等などに期待する役割  | 54        |
| (3) 社会福祉協議会の役割          | 55        |
| (4) 行政の役割               | 55        |

## **第5章 施策の展開** ..... **56**

|  |           |
|--|-----------|
| <b>基本目標1 支え合いの意識を持った地域づくり</b>          | <b>56</b> |
| 基本施策（1）人と地域のきずなづくりの強化                  | 56        |
| 基本施策（2）地域ぐるみの支え合い活動の推進                 | 57        |
| 基本施策（3）地域における交流機会の充実                   | 58        |
| <b>基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり</b>       | <b>59</b> |
| 基本施策（4）包括的な相談支援体制の構築                   | 59        |
| 基本施策（5）成年後見制度の普及と利用促進（徳島市成年後見制度利用促進計画） | 60        |

|   |           |
|---|-----------|
| 基本施策（6）情報提供手段の充実                        | 61        |
| 基本施策（7）福祉サービス提供基盤の確保と質の向上               | 62        |
| 基本施策（8）民生委員・児童委員の活動促進への支援               | 63        |
| 基本施策（9）生活困窮者の自立支援の充実                    | 64        |
| 基本施策（10）自殺予防への対応                        | 65        |
| 基本施策（11）社会福祉法人等による公益的活動の促進              | 66        |
| <b>基本目標3 地域福祉の担い手づくり</b>                | <b>67</b> |
| 基本施策（12）福祉教育と生涯学習の推進                    | 67        |
| 基本施策（13）人権や地域福祉に関する意識の醸成                | 68        |
| 基本施策（14）福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援            | 69        |
| 基本施策（15）ボランティア・NPO等の活動の活性化              | 70        |
| 基本施策（16）地域福祉活動を推進する組織・人材づくり             | 71        |
| <b>基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり</b>           | <b>72</b> |
| 基本施策（17）誰もが暮らしやすい生活環境の整備                | 72        |
| 基本施策（18）すべての人にやさしい地域づくり                 | 73        |
| 基本施策（19）要支援者を地域で支える体制づくり                | 74        |
| 基本施策（20）健康づくり・生きがい活動等の促進                | 76        |
| 基本施策（21）再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進（徳島市再犯防止推進計画） | 77        |
| <b>基本施策別 主な取組・事業一覧</b>                  | <b>78</b> |
| <b>第6章 計画の推進に向けて</b>                    | <b>82</b> |
| 1 協働による推進体制                             | 82        |
| 2 計画の普及啓発                               | 82        |
| 3 計画の評価・検証                              | 82        |
| <b>第7章 資料編</b>                          | <b>83</b> |
| 1 計画の策定経過                               | 83        |
| (1) 徳島市地域福祉計画の策定体制                      | 83        |
| (2) 徳島市地域福祉計画の策定経過                      | 85        |
| 2 徳島市地域福祉計画策定市民会議                       | 87        |
| (1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要綱                 | 87        |
| (2) 徳島市地域福祉計画策定市民会議委員名簿                 | 88        |
| 3 徳島市地域福祉推進連絡会                          | 89        |
| (1) 徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱                    | 89        |
| (2) 徳島市地域福祉推進連絡会委員名簿                    | 91        |
| (3) 徳島市地域福祉推進幹事会幹事名簿                    | 92        |
| 4 用語解説                                  | 93        |



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展によるひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加等、家族形態の多様化により、生活への不安や援助を求める人が増加しています。また、社会経済情勢の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民自らが地域を支え、支えられるという社会的なつながりが希薄化しています。

こうした社会の変化を背景に、生活困窮、社会的孤立、虐待、孤立死や自殺などに加え、人口減少に伴う空き家や空き店舗、管理されない空地の増加など、地域で暮らしていくうえでの課題は、社会保障の領域を超えて多様で複合的なものになっています。また、介護と育児の課題を同時に抱えるダブルケア世帯や8050問題などの複雑化・複合化した課題が増えてきており、既存の制度・分野ごとの「縦割り」の取組では解決ができない状況となっています。

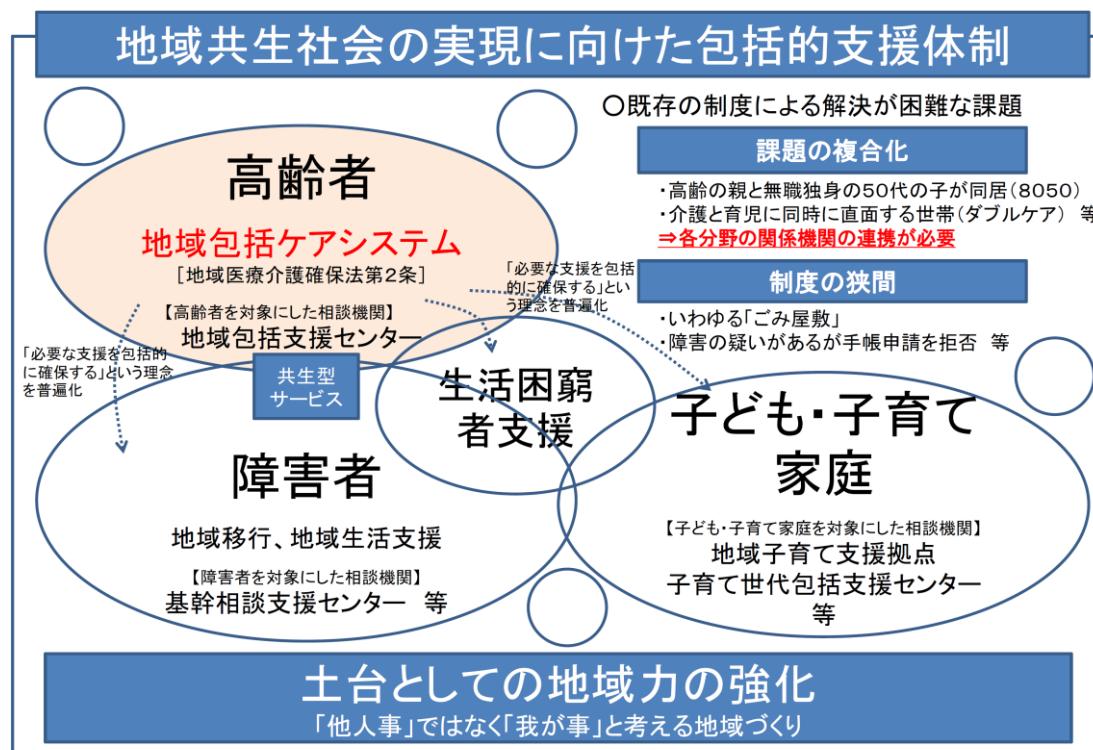
これらの地域における様々な課題は、行政だけの取組で対応することが困難になりつつあり、あらためて地域での支え合いやコミュニティの重要性が問われているといつても過言ではありません。そのため、公的サービスの充実だけではなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域における福祉を推進していく必要があります。また、近年の台風被害や新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式への対応など、新たな課題も出てきており、地域の特性に合わせて、住民や関係機関で協力し合い、対応していくことが求められています。

昨今、国では、子ども・子育て支援新制度の開始、介護保険制度の改正、障害者差別解消法の施行、生活困窮者自立支援制度の本格実施などを進めており、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現をめざした取組を推進しています。さらに、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、市町村地域福祉計画は、新たに高齢者、障害のある人、子ども、子育てといった対象ごとに根拠法の異なる計画の分野を超えた共通の取組や包括的な支援体制づくりなどについて定めることが求められています。

### コラム：包括的な支援体制と地域包括ケアシステムなどの関係性

地域包括ケアシステムは、高齢者が病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるための体制づくりとして、高齢者分野で掲げられたものですが、その基本的な考え方は、支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりにあります。

社会福祉法や地域共生社会の実現のために触れられている包括的な支援体制と、地域包括ケアシステムなどの関係性については、次のように整理されています。



資料：厚生労働省

つまり、包括的な支援体制とは、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。

そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

## 2 計画策定の趣旨

地域福祉とは、だれもが支援を必要とする立場になる可能性があることを認識し、地域住民、事業者、行政等が協働して、すべての人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるようにするための取組です。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「包括的な支援体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

昨今、地域における課題やニーズは複雑化・多様化しており、その解決にあたっては、地域住民や福祉団体など多様な主体が連携・協力しながら、地域福祉を推進していくことが求められており、自助（一人ひとりの努力）、互助（住民同士の支え合い）、共助（社会保障など相互扶助）、公助（公的な福祉サービス・支援）が、それぞれの強みを發揮しながら連携・協力していくことが重要です。地域福祉の推進によって、思いやりや支え合いの心が生まれ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく充実した生活を送ることができるような地域づくりにつながります。

本市では、平成29年6月に「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、第2期徳島市地域福祉計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図るとともに、地域福祉課題の解決に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、核家族化など、地域を取り巻く環境が急速に変化する中、日常生活に支援が必要な高齢者等の増加や地域を支える担い手不足が深刻化するとともに、自殺や虐待、ひきこもりなど様々な分野の問題が絡み合い複雑化し、複合的な支援を必要とするケースも増加しており、これまでの取組をより地域の特性や実情に対応したものに見直すことが必要となっています。

この度、第2期計画の計画期間が令和3年度末で終了することから、令和2年度及び令和3年度の2カ年度において、こうした近年の社会情勢の変化や計画策定以降の制度改正を踏まえ、新たな地域課題に的確に対応するため、今後における地域福祉の方向性等を定めた「第3期徳島市地域福祉計画」を策定することとしました。

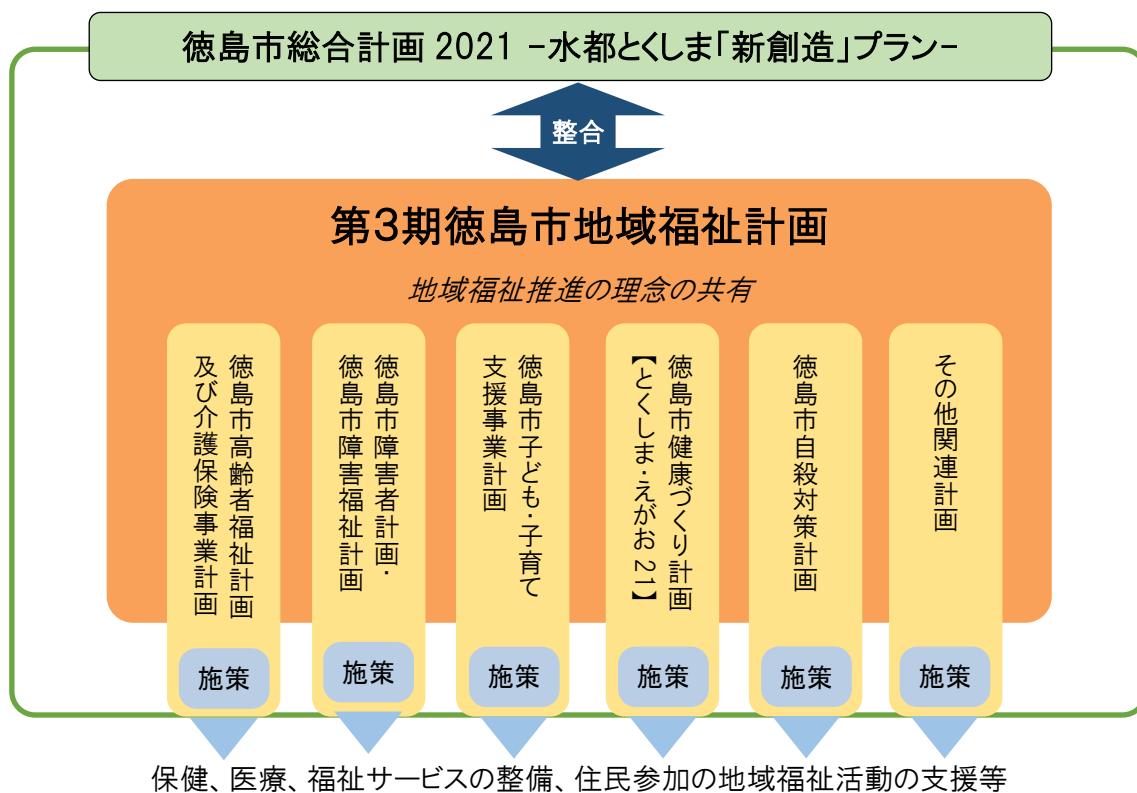
### 3 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくり指針である「徳島市総合計画 2021－水都とくしま「新創造」プラン」を上位計画として位置付け、総合計画の基本構想に基づいた福祉分野における計画です。

また、本市の福祉分野に関する関連計画の共通的な事項を記載するいわば上位計画であり、関連計画が持つそれぞれの専門的な考え方や施策を、総合的かつ横断的につなぐ計画として位置付けます。すなわち、各々の関連計画による施策・事業をより効果的に展開していく仕組みをつくることが地域福祉計画の目的です。

なお、成年後見の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づき策定する「徳島市成年後見制度利用促進計画」および再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）に基づき策定する「徳島市再犯防止推進計画」を本計画に包含し、一体的な支援体制を構築します。

#### 〈関連計画との関係〉



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

〈本計画及び主な関連計画の計画期間〉

| 令和<br>計画の名称                 | 2年度<br>(2020) | 3年度<br>(2021)       | 4年度<br>(2022) | 5年度<br>(2023) | 6年度<br>(2024) | 7年度<br>(2025) | 8年度<br>(2026) | 9年度<br>(2027) | 10年度<br>(2028) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------|---------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 徳島市総合計画 2021                | 前期<br>計画      | 現行計画(※実施計画は3年毎に見直し) |               |               |               |               |               |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市地域福祉計画                   | 第2期           |                     | 第3期(本計画)      |               |               |               |               | 次期計画          |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市障害福祉計画                   | 第5期           | 第6期                 |               | 第7期           |               |               | 第8期           |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市高齢者福祉計画<br>及び介護保険事業計画    | 第7期           | 第8期                 |               | 第9期           |               |               | 第10期          |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市障害者計画                    | 現行計画          |                     |               | 次期計画          |               |               |               |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市子ども・子育て<br>支援事業計画        | 第2期           |                     |               |               | 第3期           |               |               |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市健康づくり計画<br>【とくしま・えがお 21】 | 第2次           |                     |               | 第3次           |               |               |               |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 徳島市自殺対策計画                   | 現行計画          |                     |               | 次期計画          |               |               |               |               |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 5 計画の対象者

地域福祉計画は、高齢者、障害者、子ども、若者など全ての人々を対象としています。

地域にお住まいの全ての人々は、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在です。

具体的には、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、NPO、学校、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業などです。

## 6 計画の策定体制

---

### (1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議

本計画を策定するに当たり、各分野の関係団体の代表者、学識経験者、公募市民等を委員とする「徳島市地域福祉計画策定市民会議」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議を行い、その意見を計画に反映しています。

### (2) 推進本部等

本計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、関係部局の副部長等で組織する「徳島市地域福祉推進連絡会」と、その下部組織として、地域福祉に関する課長で組織する「徳島市地域福祉推進幹事会」を設置し、より実務的な視点で計画案を作成しました。

### (3) アンケートの実施

福祉に対する意識や地域福祉の実態などを把握するため、市民を対象に「地域福祉に関する徳島市民アンケート」を実施しました。

また、地域福祉活動の実態や取組を把握するため、ボランティア、NPO等各福祉関係団体を対象に「地域福祉に関する事業所アンケート」を実施しました。

その他、福祉に対する意識や地域福祉の実態などを把握するため、県内の大学生を対象に「地域の課題解決に向けた取組に関する意見聴取」を実施しました。

これらの調査による意見や課題を計画に反映しています。

#### ア 地域福祉に関する徳島市民アンケート

- 調査対象 徳島市在住の15歳以上の市民を対象として無作為抽出  
配布数 2,000人  
有効回収数 730人  
有効回収率 36.5%
- 調査方法 郵送配布・郵送回収および電子申請
- 調査期間 令和2年12月9日～12月28日

#### イ 地域福祉に関する事業所アンケート

- 調査対象 徳島市内で地域福祉活動を行うボランティア、NPO等福祉関係団体  
配布数 132団体  
有効回収数 93団体  
有効回収率 70.5%
- 調査方法 郵送配布・郵送回収および電子申請
- 調査期間 令和3年1月13日～1月29日

## ウ 地域の課題解決に向けた取組に関する意見聴取

- ・ 調査対象　　徳島大学歯学部口腔保健学科（社会福祉士取得見込み）の4年生  
配布数　　14人  
有効回収数　14人  
有効回収率　100%
- ・ 調査方法　　メール配信・メール回収
- ・ 調査期間　　令和3年2月5日～2月15日

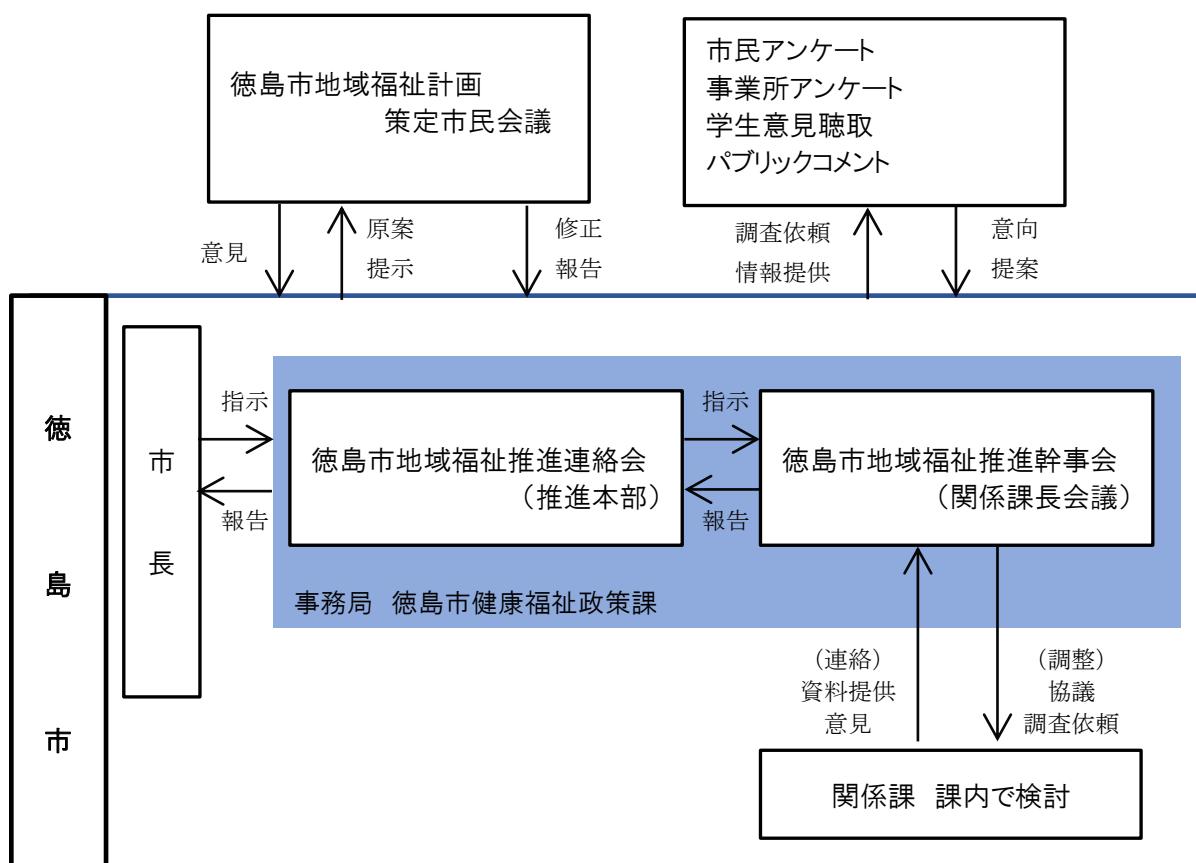
## (4) 関連計画策定時に実施したアンケートの活用

市の福祉分野での関連計画策定時において、市民ニーズの現状を把握するため実施した市民アンケートの結果を、計画策定の資料としました。

## (5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、より多くの市民から意見を伺うため、令和3年12月20日から令和4年1月19日まで、パブリックコメントを実施しました。

〈計画の策定体制図〉



## 7 本計画における地域の捉え方

---

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。隣近所や町内会、学校区等の生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者等の活動を中心とした「活動の空間」としての地域があります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それそれが重なり合いながら、住民相互のつながりや交流、助け合い等が必要になります。

こうした範囲を「地域」と捉えるほか、徳島市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、徳島市全体を「地域」と捉えます。

## 8 「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義

---

本計画では、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義は、以下のとおりとします。

### 【自助】

日常生活で身近に起こる生活課題に、個人や家族で取り組むことを、「自助」といいます。また、日頃から地域の一員として地域内でのつながりを作ることや、自助のみでの解決が難しい問題について助けを求めるとも「自助」といいます。

### 【互助】

個人や家族で解決できない問題を、地域内での近所づきあいやボランティア活動などで相互に支え合うことを「互助」といいます。相互に支え合うという意味では「共助」と共通しますが、費用負担が制度的に裏付けされていない自発的なものをいいます。

### 【共助】

介護保険に代表される社会保険制度及びサービス等、制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

### 【公助】

税による公の負担、「自助」「互助」「共助」に対する支援など、行政が担うべき課題に取り組むことを「公助」といいます。

## 第2章 地域福祉を取り巻く環境

### 1 国の動き

#### (1) 社会福祉法

社会福祉法は、昭和26年制定の社会福祉事業法が前身であり、平成12年に社会福祉法に改正され、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念のひとつに位置付けられました。平成28年3月公布（平成29年4月施行）の法改正では、福祉サービスの供給体制の整備や充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革、福祉人材の確保の促進に関する内容が改正されました。

また、平成29年6月公布（平成30年4月施行）の法改正では、各市町村における住民相互の支え合い機能の強化、公的支援機関との協働による地域課題の解決を試みる体制の整備、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築を図ることが規定されるとともに、従来は策定が「任意」とされていた市町村地域福祉計画が「努力義務」となりました。

さらに、令和2年6月公布（令和3年4月施行）の法改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村において実施する包括的な支援体制の構築を支援することが規定されています。

本市では、このような法改正の趣旨や「地域共生社会」の考え方も踏まえながら、本計画を策定します。

#### 〈改正社会福祉法〉

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立支援について本格的に検討された平成25年頃は、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加していたほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していました。また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたという調査結果により、いわゆる「貧困の連鎖」も問題視されました。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要とされ、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

## (3) 成年後見制度利用促進法

認知症・知的障害・精神障害等により財産管理や日常生活等に支障がある人を、社会全体で支え合うことは、高齢社会において喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、これらの人を支える重要な手段であり、共生社会の実現に資するものですが、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務などを明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進法が平成28年5月に施行されました。

## (4) 再犯防止推進法

全国的に検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することはもとより、犯罪や非行をした人が犯罪の責任などを自覚し、犯罪被害者の心情などを理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や障害、厳しい生育環境、不十分な学歴などの生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がいます。

こうした人に対し、地域社会で孤立させないための「息の長い」支援などを行うためには、国、地方公共団体、民間団体などの関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じる必要があるため、平成28年12月に再犯防止推進法が施行されました。

## (5) 災害対策基本法

大規模災害において、避難情報が分かりにくいために避難が遅れ被災する事例や、避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時に高齢者が被害を受ける事例が多く発生していることから、迅速でより実効性のある避難の確保が課題となっていました。

頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保、及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難勧告・避難指示の一本化等の措置を講ずる「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が令和3年5月に施行されました。

## (6) 重層的支援体制について

平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※1）に努める旨、規定されました。

国は、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施し、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、令和元年12月に今後の方針性を示しました。その内容は、本人・世帯が有する複合的な課題（※2）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援（※3）を一体的に行う「重層的支援体制」を市町村で構築し推進するものです。

### ※1 包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ③支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

### ※2 本人・世帯が有する複合的な課題

一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050問題や介護と育児のダブルケアなど)

### ※3 3つの支援

#### ①包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号に規定）

（具体的な内容）

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

#### ②参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号に規定）

（具体的な内容）

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

#### ③地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号に規定）

（具体的な内容）

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

## 2 徳島県の動き

徳島県では、平成31年3月に「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」（徳島県地域福祉支援計画）＜第3期＞を策定しています。

県の計画では、基本理念である「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、地域における「自助」「共助」「公助」の重層的なサービスによるネットワークの確立を図るとともに、特に重点的に取り組むべき項目として下記の5つの重点課題を定め、課題解決に向けた施策の展開を図っています。

### 重点課題①包括的な相談・支援体制づくり

- (1) 包括的に対応できる体制の整備
- (2) 地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実

### 重点課題②地域住民等との連携・協働による共に支え合う地域づくり

- (1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる環境の整備
- (2) 地域におけるきずなの確保

### 重点課題③安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

- (1) 福祉サービス利用者の権利・利益の確保
- (2) 福祉サービスの質の向上への取組

### 重点課題④地域福祉の担い手づくり

- (1) 福祉意識の普及啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上
- (4) ボランティア・NPO育成と活動支援
- (5) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

### 重点課題⑤災害に強い福祉のまちづくり

- (1) 社会福祉施設等の対策
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 支援を必要とする方に係る情報の整備
- (4) 避難行動要支援者に対する個別支援計画
- (5) 福祉避難所の設置・運営
- (6) 災害ボランティアセンターの体制整備
- (7) 関係団体との連携協力体制の構築
- (8) 広域的な支援体制の整備

# 第3章 徳島市を取り巻く現状と課題

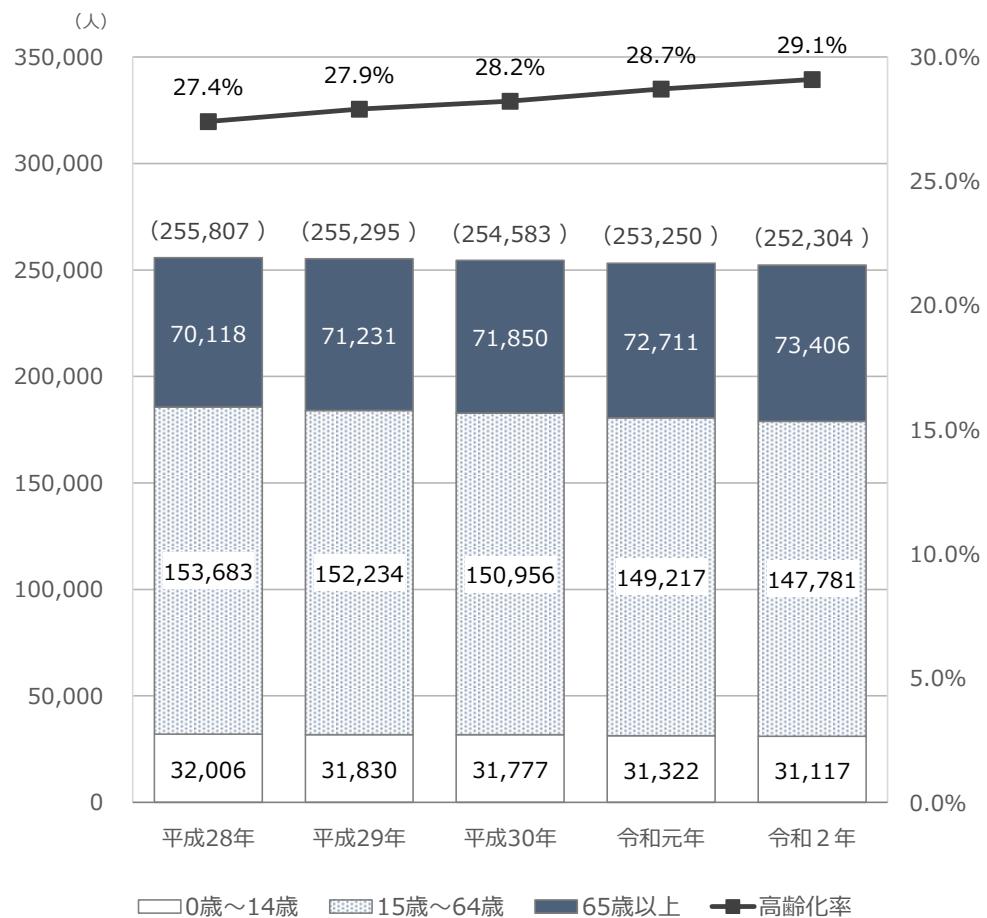
## 1 統計からみる現状

### (1) 人口・世帯の状況

#### ① 人口の状況

徳島市の人口は、平成28年の255,807人から令和2年には252,304人と減少しています。また、高齢化率は増加傾向にあり、今後も65歳未満人口の減少と65歳以上人口の増加によってさらに高齢化は進行すると推測され、地域福祉を推進するうえでは、関係人口の拡大も含め、定住人口の増加に向けた取組を推進する必要があります。

〈人口と高齢化率の推移〉

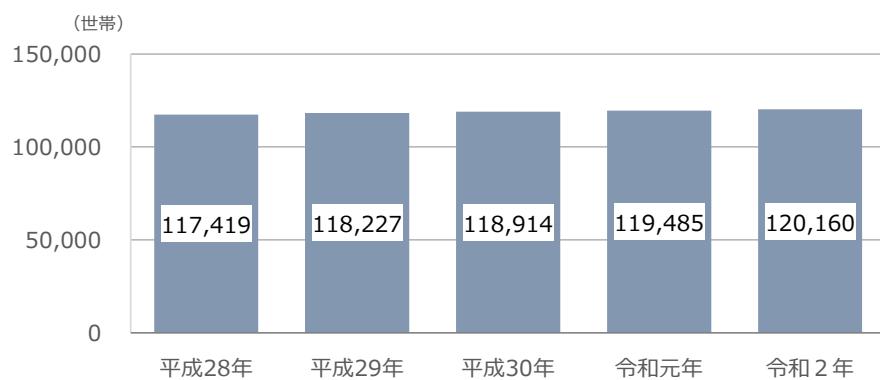


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

## ②世帯の状況

世帯数は、平成28年の117,419世帯から令和2年には120,160世帯と増加しています。人口の減少に関わらず世帯数が増加していることから、徳島市でも核家族化・高齢化に伴う夫婦のみの世帯や一人暮らし世帯等の増加が生じていると推測されます。

〈世帯数の推移〉



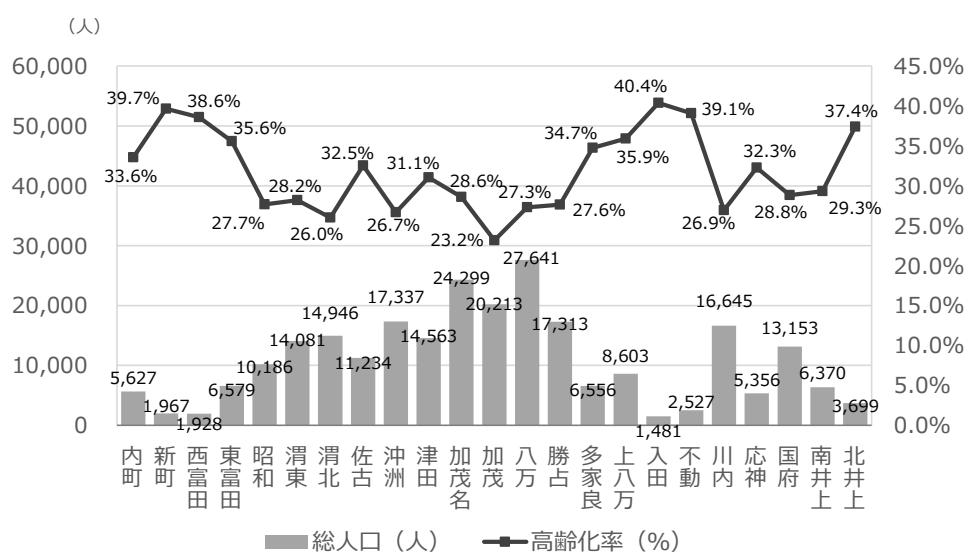
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

## ③地区別の人団の状況

地区別の人団は、人口が最多いのは八万地区で27,641人となっており、最も少いのは入田地区で1,481人となっています。

また、高齢化率は入田地区が40.4%と最も高く、加茂地区が23.2%と最も低くなっています。

〈地区別の人団と高齢化率の推移〉



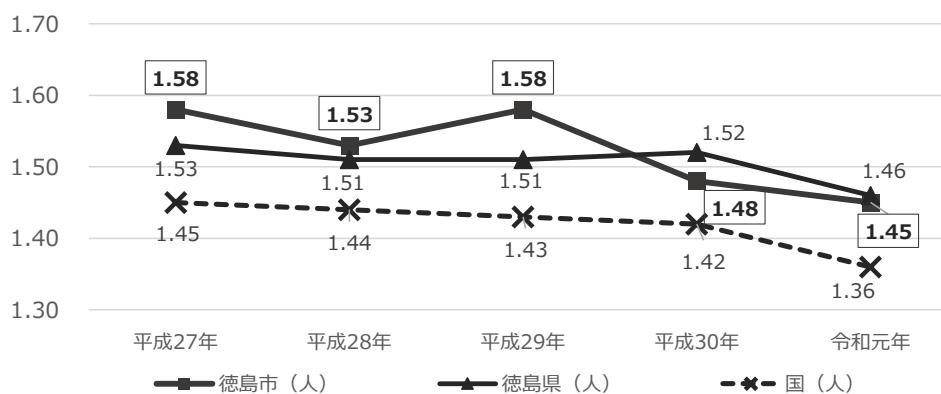
資料：住民基本台帳人口（令和2年4月1日現在）

## (2) 子どもの状況

### ①合計特殊出生率

徳島市の合計特殊出生率は、平成27年の1.58から令和元年には1.45となっていきます。

〈合計特殊出生率の推移〉



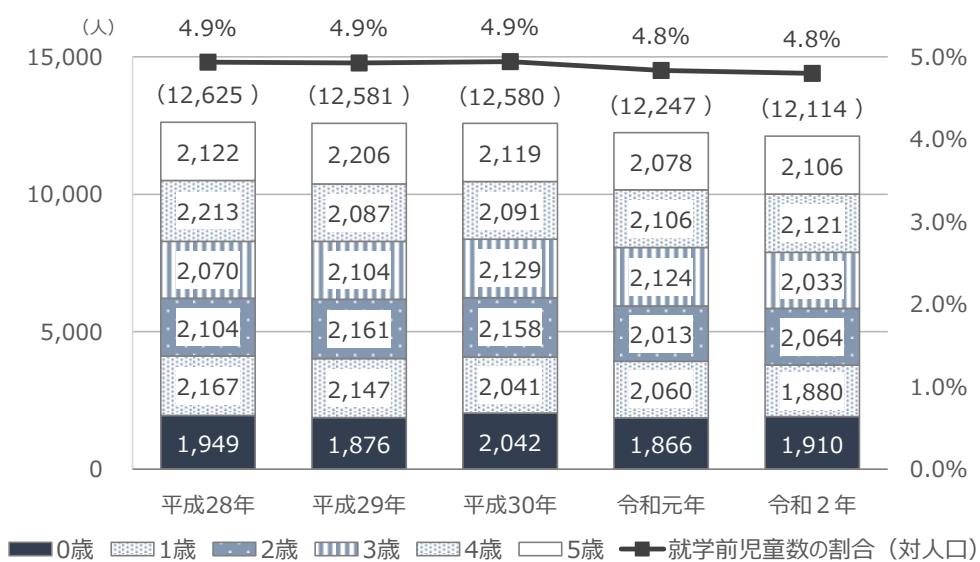
資料：厚生労働省「人口動態調査」「人口動態統計特殊報告」、徳島市は独自算出

※合計特殊出生率とは一人の女性が15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示す。

### ②児童数

就学前児童数は、平成28年以降は減少傾向にあり、人口に対する就学前児童数の割合も、平成28年の4.9%から令和2年には4.8%と横ばい状態ながらも減少傾向にあります。

〈児童数の推移〉



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

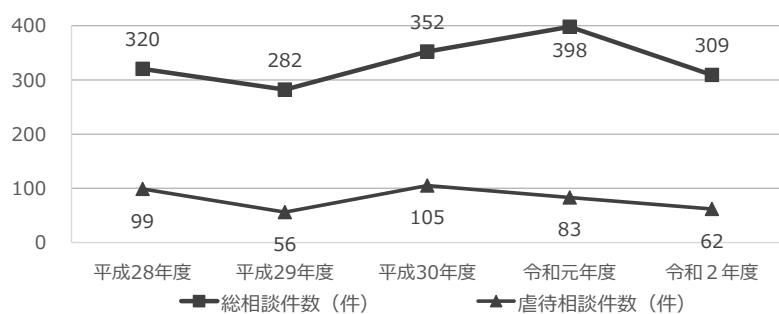
### ③家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、平成28年度の320件から令和2年度には309件となっています。そのうち虐待相談件数は、増加している年度がありながらも、平成27年度の99件から令和2年度の62件と減少傾向となっています。

相談ケースの年齢別内訳をみると、就学前が196件と全体の6割以上を占めて最も多くなっており、年齢が高くなると相談ケースは少なくなっています。

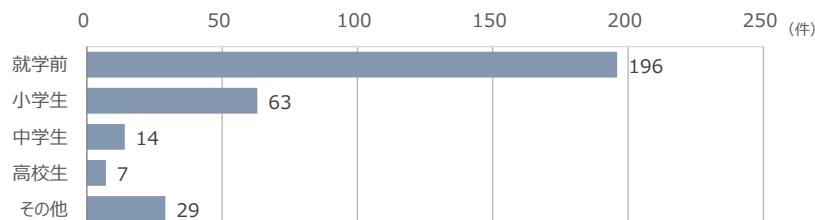
相談の経路別状況は、保健センターが116件と最も多く、次いで福祉事務所54件、児童相談所43件となっています。

〈総相談件数・虐待相談件数の推移〉



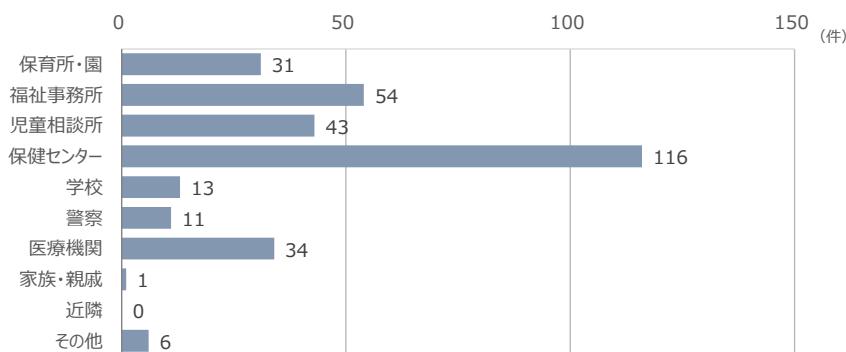
資料：保健福祉事業の概要（令和元年度まで）、徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

〈相談ケースの年齢別内訳〉



資料：徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

〈相談の経路別状況〉



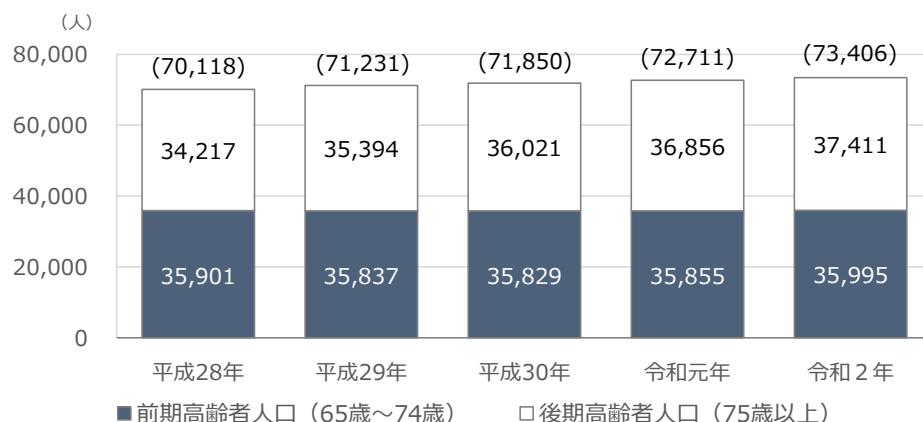
資料：徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

### (3) 高齢者の状況

#### ①高齢者人口

徳島市の65歳以上の高齢者人口は、平成28年の70,118人から令和2年には73,406人となっており、今後も増加が見込まれます。

〈高齢者人口の推移〉

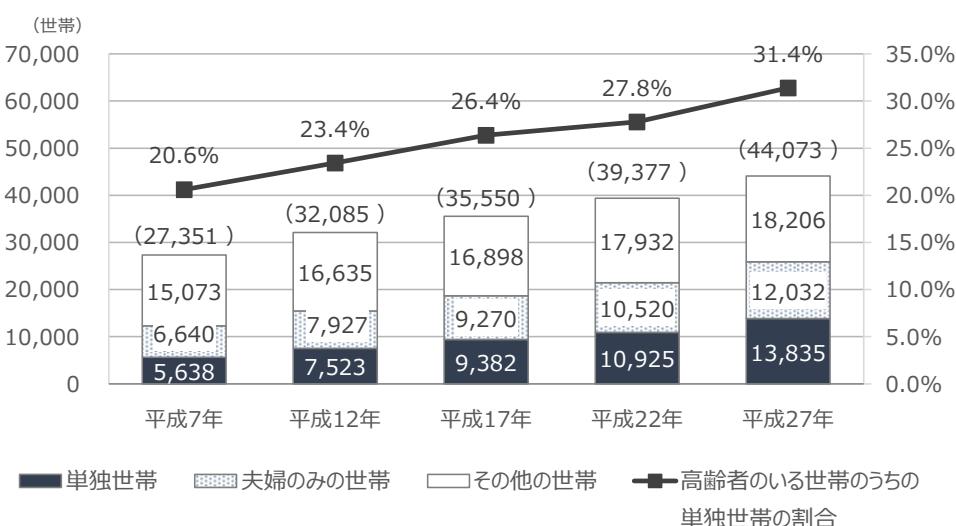


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

#### ②高齢者世帯の状況

高齢者世帯は、平成7年の27,351世帯から平成27年には44,073世帯と増加しています。また、高齢者のいる世帯のうち単独世帯の割合は、平成7年の18.6%から平成27年の31.4%と増加しています。

〈高齢者世帯の推移〉

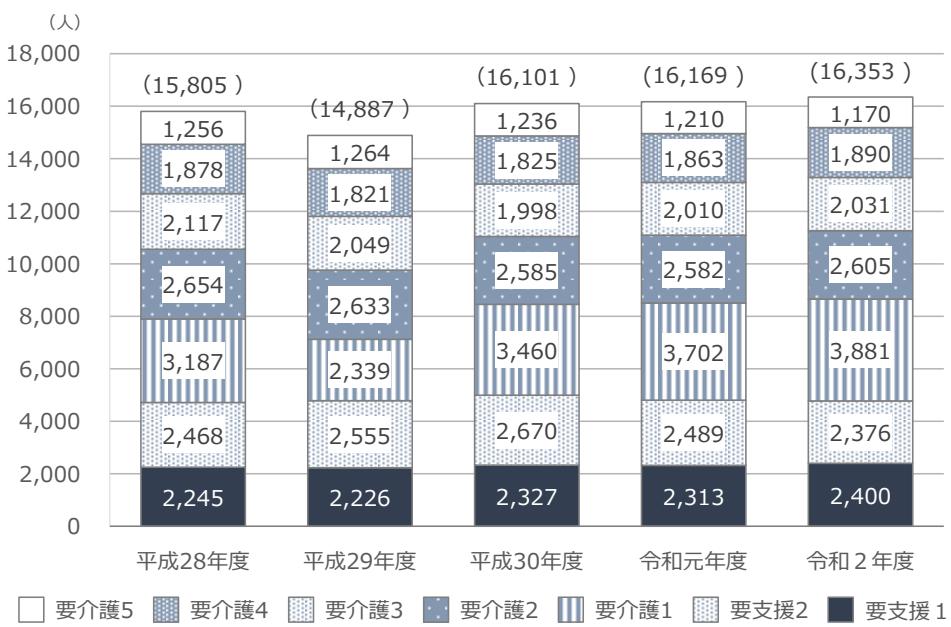


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### ③要介護（要支援）認定の状況

要介護（要支援）認定者数は、平成28年度の15,805人から令和2年度には16,353人となっており、今後も増加が見込まれます。

〈要介護（要支援）認定者の推移〉

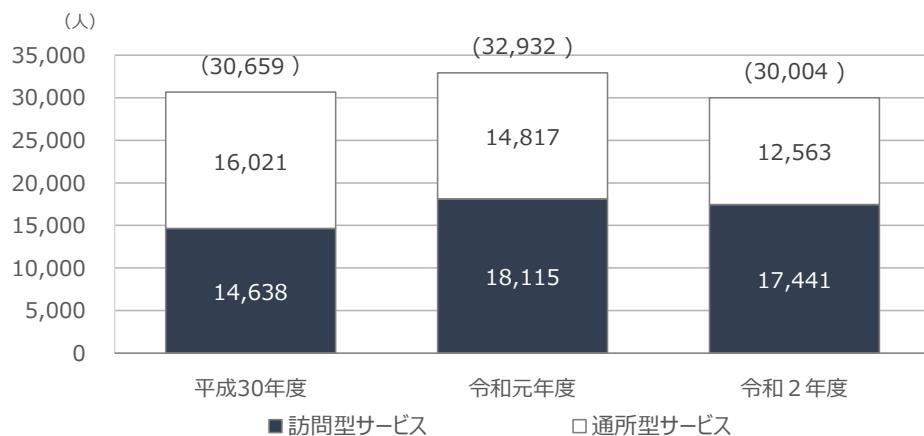


資料：保健福祉事業の概要（令和元年度まで）、徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

### ④介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用状況

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用状況は、平成30年度の30,659人から令和2年度の30,004人と減少しています。

〈介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用者の推移〉



資料：保健福祉事業の概要（令和元年度まで）、徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

## (4) 障害者の状況

### ①障害者手帳所持者数の状況

徳島市の身体障害者手帳所持者数は、平成27年度以降減少しています。一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

また、これら手帳所持者数の人口に占める割合は、平成27年度の5.4%から令和元年度には5.7%と増加しています。



資料：保健福祉事業の概要（各年度4月1日現在）

### ②自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、平成28年度の3,802人から令和2年度には2,546人となっています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、1年間の更新期限の延長が可能であったため、年度内に手続きを行い、受給中であることが確認済みの人数が減少している。

### 〈自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移〉



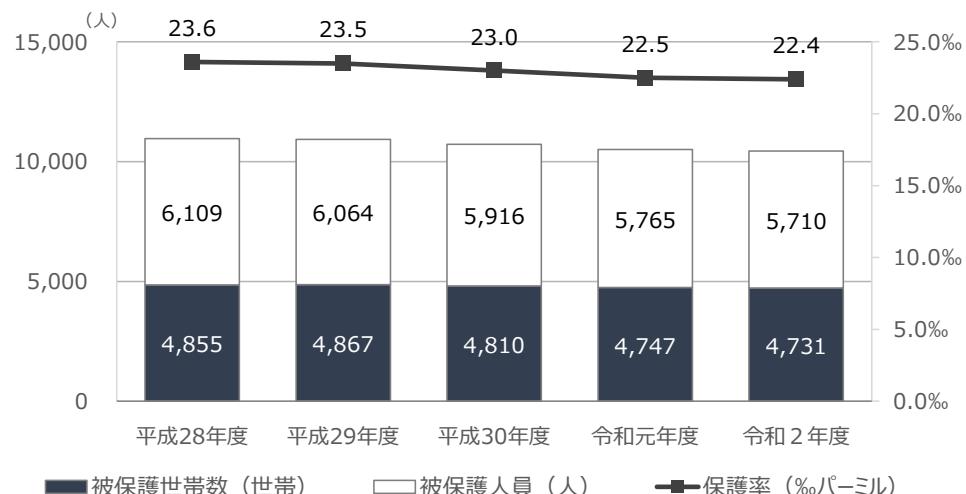
資料：保健福祉事業の概要（令和元年度まで）、徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

## (5) 生活支援の状況

### ①生活保護の被保護人員・世帯数

徳島市の生活保護の被保護人員は、平成28年度の6,109人から令和2年度には5,710人と減少しています。また、保護率もほぼ横ばい傾向にあります。

〈生活保護の被保護人員・世帯数の推移〉

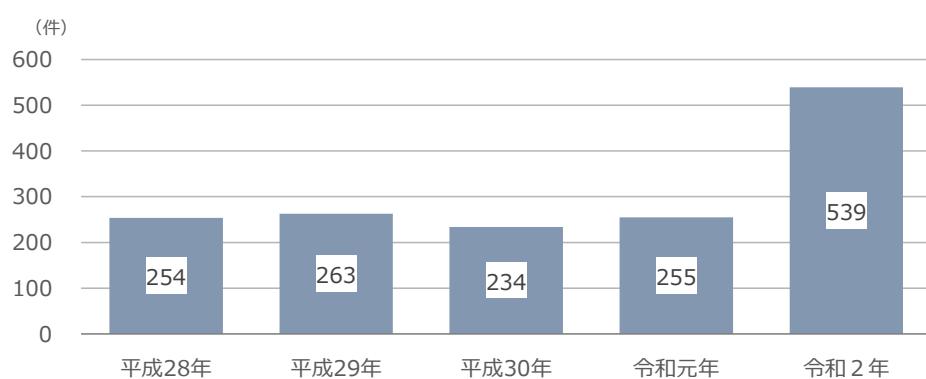


資料：保健福祉事業の概要（令和元年度まで）、徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

### ②生活困窮者自立相談支援事業の利用状況

生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数は、平成28年の254件から令和2年の539件と約2倍に増加しています。

〈生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数の推移〉

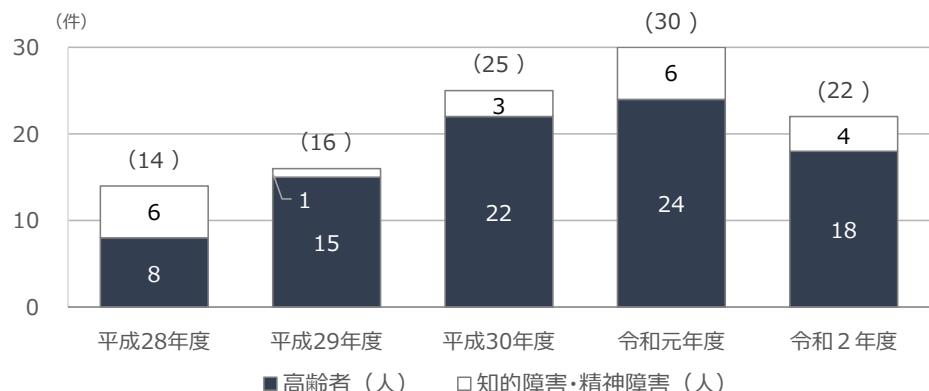


資料：徳島市社会福祉協議会

### ③成年後見制度の利用状況

成年後見制度における市長申立件数は、高齢者が平成28年度の8人から令和2年度の18人と大幅に増加しています。

〈成年後見制度における市長申立件数の推移〉

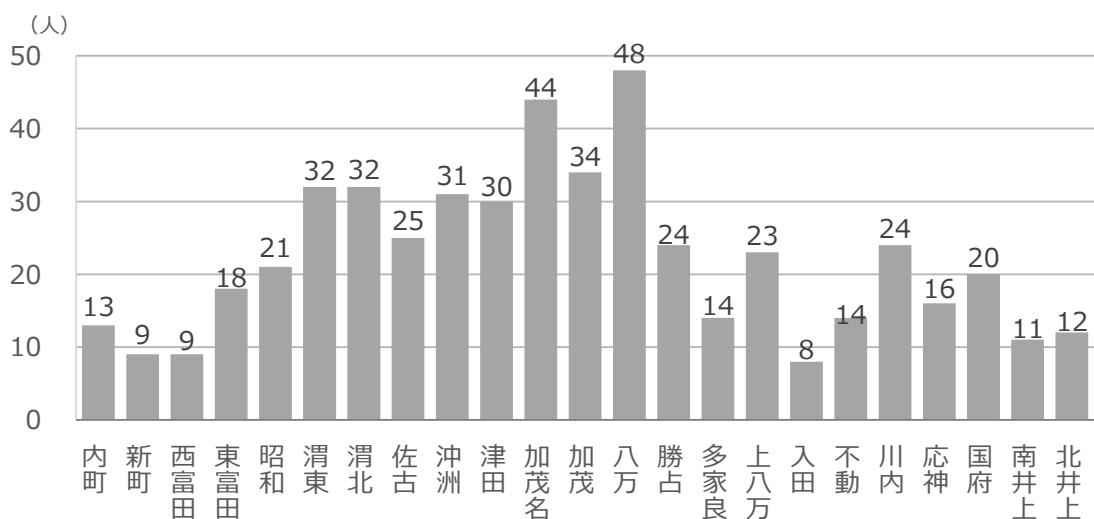


資料：保健福祉事業の概要（令和元年度まで）、徳島市健康福祉政策課（令和2年度）

### ④民生委員・児童委員数

徳島市の民生委員・児童委員の定数516人に対し、現員数は512人となっており、充足率は99.2%となっています。

〈地区別民生委員・児童委員数〉



(資料：徳島市健康福祉政策課（令和3年4月1日現在）

## 2 市民アンケートからみる現状

### (1) 5年前の地域環境に対する比較

地域に関する環境を5年前と比べてどのように変化したと思うかみると、「良くなつた（『かなり良くなつた』及び『多少は良くなつた』）」は「生活面で便利である」（25.8%）が最も高く、次いで「必要なときに充実した医療を受けることができる」（23.8%）、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」（23.3%）などとなっています。

一方で、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」（13.6%）や「住民同士の交流がある」（12.1%）、「世代が違う人同士の交流がある」（11.0%）などでは「むしろ悪くなつた」割合が比較的高くなっています。

〈5年前の地域環境に対する比較〉



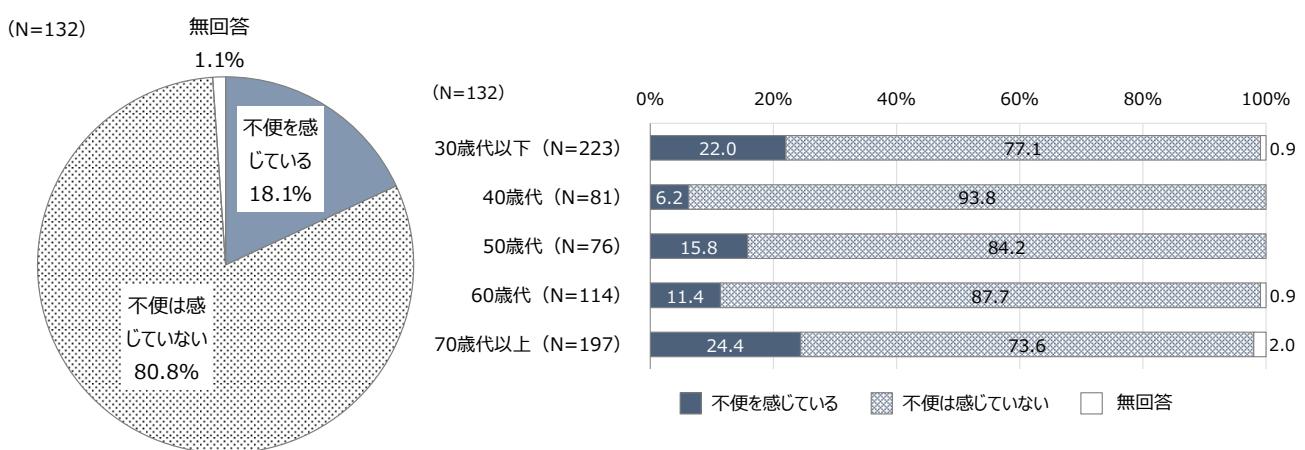
## (2) 日常の買い物

日常の買い物について不便を感じているかをみると、「不便を感じている」が 18.1% となっています。

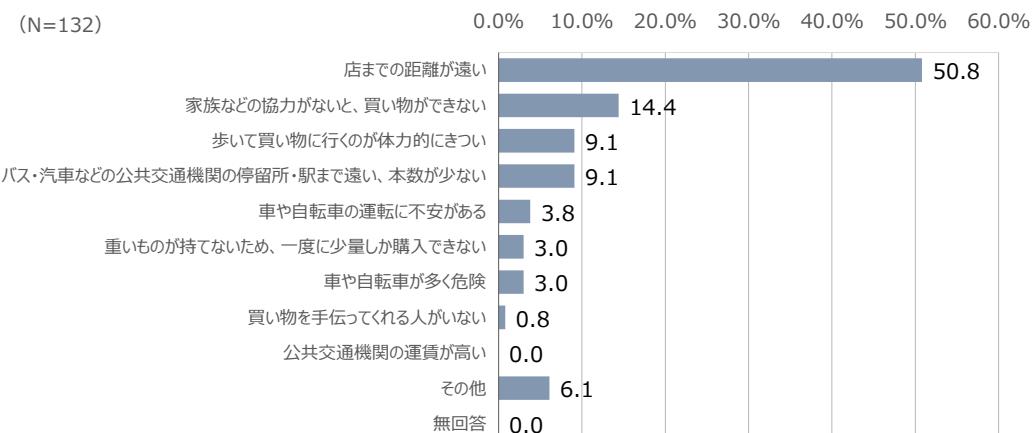
「不便を感じている」を年齢別にみると、70 歳代以上が 24.4% で最も高く、40 歳代が 6.2% で最も低くなっています。

また、不便を感じている理由をみると、「店までの距離が遠い」（50.8%）が最も高く、次いで「家族等の協力がないと、買い物ができない」（14.4%）、「歩いて買い物に行くのが体力的にきつい」、「バス・汽車などの公共交通機関の停留所・駅まで遠い、本数が少ない」（ともに 9.1%）などとなっています。

〈日常の買い物〉



〈不便を感じている理由〉



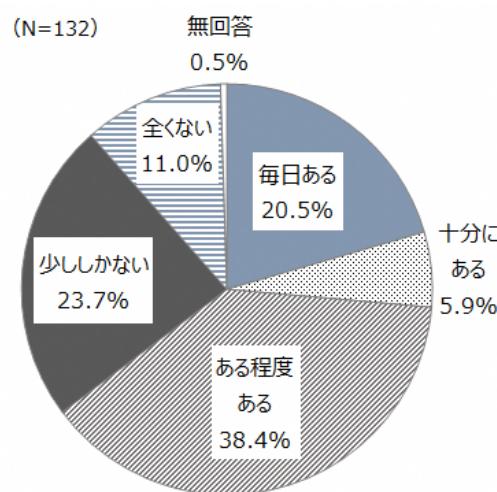
### (3) 世代間交流

他世代との交流の機会をみると、「ある程度ある」(38.4%)が最も高く、次いで「少ししかない」(23.7%)、「毎日ある」(20.5%)などとなっています。

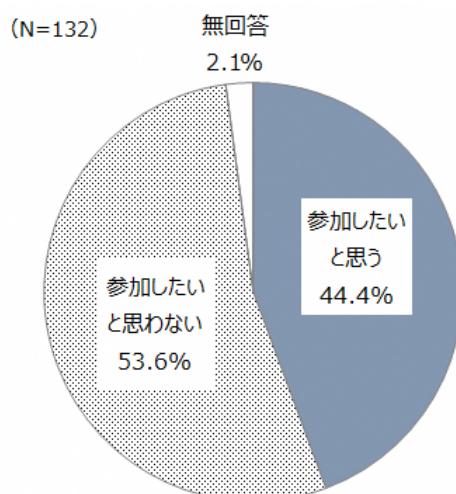
また、他の世代との交流の場に参加したいと思うかをみると、「参加したいと思わない」(53.6%)、「参加したいと思う」(44.4%)などとなっています。

参加したいと思わない理由をみると、『仕事・子育て・行事等で忙しく時間が取れない』、『地域交流自体に興味がない、自分の為に時間を使いたい』、『知り合いがいない、人との交流が苦手』といった意見が多く挙げられていました。

〈他世代との交流の機会〉



〈他世代との交流の場への参加意向〉

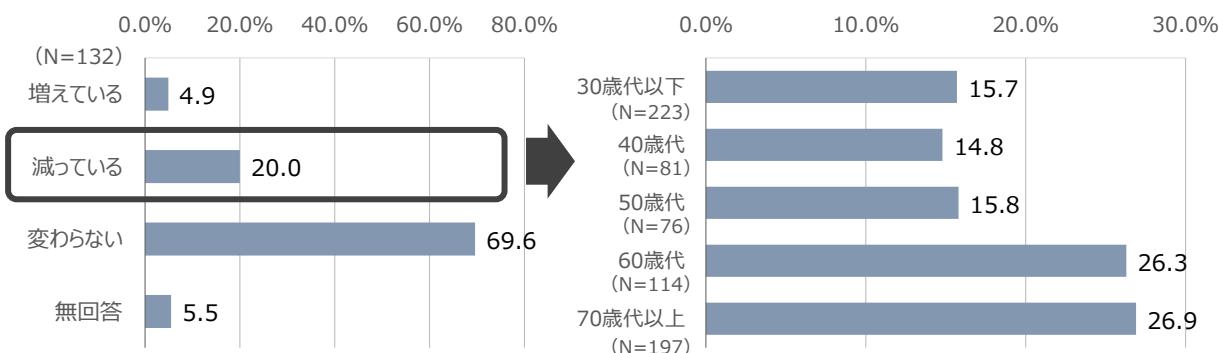


#### (4) 近所づきあい

近隣の人との関わり方をみると、「変わらない」(69.6%)が最も高く、次いで「減っている」(20.0%)、「増えている」(4.9%)となっています。

「減っている」を年齢別にみると、60歳代、70歳代以上で2割を超えています。

〈近隣の人との関わり方〉



近所づきあいが減っている理由として以下の意見が挙げられています。

| 自由意見   |
|--|
| 同年代が少なく、休みも合わない為に付き合いがない。  |
| 5年前まで老人会の役員をしていたが、今はしていないから。   |
| 高齢化の為、人口減少の為。  |
| 地域内で最近引越した為、近所の人と会うことが少ないので。   |
| 地域の人の高齢化に伴い、外に出る機会が少なくなった。若い世代の人達は働きに出ているので地域内で会うことがない。                    |
| マンション、アパートで住んでいる場合、人と会う機会は少ない。   |
| 顔を合わせることが少なくなった。   |
| 時間が近所の人と合わない時に通学しているし、家でほとんど過ごせてない。学校、部活、塾。                                |
| コロナで外出する機会も減り、またマスクをしているので会話する機会をあまり持たなくなった。                               |
| ここ数年で自宅周辺にアパートや住宅街が複数でき、自宅周辺に住む人の割合は増えたが、その人達と一切交流がないので、比率で考えると付き合いは減っている。 |
| 隣に誰が住んでいるのかわからない。  |
| 子どもを通じての付き合いが多いなか、コロナ禍で話をする機会がないため。  |
| 新しい家、住人の方が増えた。   |
| 町内会に加入しない若い人が増えたので、歳の近いご近所さんとの関わりが増えた。                                     |
| 家の前に滞在する時間が減り、会話をするなどの機会が減ったから。  |

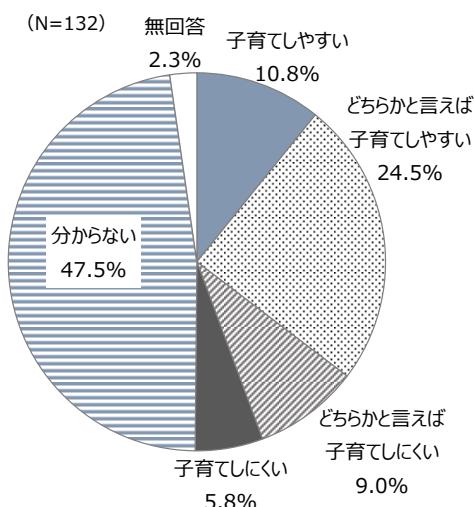
## (5) 子どもの育成

徳島市は子育てしやすいまちかどうかをみると、「子育てしやすい」と「どちらかと言えば子育てしやすい」を合わせた【子育てしやすい】の割合が35.3%と高くなっています、「どちらかと言えば子育てしにくい」と「子育てしにくい」を合わせた【子育てしにくい】の割合は14.8%となっています。

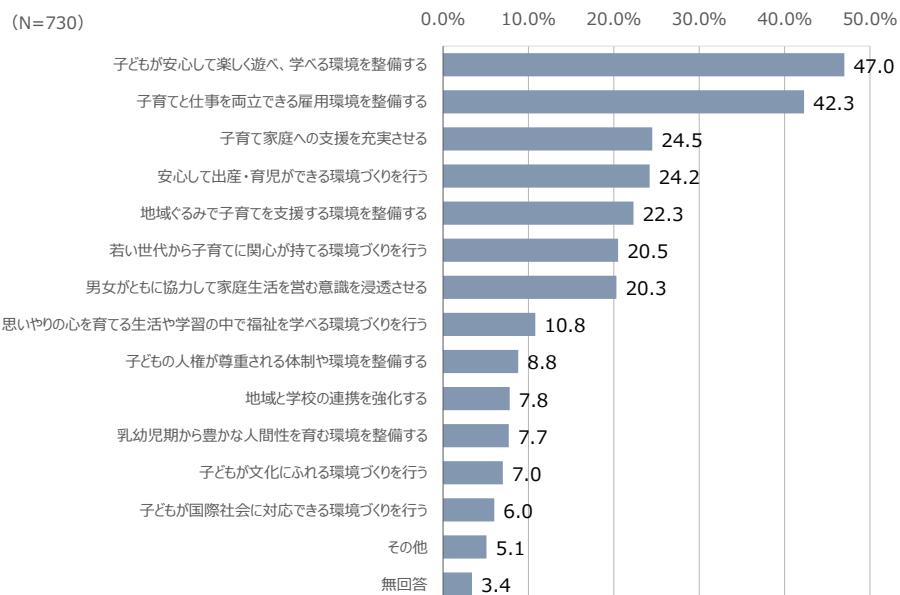
一方で、「分からぬ」の割合が47.5%と最も高くなっています。

また、子どもを健やかに育てるために重要なことをみると、「子どもが安心して楽しく遊べ、学べる環境を整備する」(47.0%)が最も高く、次いで「子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備する」(42.3%)、「子育て家庭への支援を充実させる」(24.5%)などとなっています。

〈子育てしやすいまちかどうか〉



〈子どもを健やかに育てるために重要なこと〉

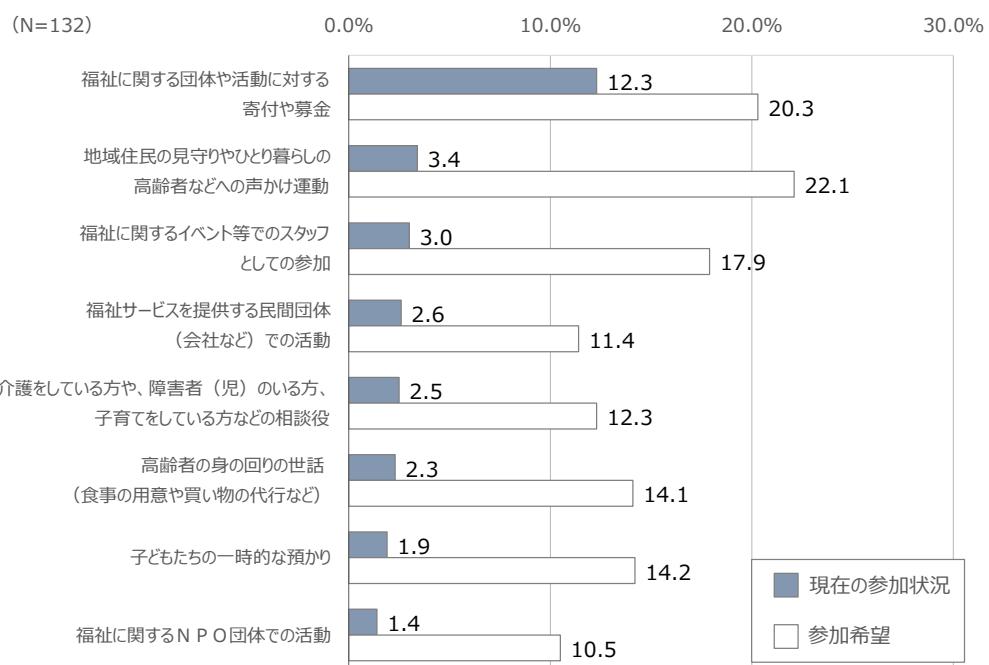


## (6) 福祉活動への参加状況・参加希望

福祉活動への参加状況をみると、「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」(12.3%)が最も高く、次いで「地域住民の見守りやひとり暮らしの高齢者などへの声かけ運動」(3.4%)、「福祉に関するイベント等でのスタッフとしての参加」(3.0%)などとなっています。

また、福祉活動への参加希望をみると、「地域住民の見守りやひとり暮らしの高齢者などへの声かけ運動」(22.1%)が最も高く、次いで「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」(20.3%)、「福祉に関するイベント等でのスタッフとしての参加」(17.9%)、「子どもたちの一時的な預かり」(14.2%)などとなっています。

### 〈福祉活動への参加状況・参加希望〉



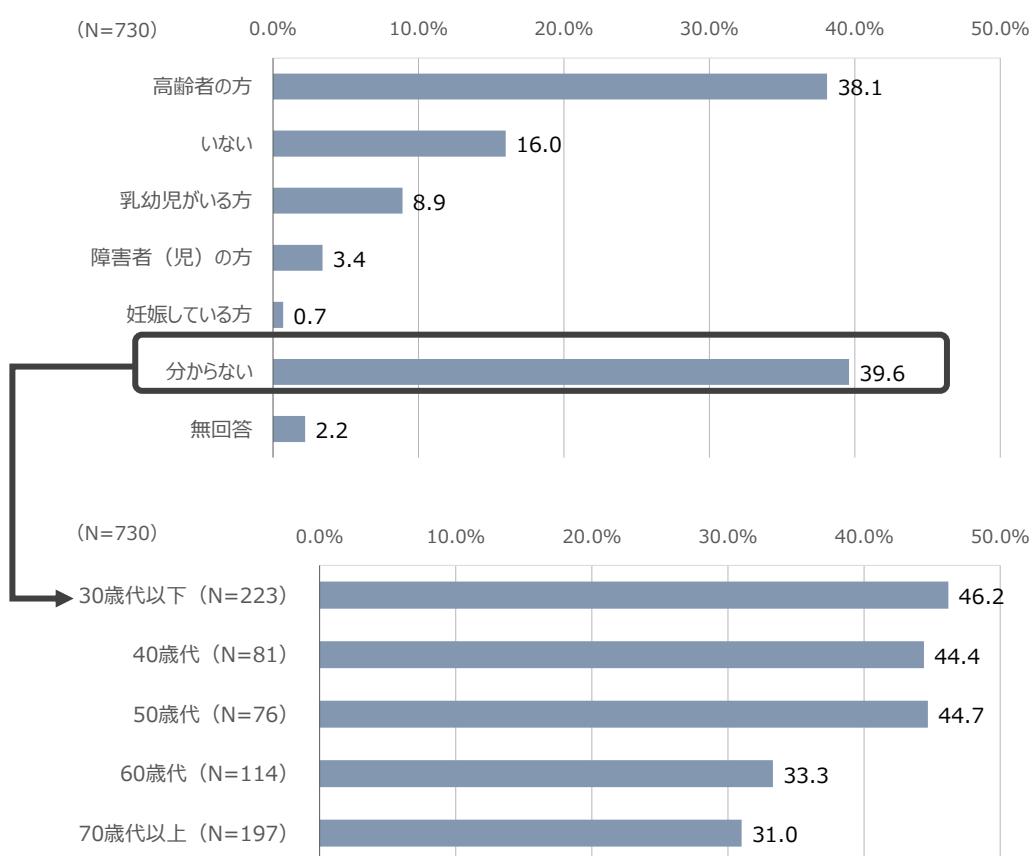
## (7) 住んでいる地域の災害時の要配慮者の把握状況

家の周りに災害時に支援を必要としそうな方は住んでいるかをみると、「高齢者の方」(38.1%)が高く、次いで「いない」(16.0%)、「乳幼児がいる方」(8.9%)などとなっています。

一方で、「分からない」の割合が39.6%と最も高くなっています。

また、「分からない」を年齢別にみると、30歳代以下(46.2%)が最も高く、次いで50歳代(44.7%)、40歳代(44.4%)などとなっています。

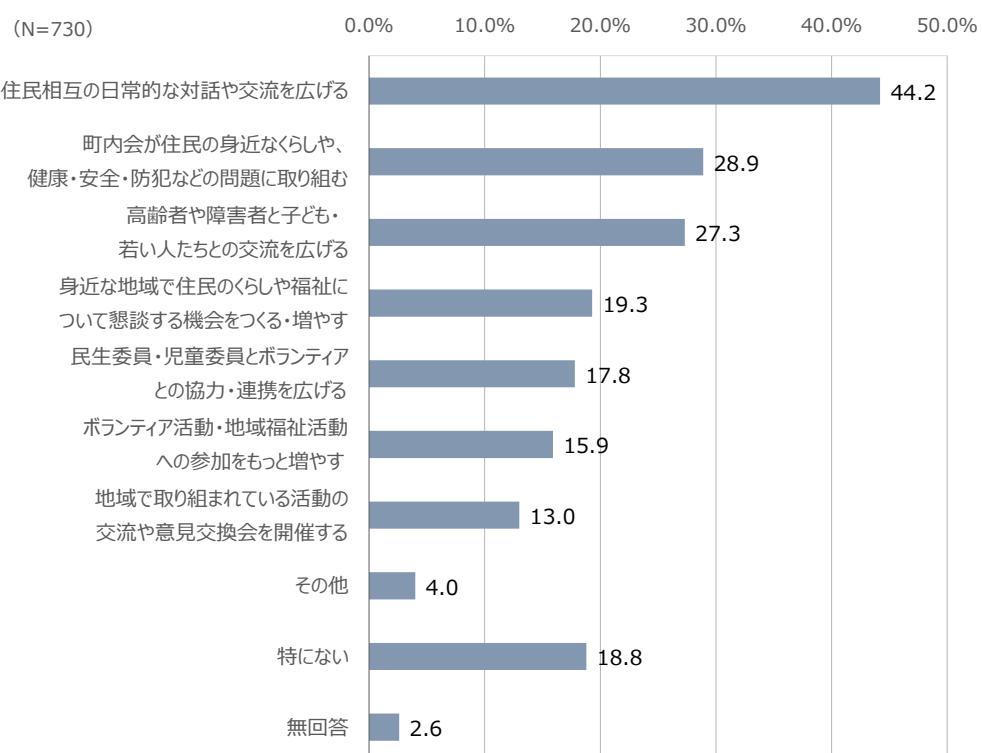
〈災害時の要配慮者〉



## (8) 住民が取り組むべきこと

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目指すうえで、住民が取り組むべきだと思うことをみると、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」(44.2%)が最も高く、次いで「町内会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」(28.9%)、「高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」(27.3%)、「身近な地域で住民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす」(19.3%)などとなっています。

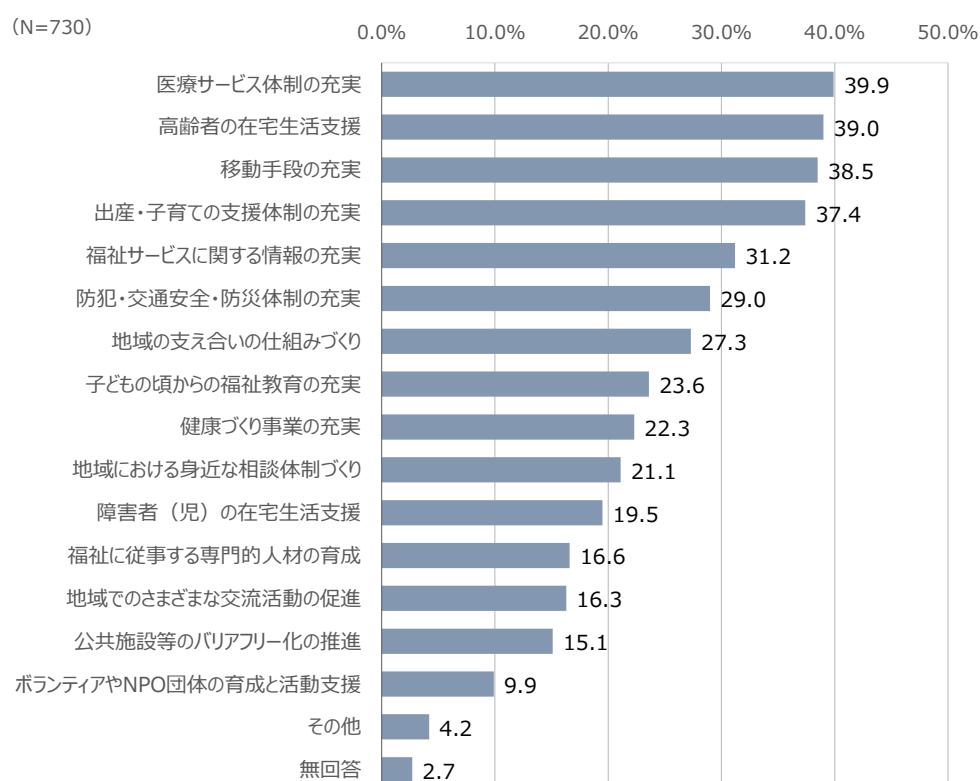
〈住民が取り組むべきこと〉



### (9) 福祉施策をより充実するために重要と考える取組

本市の福祉施策をより充実していくために、重要と考える取組をみると、「医療サービス体制の充実」（39.9%）が最も高く、次いで「高齢者の在宅生活支援」（39.0%）、「移動手段の充実」（38.5%）、「出産・子育ての支援体制の充実」（37.4%）などとなっています。

〈重要と考える取組〉

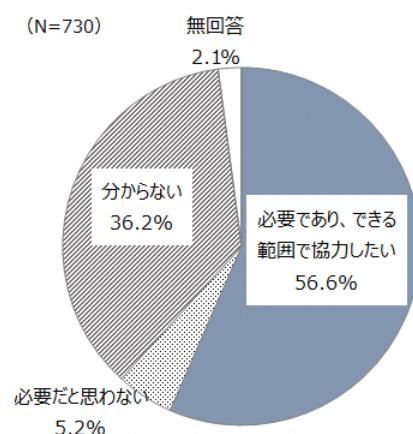


## (10) 地域共生社会の実現に向けて

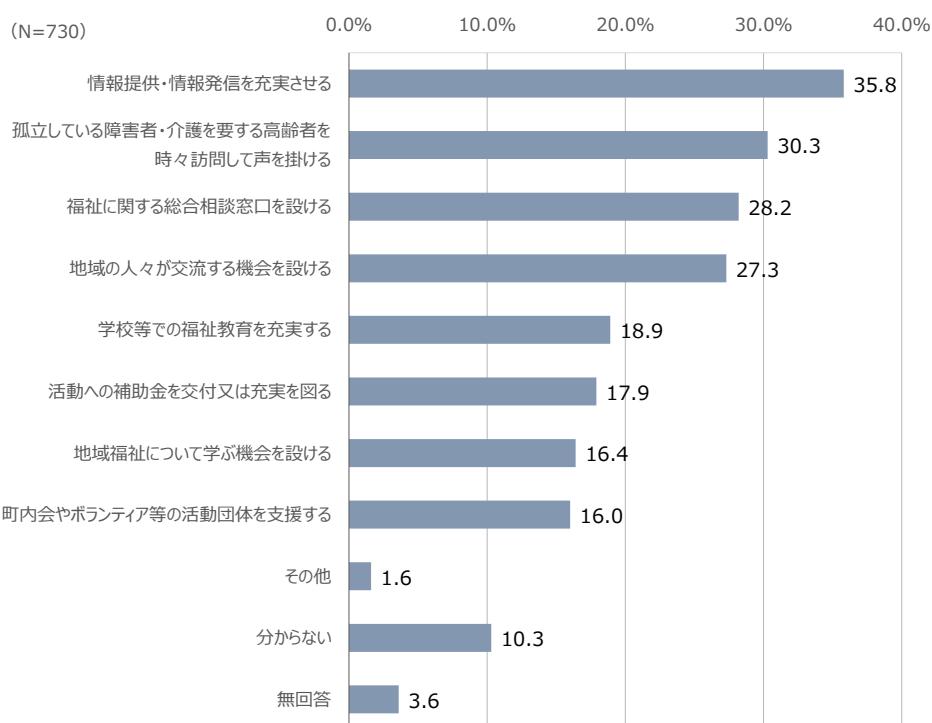
地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的な支え合いや助け合いについての考えをみると、「必要であり、できる範囲で協力したい」（56.6%）が最も高く、次いで「分からぬ」（36.2%）、「必要だと思わない」（5.2%）となっています。

地域づくりのためにどのような支援を行う必要があるかをみると、「情報提供・情報発信を充実させる」（35.8%）が最も高く、次いで「孤立している障害者・介護を要する高齢者を時々訪問して声をかける」（30.3%）、「福祉に関する総合相談窓口を設ける」（28.2%）などとなっています。

〈住民同士の自主的な支え合いや助け合いについての考え方〉



〈地域づくりのために必要な支援策〉

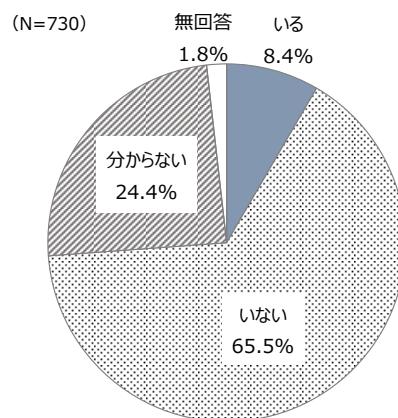


## (11) ひきこもり対策について

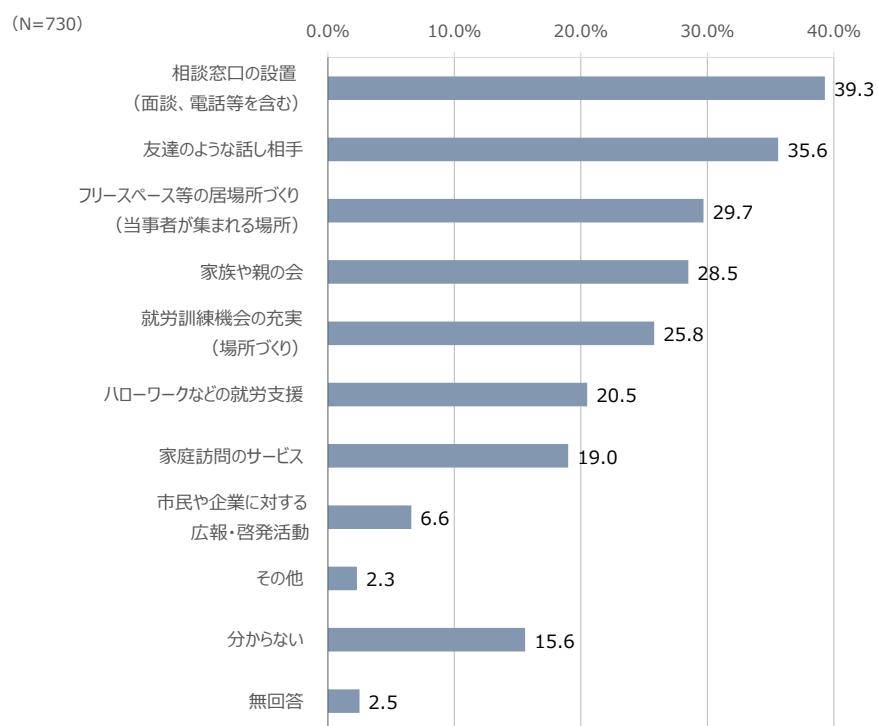
あなた自身も含めた家族、または近所に「仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流もほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」と思われる方がいるかどうかをみると、「いない」(65.5%)が最も高く、次いで「分からない」(24.4%)、「いる」(8.4%)となっています。

ひきこもりの方を支援するためにどのような施策が必要かみると、「相談窓口の設置（面談、電話等を含む）」(39.3%)が最も高く、次いで「友達のような話し相手」(35.6%)、「フリースペース等の居場所づくり（当事者が集まる場所）」(29.7%)などとなっています。

〈身边にひきこもりの方の有無〉



〈ひきこもり支援に必要な施策〉

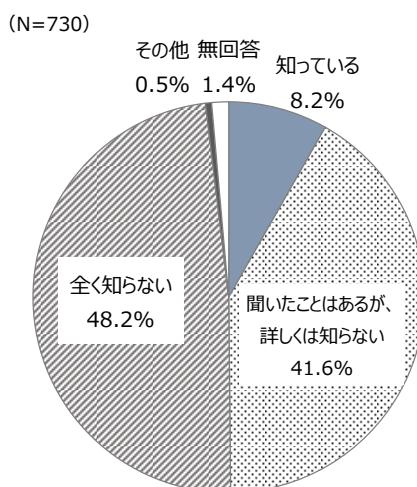


## (12) 再犯防止に必要な取組

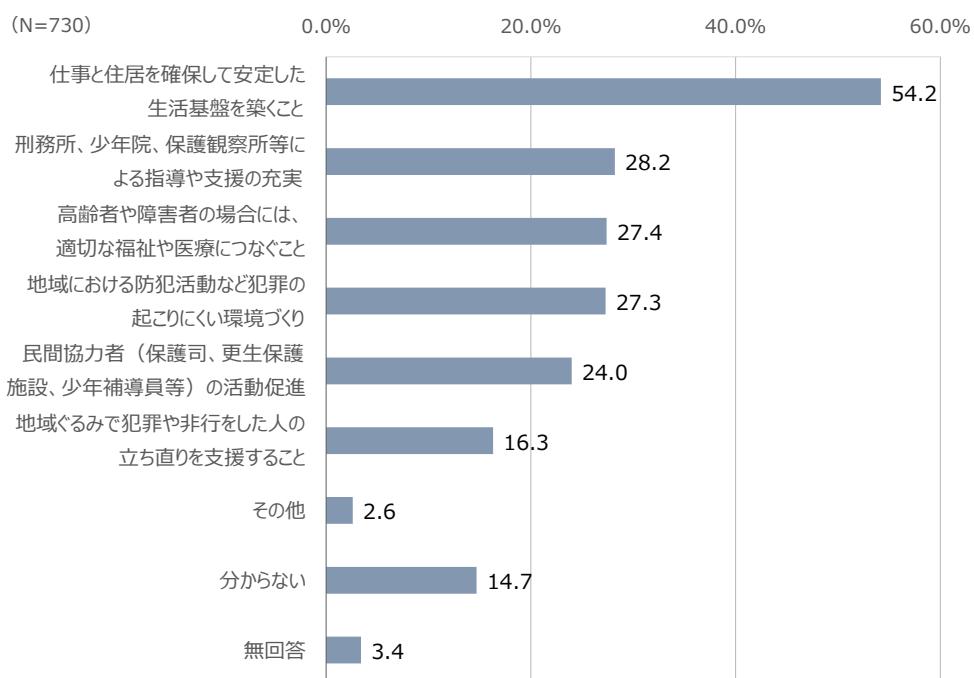
再犯防止に関する取組が進められていることを知っているかをみると、「全く知らない」(48.2%)が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」(41.6%)、「知っている」(8.2%)などとなっています。

再犯防止のためにどのようなことが必要かをみると、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと」(54.2%)が最も高く、次いで「刑務所、少年院、保護観察所等による指導や支援の充実」(28.2%)、「高齢者や障害者の場合には、適切な福祉や医療につなぐこと」(27.4%)などとなっています。

〈再犯防止の取組の認知度〉



〈再犯防止に必要な取組〉

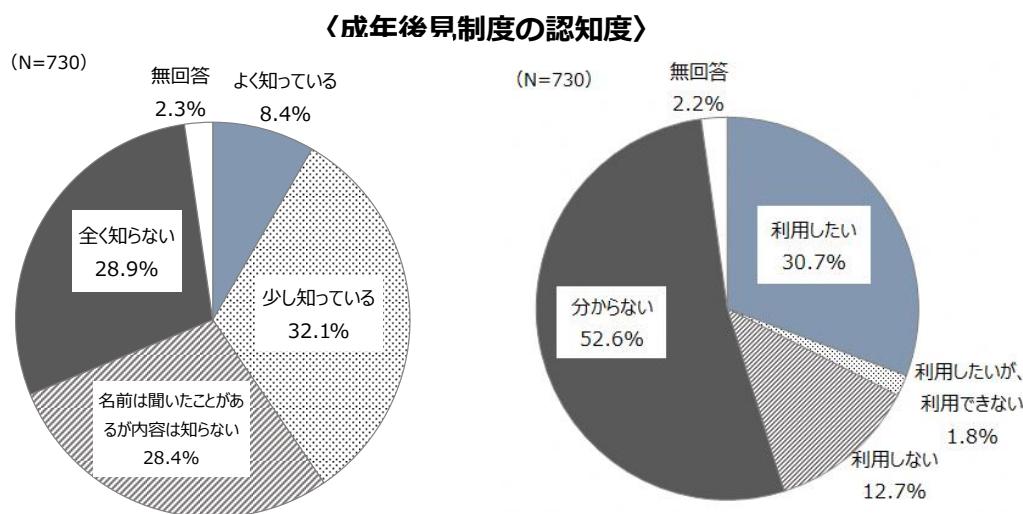


### (13) 成年後見制度について

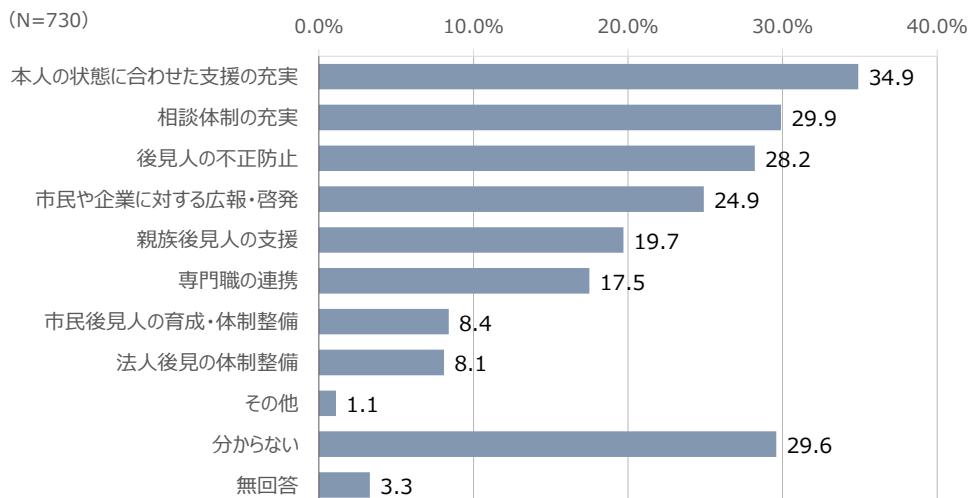
成年後見制度の認知度は、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」「全く知らない」を合わせると57.3%と高くなっています。

また、成年後見制度の今後の利用意向については、「利用したい」が30.7%となっている一方で、「分からぬ」が52.6%と最も高くなっています。

成年後見制度の利用の促進・充実のためにはどのようなことが必要かをみると、「本人の状態に合わせた支援の充実」(34.9%)が最も高く、次いで「相談体制の充実」(29.9%)、「後見人の不正防止」(28.2%)などとなっています。



### 〈利用の促進・充実のための必要な取組〉



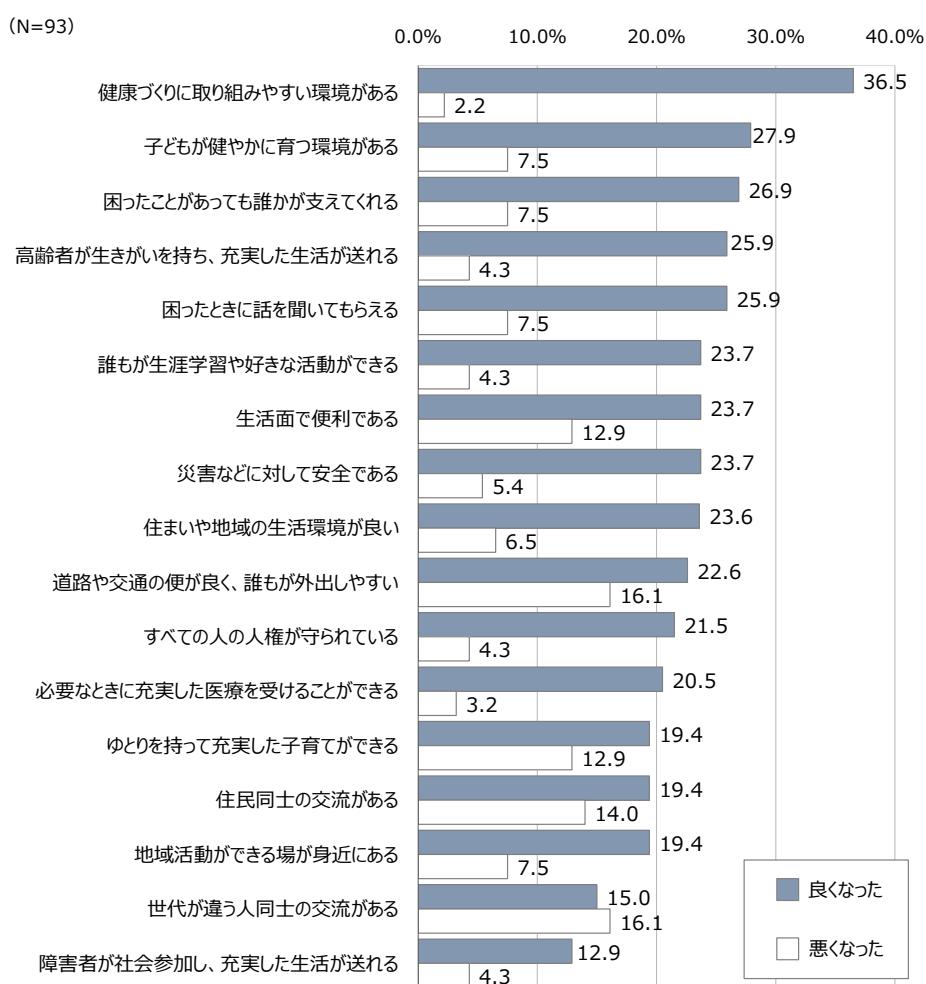
### 3 事業所アンケートからみる現状

#### (1) 5年前の地域環境に対する比較

地域に関する環境を5年前と比べてどのように変化したと思うかをみると、「かなり良くなった」と「多少は良くなった」を合わせた【良くなった】と回答した方の中では、「健康づくりに取り組みやすい環境がある」(36.5%)が最も高く、次いで「子どもが健やかに育つ環境がある」(27.9%)、「困ったことがあっても誰かが支えてくれる」(26.9%)、「高齢者が生きがいを持ち、充実した生活が送れる」、「困ったときに話を聞いてもらえる」(ともに25.9%)などとなっています。

一方で、「悪くなった」と回答した方の中では、「世代が違う人同士の交流がある」、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」(ともに16.1%)や、「住民同士の交流がある」(14.0%)などの割合が比較的高くなっています。

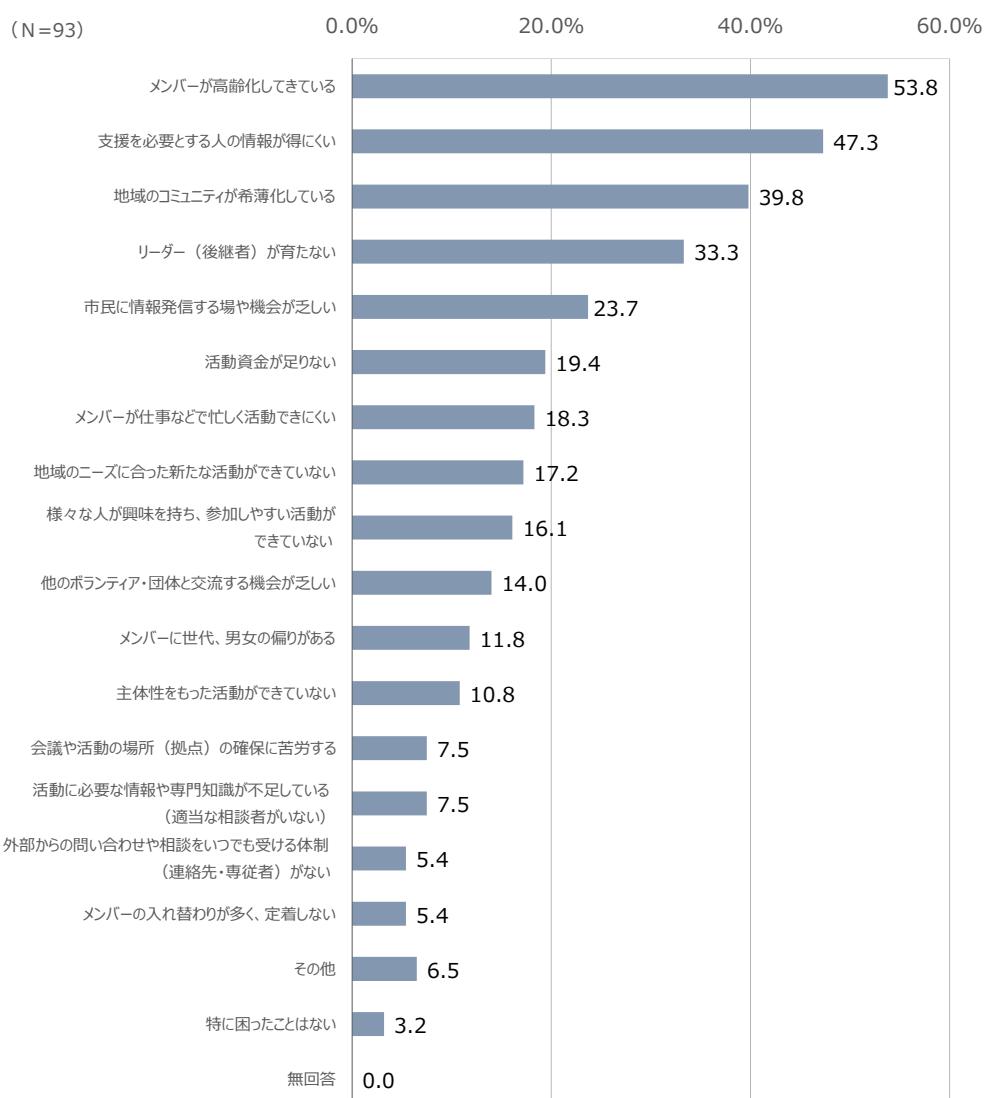
〈5年前の地域環境に対する比較〉



## (2) 福祉活動を行うまでの問題点

福祉活動を行うまでの問題点をみると、「メンバーが高齢化してきている」(53.8%)が最も高く、次いで「支援を必要とする人の情報が得にくい」(47.3%)、「地域のコミュニティが希薄化している」(39.8%)、「リーダー(後継者)が育たない」(33.3%)、「市民に情報発信する場や機会が乏しい」(23.7%)などとなっています。

### 〈福祉活動を行うまでの問題点〉

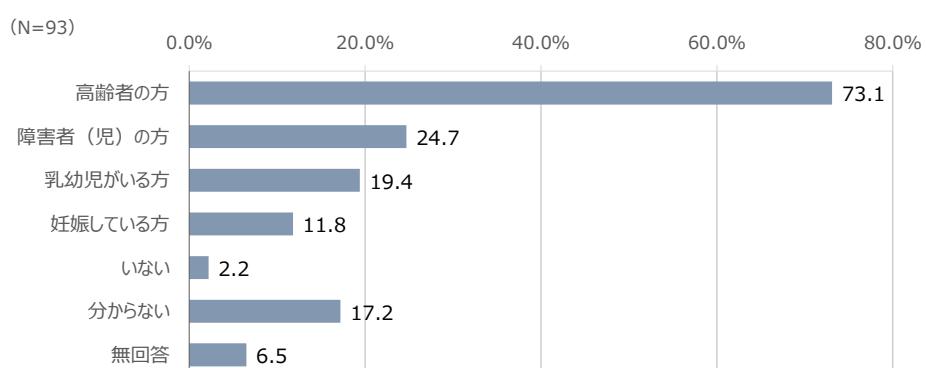


### (3) 活動場所の災害時の要配慮者の把握状況

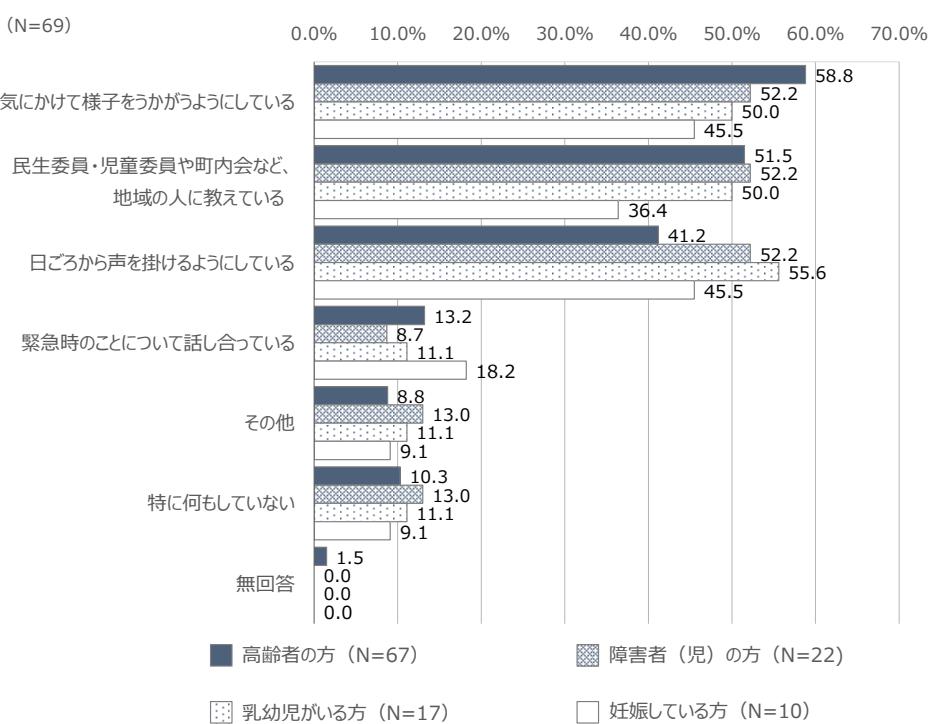
活動場所の周りに災害時に支援を必要としそうな方は住んでいるかみると、「高齢者の方」(73.1%)が最も高く、次いで「障害者(児)の方」(24.7%)、「乳幼児がいる方」(19.4%)、「妊娠している方」(11.8%)などとなっています。

また、災害時の要配慮者に対する行動をみると、高齢者の方は「気にかけて様子をうかがうようにしている」が最も高く、障害者(児)の方は「気にかけて様子をうかがうようにしている」、「民生委員・児童委員や町内会など、地域の人に教えている」、「日ごろから声を掛けるようにしている」、乳幼児がいる方は「日ごろから声を掛けるようにしている」、妊娠している方は「気にかけて様子をうかがうようにしている」、「日ごろから声を掛けるようにしている」がそれぞれ最も高くなっています。

〈災害時の要配慮者〉



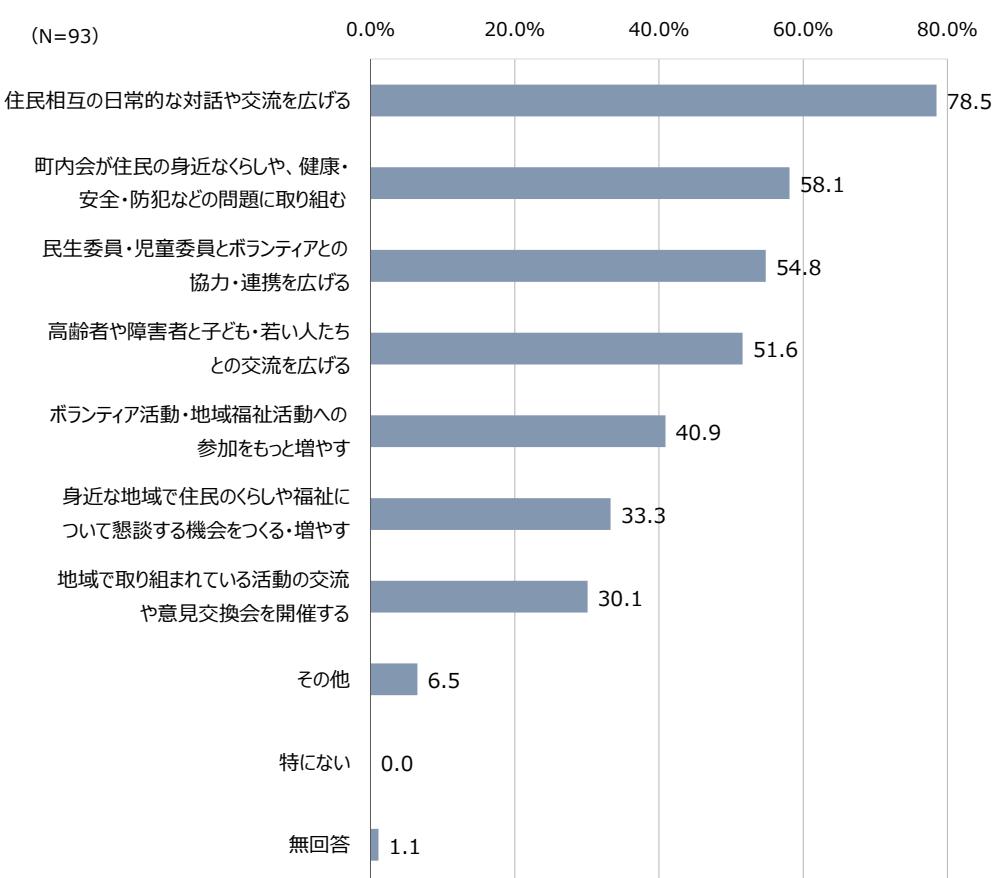
〈災害時の要配慮者に対する行動〉



#### (4) 住民が取り組むべきこと

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目指す上で、住民が取り組むべきことをみると、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」(78.5%)が最も高く、次いで「町内会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」(58.1%)、「民生委員・児童委員とボランティアとの協力・連携を広げる」(54.8%)、「高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」(51.6%)などとなっています。

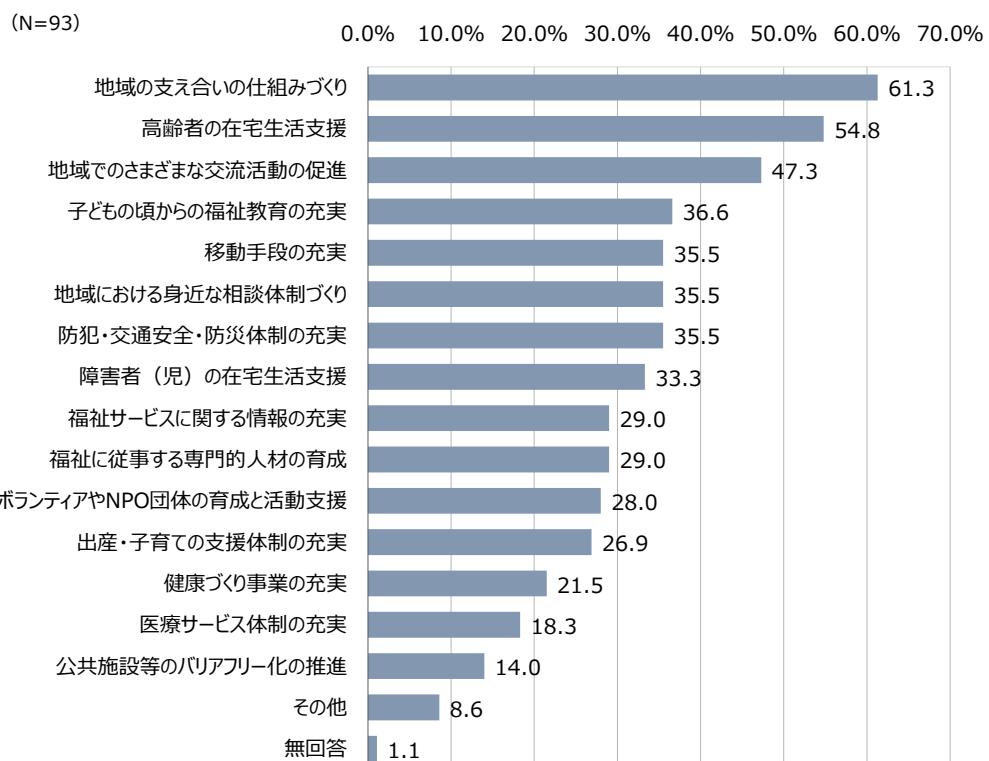
〈住民が取り組むべきこと〉



## (5) 福祉施策をより充実するために重要と考える取組

福祉施策を充実するために重要と考える取組についてみると、「地域の支え合いの仕組みづくり」(61.3%)が最も高く、次いで「高齢者の在宅生活支援」(54.8%)、「地域でのさまざまな交流活動の促進」(47.3%)、「子どもの頃からの福祉教育の充実」(36.6%)、「移動手段の充実」、「地域における身近な相談体制づくり」、「防犯・交通安全・防災体制の充実」(いずれも35.5%)などとなっています。

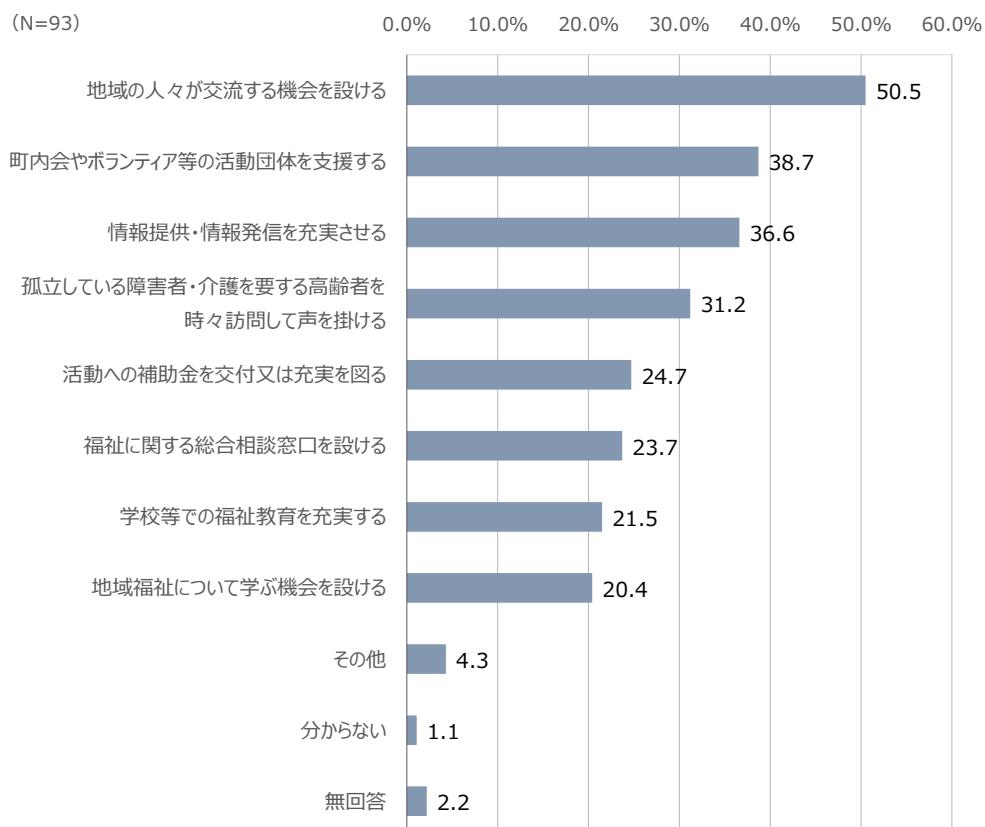
### 〈重要と考える取組〉



## (6) 地域共生社会の実現に向けて

地域づくりのためにどのような支援を行う必要があるかをみると、「地域の人々が交流する機会を設ける」(50.5%)が最も高く、次いで「町内会やボランティア等の活動団体を支援する」(38.7%)、「情報提供・情報発信を充実させる」(36.6%)、「孤立している障害者・介護を要する高齢者を時々訪問して声を掛ける」(31.2%)、「活動への補助金を交付又は充実を図る」(24.7%)などとなっています。

### 〈地域づくりのために必要な支援策〉

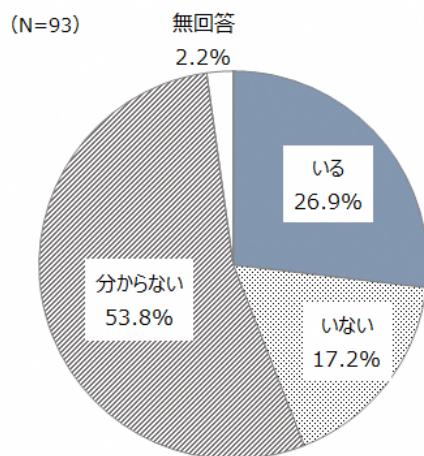


## (7) ひきこもり対策について

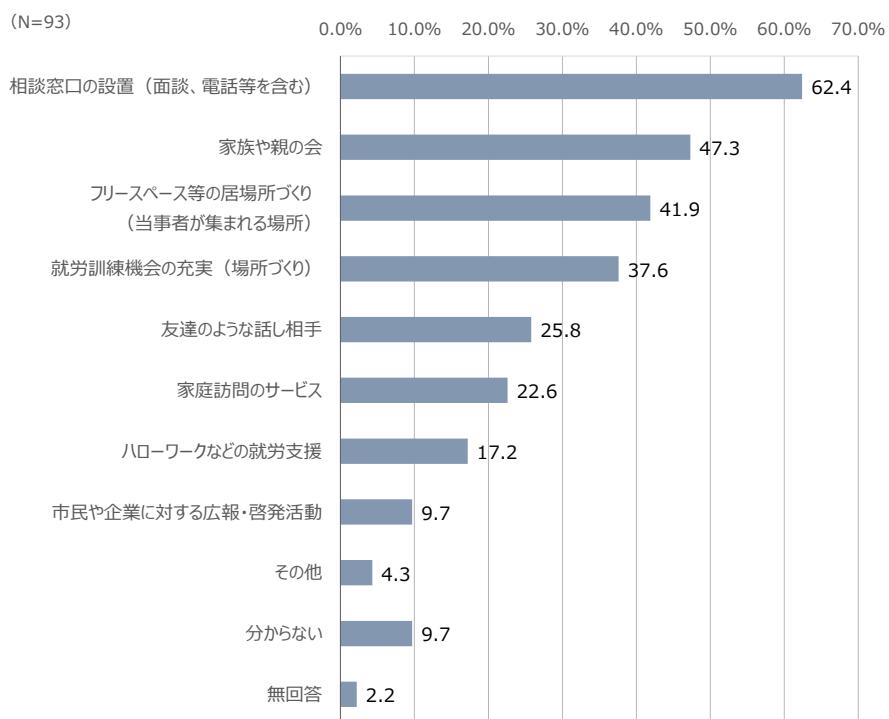
活動場所の周りに「仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流もほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」と思われる方がいるかどうかをみると、「分からない」(53.8%)が最も高く、次いで「いる」(26.9%)、「いない」(17.2%)などとなっています。

ひきこもりの方を支援するために、どのような施策が必要かをみると、「相談窓口の設置（面談、電話等を含む）」(62.4%)が最も高く、次いで「家族や親の会」(47.3%)、「フリースペース等の居場所づくり（当事者が集まる場所）」(41.9%)などとなっています。

〈身近にひきこもりの方の有無〉



〈ひきこもり支援に必要な施策〉

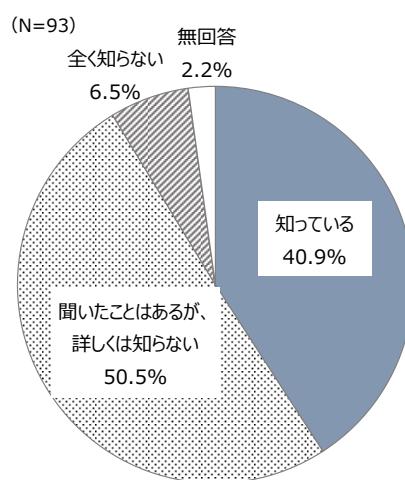


## (8) 再犯防止に必要な取組

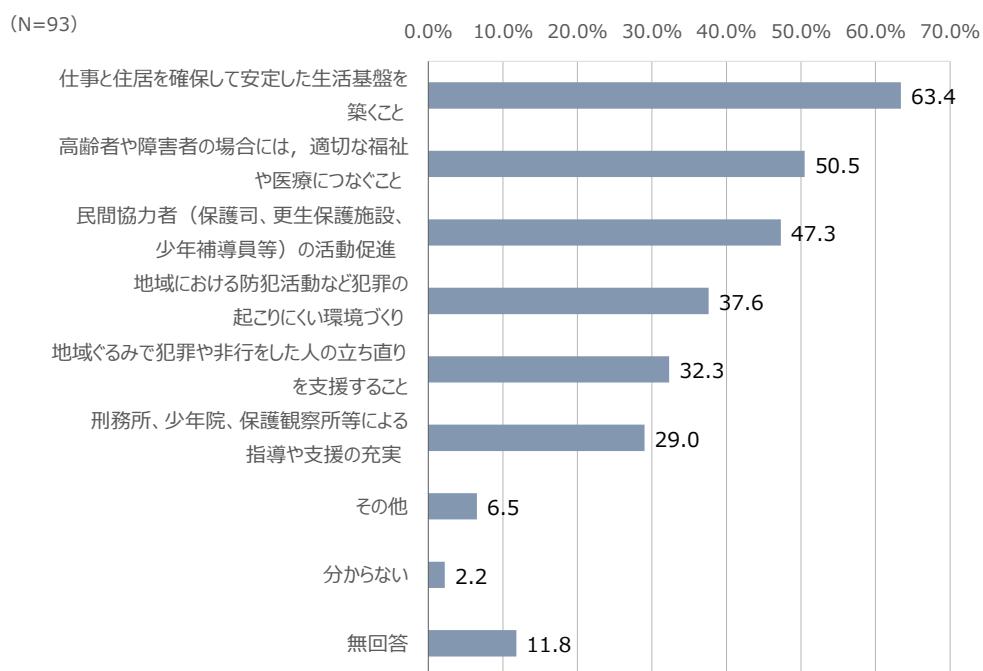
再犯防止に関する取組が進められていることを知っているかをみると、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」(50.5%)が最も高く、次いで「知っている」(40.9%)、「全く知らない」(6.5%)などとなっています。

再犯防止のためにどのようなことが必要かをみると、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと」(63.4%)が最も高く、次いで「高齢者や障害者の場合には、適切な福祉や医療につなぐこと」(50.5%)、「民間協力者（保護司、更生保護施設、少年補導員等）の活動促進」(47.3%)などとなっています。

〈再犯防止の取組の認知度〉



〈再犯防止に必要な取組〉



## (9) 成年後見制度について

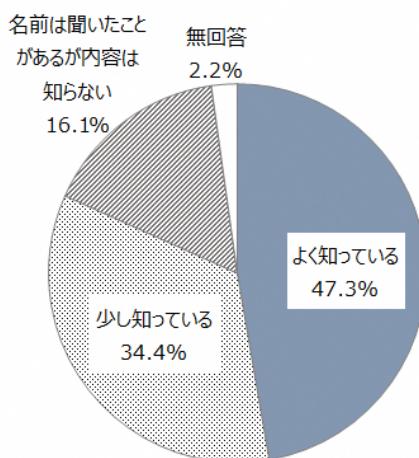
成年後見制度を知っているかをみると、「よく知っている」(47.3%)が最も高く、次いで「少し知っている」(34.4%)、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」(16.1%)などとなっています。

利用者の中で、「成年後見制度」を利用または必要としている方はいるかをみると、「分からぬ」(45.2%)が最も高く、次いで「利用している方がいる」(24.7%)「必要としている方はいない」(22.6%)などとなっています。

成年後見制度の利用の促進・充実のためにはどのようなことが必要かをみると、「相談体制の充実」(52.7%)が最も高く、次いで「本人の状態に合わせた支援の充実」(50.5%)、「市民や企業に対する広報・啓発」(47.3%)などとなっています。

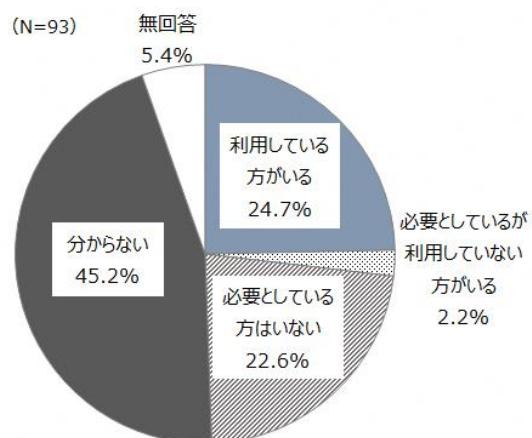
〈成年後見制度の認知度〉

(N=93)



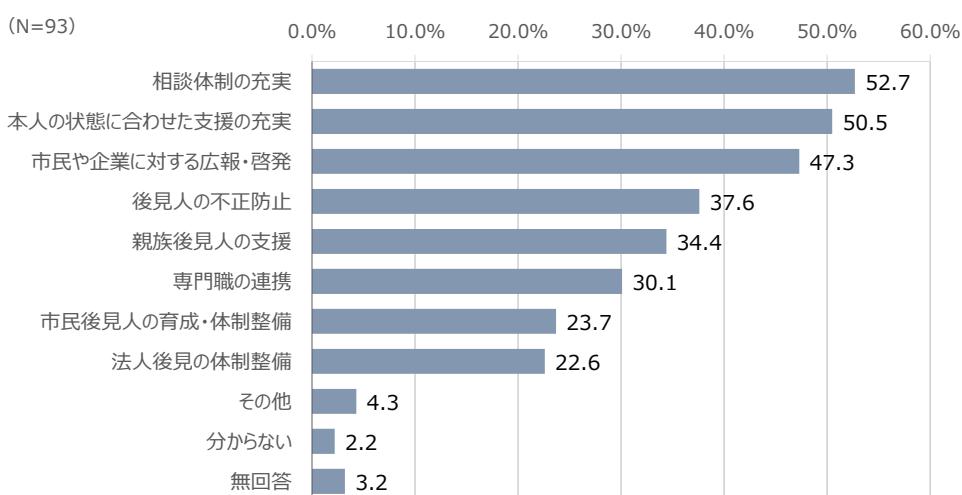
〈成年後見制度の利用意向〉

(N=93)



〈利用の促進・充実のための必要な取組〉

(N=93)



## 4 地域の課題解決に向けた取組に関する意見聴取から見る現状

居住している地域にどのような課題があるかをみると、「隣近所との付き合いが少ない」(42.9%)が最も高く、次いで「街灯が少なく、暗い道が多い」(35.7%)、「子どもや若者が少なく活気がない」、「移動手段が少なく、公共交通が不便である」(ともに28.6%)などとなっています。

また、地域における生活課題の重要性に対して優先順位が最も高い課題を3ポイント、2番目に高い課題を2ポイント、3番目に高い課題を1ポイントとして集計し、点数の高かった課題に対する取組について“自助”“互助”“共助”“公助”それぞれについて下記にまとめました。

### 課題①【隣近所との付き合いが少ない】

| 自助  | 互助・共助  | 公助  |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所と趣味やイベントなどを通じて交流を図る。</li> <li>・挨拶や声掛けを行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動など声掛けを行う。</li> <li>・子供会など地域のイベントを行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・イベントなどの支援を行う。</li> <li>・イベントの場・施設の確保。</li> <li>・県や市の補助金を増やす。</li> </ul> |

### 課題②【移動手段が少なく、公共交通が不便である】

| 自助   | 互助・共助   | 公助   |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所や家族に頼んで乗せ合う。</li> <li>・地域の公共交通を把握する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所や町内会で情報を把握する。</li> <li>・ボランティアによる運送の実施。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の運行本数を増やす。</li> <li>・移動手段の選択肢を増やす。</li> <li>・県や市の補助金を増やす。</li> </ul> |

### 課題③【街灯が少なく、暗い道が多い】

| 自助  | 互助・共助   | 公助   |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・反射板や懐中電灯を持ち歩く。</li> <li>・暗い時間には通らない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの道が危険かを話し合い、地域で共有する。</li> <li>・地域で見守り活動を行う。(小中高学生の下校時間など)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な道路に街灯を設置する。</li> <li>・対策が必要な箇所を把握するための調査を行う。</li> </ul> |

### 課題④【子どもや若者が少なく活気がない】

| 自助   | 互助・共助   | 公助  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを企画する。</li> <li>・インターネットやテレビ、チラシ等を利用して、地域の情報を得る・発信する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのイベントを企画する。</li> <li>・隣近所や町内会等で情報を共有する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS・HPなどで地域の情報を発信する。</li> <li>・情報収集に関するアンケートを実施する。</li> </ul> |

### 課題⑤【人が集まるような催し（祭等の地域行事）が少ない】

| 自助   | 互助・共助   | 公助  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントがあれば積極的に参加する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段から近隣の方との交流を図り、一緒に参加したりして催しに活気をもたらす。</li> <li>・今あるイベントの情報交換をする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞やSNSなどでイベントの広告を出す。</li> <li>・参加を呼びかける。</li> </ul> |

### 課題⑥【空き家が多い】

| 自助   | 互助・共助  | 公助   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の積極的な活用。</li> <li>・空き家の持ち主、親戚等に連絡を取る、探す。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を公民館など公共の場として扱う。</li> <li>・空き家の利用方法を考える。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リノベーションを行う。</li> <li>・空き家の利用方法について、どのような方法があるかを市民に周知する。</li> </ul> |

## 5 徳島市の地域福祉をめぐる主な課題

統計やアンケート結果などを踏まえ、本市の地域福祉をめぐる主な課題について、下記のとおり整理しました。

### (1) 地域コミュニティの維持と強化

- ◆アンケートによると、市民の2割の人が近所づきあいが「減っている」と回答し、また、市民の3割の人が「他世代との交流の機会がない」と回答しています。一方で、住民が取り組むべきことを尋ねたところ市民の4割、事業所の8割の人が「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」と回答しており、新型コロナウィルス感染症の感染拡大等も重なり、近所付き合いがしづらい状況となっており、隣近所を含む地域の人々と交流を深め、お互いに助け合えるような関係性づくりが必要です。
- ◆統計によると、高齢者のひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、ひとり暮らしの方は地域との接点が希薄で、孤立しやすい傾向にある一方で、アンケートによると、住民同士の自主的な支え合いや助け合いは「必要であり、できる範囲で協力したい」といった意向もみられます。地域への関わりが薄い若い世代やひとり暮らしの高齢者、人との関わりが苦手な人が集まる場が不足しており、居場所づくりとつながりのきっかけづくりや、様々な世代の交流の機会や拠点となる場の確保が必要です。

### (2) 包括的な相談支援体制の充実と複合化・複雑化するニーズへの対応

- ◆近年、病気や人間関係など複数の要因による生活困窮者の増加や、老老介護、介護と育児のダブルケア、孤立死、自殺、社会的孤立、児童虐待、DV相談の増加など、これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題や、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した一つの制度だけでは解決が困難な課題が顕在化しています。
- ◆アンケートによると、市民・事業所とともに4割の人が地域づくりのために必要な支援策として「福祉に関する総合相談窓口を設ける」と回答し、また、市民の4割、事業所の6割の人がひきこもり支援に必要な施策として「相談窓口の設置（面談、電話等を含む）」と回答しています。
- ◆身近な相談機関や民生委員・児童委員などについてわかりやすい周知に努め、相談、指導を行う専門職員や専門機関など社会資源の充実と連携を図るとともに、世帯全体の課題について身近なところで包括的に相談支援できる体制や、権利擁護支援の必要性が高まる中、成年後見制度の普及や利用促進につなげていくことができる体制の構築を図る必要があります。

### (3) 地域福祉を支える担い手の育成・確保

- ◆アンケートによると、市民の地域福祉活動への参加状況はいずれも1割に満たず、参加希望もいずれも1~2割程度と、時間的な問題や体力的な負担感が参加の障壁になっており、不定期参加や活動場所や活動時間の選択など柔軟な参加機会の創出や、活動の拠点で相談・コーディネート役を担う人材の確保が必要です。
- ◆また、アンケートで子どもを健やかに育てるために重要なことを尋ねると5割の人が「子供が安心して楽しく遊べ、学べる環境を整備する」と回答しており、今後さらに多様化が進む教育・保育ニーズに対応するため、未就学児童の教育・保育の質の向上を図るとともに、地域特性を活かした子育て環境の整備を行う必要があります。
- ◆福祉に対するニーズの高まりに加え、支援面での人手不足といった問題が懸念されており、普段からの支え合い・助け合いの重要性の周知啓発に加え、福祉教育の推進、地域福祉の啓発を行い、市民及び地域の多様な主体が地域の担い手となれるよう取組を推進することが必要です。

### (4) 生活環境の整備

- ◆アンケートによると、日常の買い物について2割の人が「不便を感じている」と回答し、特に70歳以上の方から通院や買い物利用者の公共交通の利便性向上を求める意見があり、買い物ができる場所の確保と存続に努めるとともに、利用しやすい公共交通として、さらなる改善が求められています。
- ◆誰もが安全・安心なまちを望んでおり、バリアフリー環境の整備や近年の大規模災害の発生を契機として防災・防犯は地域で取り組むべき課題との認識がさらに強くなっています。災害時における避難行動要支援者の安全な避難や安否確認等の対応のほか、防災・防犯の意識の向上や具体的な協力体制を構築する必要があります。

# 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

**住み慣れた地域で共に支え合い、  
誰もが自分らしく安心して暮らせる  
まちの実現**

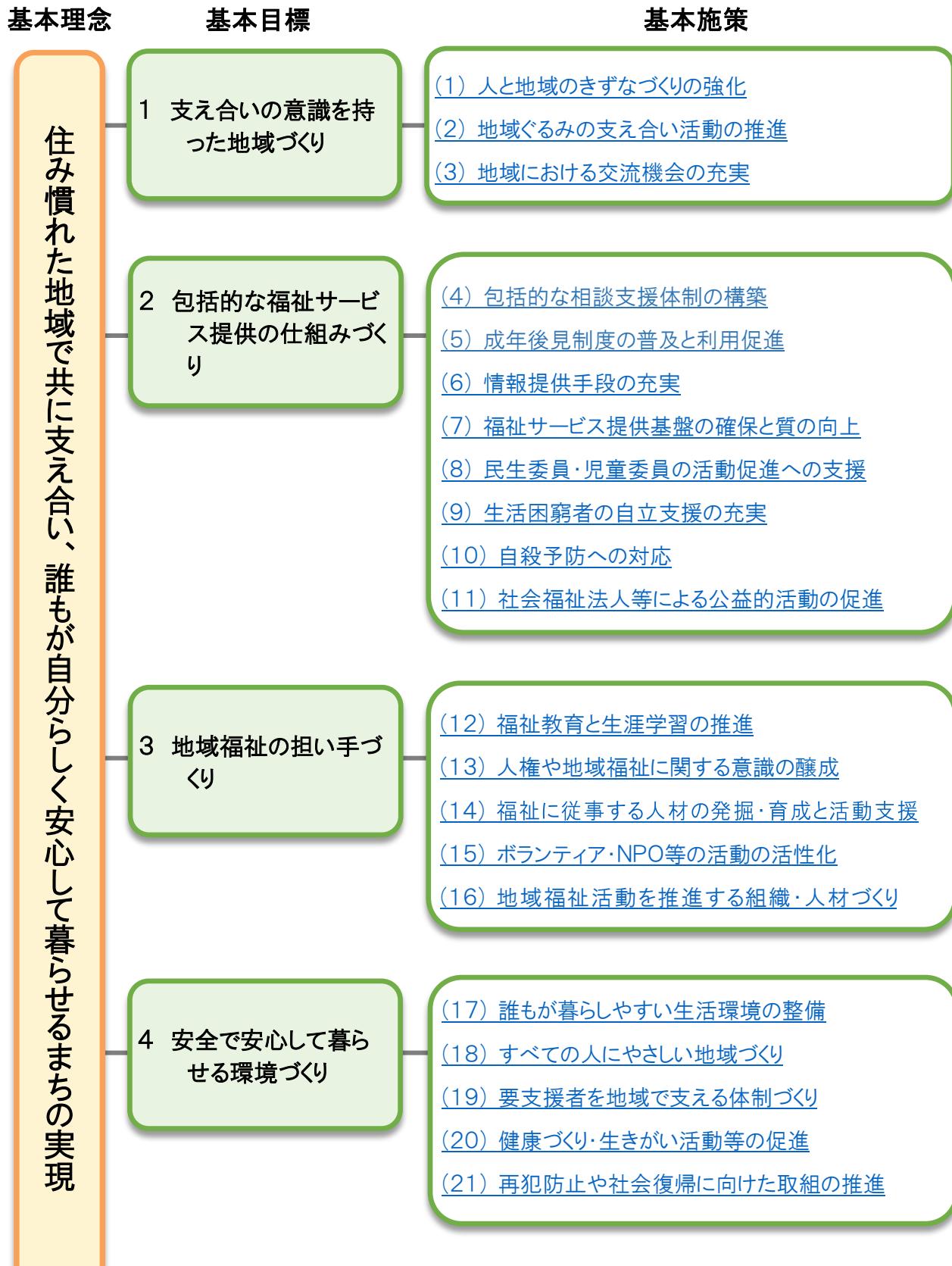
平成29年6月に策定された第2期徳島市地域福祉計画では、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げて、福祉施策を推進してきました。

近年、地域社会の取り巻く環境の変化により、地域における課題やニーズは複雑化、多様化しており、今までの制度内では解決が困難な課題が顕著となっています。これらの複雑化、多様化した課題を解決するために、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として考え、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、将来にわたり安全で安心して暮らせる地域社会を築き、いつまでも住み続けたいと実感していただけれる環境づくりが必要になります。

令和3年3月に策定された「徳島市総合計画 2021ー水都とくしま「新創造」プランー」では、「わくわく実感！水都とくしま」を将来像として掲げ、基本目標・政策の達成に向けて取り組む具体的な施策として「地域福祉の充実」を推進し、目指すべき姿としては「市民一人ひとりが地域福祉活動に関心を持ち、自主的に身近な地域の生活課題に住民主体で取り組むことにより、全ての人が年齢や障害の有無などに関わらず共に支え合い、安心して暮らしています」と定めています。

本計画では、総合計画における施策の推進に向けて、「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げ、これまでの取組や地域の現状や課題を踏まえつつ、将来の課題を見据えた基本目標や施策の評価指標を定め、実現に向けて取り組みます。

## 2 計画の体系



### 3 基本目標および施策の評価指標

基本理念を実現するための施策の柱として、以下の4つの基本目標及び施策の評価指標を掲げ、本計画を推進します。

#### 基本目標 1 支え合いの意識を持った地域づくり

住み慣れた地域で共に支え合うまちづくりを実現するためには、性別や年齢などに関わらず、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことや、人ととの交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、地域福祉活動に参加することが大切です。

地域づくりの基礎となる相互理解・共生の意識醸成に取り組むとともに、地域への関心を高め、愛着を育む地域福祉活動の促進や、福祉について学ぶ機会や多くの人の交流の場づくりを推進します。

##### 〈施策の評価指標〉

| 項目                                      | 現状(令和2年度) | 目標(令和8年度) |
|---|-----------|-----------|
| 町内会などの地域活動やボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合 | 39.6%     | 46%       |

## 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

誰もが地域の中で孤立することなく、自分らしく安心して暮らしていくためには、誰もが身近なところで相談でき、適切な支援を受けられる仕組みや、制度のはざ間の課題や多様化・複雑化する課題に連携して取り組む体制を整えることが大切です。

一人ひとりが状況に応じた必要な支援を受け、適切なサービスを選択し、利用することができるよう、行政などの公的な福祉サービスの提供基盤の確保や自立を支えるための仕組みづくりを推進します。また、住民と行政、関係機関などと包括的に連携協力をを行い、相談窓口の充実や重層的な支援体制の構築に努めます。

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分な人の支援者（成年後見人等）を選任することにより、その人の意思や尊厳を尊重し、法的に支援する制度です。認知症や単独世帯の高齢者等の増加により権利擁護支援の必要性が高まる中、成年後見制度の普及や利用促進を図ることが重要です。

地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の周知啓発の拡充や相談窓口の明確化、地域での見守りや相談・支援機関のネットワーク体制を構築し、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な支援体制づくりを推進します。

### 〈施策の評価指標〉

| 項目                 | 現状(令和2年度) | 目標(令和8年度) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 成年後見制度を知っている人の割合   | 40.5%     | 50%       |
| 権利擁護・虐待・支援困難事例相談件数 | 5,910 件   | 6,030 件   |

### 基本目標3 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

一人ひとりの多様な活躍の機会と役割を担うための支援を行うとともに、地域福祉活動や生涯学習活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなどの活動に関わる人材の確保・育成を図ります。

#### 〈施策の評価指標〉

| 項目            | 現状(令和2年度) | 目標(令和8年度) |
|---------------|-----------|-----------|
| 民生委員・児童委員の充足率 | 99.4%     | 100%      |

## 基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり

誰もが安全で安心して暮らせる環境をつくるためには、移動手段、施設や道路環境、バリアフリー化などのハード面での整備だけではなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。

支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の情報の把握や地域での見守り活動、災害時の避難支援及び避難所における支援体制活動等の体制づくりを推進します。また、地域の防犯対策や再犯防止対策等のセーフティネットの整備に努めます。

### 〈施策の評価指標〉

| 項目                | 現状(令和2年度) | 目標(令和8年度) |
|-------------------|-----------|-----------|
| 要支援者情報の提供に関する同意者数 | 1,532 人   | 3,990 人   |
| 避難行動要支援者の個別計画策定者数 | 1,376 人   | 2,850 人   |

## 4 他の関連計画との連携

本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現と、地域福祉のより一層の充実を図るため、他の関連計画で掲げている基本理念や重点目標等の達成に向けて、連携して推進します。

### 高齢者（徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期））

《基本理念》高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現

《重点目標》  
基本目標1 地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの推進）  
基本目標2 高齢者を支える介護体制づくり

### 障害者（徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画 ふれあい共生プラン）

《基本理念》障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《重点目標》  
基本課題1 障害者の福祉に関する相談機能の充実  
基本課題2 障害者の就労促進  
基本課題3 障害者が暮らしやすい環境づくり

### 子育て（第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画）

《基本理念》  
基本理念1 質の高い教育・保育の提供

基本理念2 教育・保育の量の確保

基本理念3 地域の子ども・子育て支援の充実

《重点目標》  
施策の柱1 総合的な子ども・子育て支援の推進

施策の柱2 質の高い教育・保育の提供・拡充

施策の柱3 身近な地域における子ども・子育て支援の充実

施策の柱4 子どもや子育てにやさしいまちづくりの推進

### 健康づくり（徳島市健康づくり計画「とくしま・えがお 21（第2次）」）

《計画の目的》「健康長寿社会の実現」～生涯にわたる生活習慣病対策の推進を図る～

《重点目標》  
方向性1 健康寿命の延伸

方向性2 健やかな暮らしを支える良好な社会環境の構築

方向性3 生涯を通じて健康を大切にする社会の実現

### 自殺（徳島市自殺対策計画）

《基本理念》誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

《施策の方向》  
施策1 市民への啓発と周知

施策2 生きることの促進につながる支援

施策3 関係団体等とのネットワークの強化

施策4 世代の特徴に応じた支援の充実

施策5 生活困窮者への支援

## 5 地域福祉に携わる様々な主体

本計画の目標を達成し、地域福祉を推進していくためには、地域住民の参加を促進するとともに、福祉事業所・団体、社会福祉協議会、行政などの地域福祉に携わる主体が相互に協力し、地域課題の解決に向けて、取組を推進することが重要です。

また、「地域共生社会」の実現には、地域に根ざした助け合いが必要なため、各主体の「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が行われやすい環境の構築を図り、総合的、長期的な視点から各目標の達成に向けて取り組む必要があります。

このため、次のような役割のもとに協働体制による計画の推進をめざします。

### 〈改正社会福祉法〉

#### (地域福祉の推進)

第四条② 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### (1) 地域住民に期待する役割

市民一人一人が地域福祉に対する意識や認識をより一層高め、自分たちが地域づくりの主役であることの自覚を持つことが大切です。自分たちの生活する地域の現状や課題について関心を持ち、お互いに支え合いながら市民同士の活動を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

#### (2) 福祉事業所・団体等などに期待する役割

福祉事業所は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携など、専門性を生かして、積極的に地域福祉の拠点としての役割を担うことが期待されます。

また、ボランティアやNPOをはじめとする団体等には、地域の支え合いの活動主体として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応するとともに、地域住民に向けた活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たすことが期待されます。

そのため、計画の各分野で住民、ボランティア、福祉団体等と協働して地域福祉の推進を先導できるよう、社会福祉協議会の機能を強化します。

### (4) 行政の役割

本市は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っており、関係する保健、医療、環境、雇用、住宅、教育など幅広い分野の部署と連携を強化し、一体となって施策を推進します。

また、住民が積極的に地域福祉活動に参加できるよう、参加の機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

# 第5章 施策の展開

## 基本目標1 支え合いの意識を持った地域づくり

### 基本施策（1）人と地域のきずなづくりの強化

#### 【現状と課題】

人々のつながりやきずな・愛着を実感できる地域づくりの要となる存在が、自治会・町内会です。自治会・町内会では、地域の安全・防犯、環境美化、夏祭りや運動会など、地域の特性を活かした取組が行われています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するためには、普段からご近所同士で顔見知りの関係を築くことで、身近な地域の中での人ととの「つながりやきずな」がより地域の力を育みます。

市民アンケートによると、2割の人が近所づきあいが「減っている」と回答し、年齢別にみると60歳代、70歳代以上で顕著にみられ、新型コロナウイルス感染症の流行等も重なり、近所付き合いがしづらい状況となっており、感染症対策等に配慮しながら、隣近所を含む地域の人々と交流を深め、お互いに助け合えるような関係性づくりが必要です。

#### 【施策の方向】

自治会・町内会への加入促進を行うとともに、地域への興味・愛着を高められるよう、交流機会を創出する地域でのイベント等の活動支援に取り組みます。

また、社会参加が不得意な人のつながりづくりや、つながりを絶やさないような仕組みづくりを検討します。

#### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | ◇地域の人と日常的な関わりを持ち、声かけ、あいさつをしましょう。<br>◇地域の自治会活動や行事に積極的に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになります。                   |
| 地域 | ◇自治会活動に参加しやすい雰囲気づくりを進め、ひとりでも多くの人が自治会に加入する地域社会づくりを進めましょう。<br>◇地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。 |
| 市  | ◇転入世帯に対し、自治会・町内会や地域福祉活動について情報を提供します。<br>◇自治会等が実施するコミュニティ活動の支援を行います。                             |

## 基本施策（2）地域ぐるみの支え合い活動の推進

### 【現状と課題】

地域住民同士の支え合いができる地域づくりには、日頃から地域でつながりを持つことが重要ですが、住民同士の関係性が希薄化し、ご近所とあいさつは交わすものの、地域のことはよく分からぬという人が多くなっています。また、高齢化等により地域の中で支援を必要とする人が増加しており、住民同士の声掛けや見守りの重要性が高まっています。

地域においては、地域のことを一番理解している地域住民が「支え手」と「受け手」という関係を超えて、それぞれの役割を果たし、力を合わせて地域活動を活性化していく必要があります。

### 【施策の方向】

支援してほしい人と支援できる人をつなげるため、住民相互の支え合いのしくみの構築や担い手の育成・確保に努め、さらなる互助活動の活性化および充実を図ります。

また、単身高齢者はもとより、病気・障害、ひきこもり、社会的孤立などの新たな課題に対応するため、見守り体制のネットワークや社会福祉法人や民間事業者との連携など、様々な機関を活用した見守りの仕組みづくりについて検討を進めます。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。</li> <li>◇ 隣近所でコミュニケーションの充実を図り、相互扶助精神を育みましょう。</li> <li>◇ 互いに助け合うことや見守りなどの必要性について理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>           |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 日頃から見守りや支援が必要と思われる人のことを気にかけ、声かけ、あいさつをしましょう。</li> <li>◇ 住民同士の支え合いの力を育むことを意識し、地域の交流の場や機会を積極的につくるよう努めましょう。</li> </ul>  |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 関係機関と連携を図り、地域の助け合いや見守りの重要性を周知するため普及啓発を行い、地域で見守りや声かけが行えるよう支援します。</li> <li>◇ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や認知症地域支援推進員を配置し、地域との連携を図ります。また、認知症サポーターの養成に努めます。</li> </ul> |

### 基本施策（3）地域における交流機会の充実

#### 【現状と課題】

身近な場で住民同士の交流があると、近所づきあいは活発になり、支え合える地域が構築されますが、昨今の人との関わり合いの希薄化や、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活で住民同士が自然と関わり合う機会は少なくなる中では、新しい生活様式等を踏まえた交流活動が重要となります。

#### 【施策の方向】

住民同士が身近な場で交流し、顔のみえるつながりが広げられるよう、多様な集いの場の提供や、住民の主体的な交流活動の支援を行います。

また、世代や障害の有無を超えた交流機会を設けるとともに、同じ目的や立場の人が集い、話し合うことのできる場と機会を提供することで、地域住民の交流を促進し、地域のつながりを構築します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の交流の機会が限られるなど、交流方法について見直しを迫られており、新たな生活様式を踏まえつつ、地域とのつながりを保つための方策について検討します。

#### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | ◇地域の行事に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。<br>◇回覧などの連絡はできるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会を増やしましょう。<br>◇近隣の人や友人と誘いあって交流の場に参加しましょう。                                  |
| 地域 | ◇コミュニティセンターや集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。<br>◇地域での行事や活動などを通して、様々な人と知り合う機会や世代間交流ができるきっかけづくりに取り組みましょう。<br>◇新しい生活様式に沿った新しい交流の在り方を模索し、実践しましょう。 |
| 市  | ◇集会施設など地域の資源を活用した身近な交流の場づくりを支援します。<br>◇高齢者や障害のある人、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場や機会づくりを促進します。<br>◇地域福祉活動や行事への参加を促すため、様々な媒体を活用したPRを行い、地域福祉活動を支援します。   |

## 基本目標2 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

### 基本施策（4）包括的な相談支援体制の構築

#### 【現状と課題】（重層的支援体制・ひきこもり支援）

国においては、地域共生社会の実現に向け、制度の狭間の課題（8050問題やひきこもり等の社会的孤立世帯への支援）への対応をはじめ、市民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされており、分野を越えた庁内連携による相談支援体制と相談者に寄り添い、伴走する重層的支援体制の構築が急務の課題となっています。

アンケートによると、地域づくりのために必要な支援策として市民・事業所ともに「福祉に関する総合相談窓口を設ける」との意見が多くなっています。

市民にとってより相談しやすく、支援を受けやすい体制づくりを推進するため、それぞれの相談窓口における相談支援に引き続き取り組むとともに、地域福祉に係る庁内関係課が連携を深め、周知啓発や相談窓口のバックアップ等に取り組む必要があります。

#### 【施策の方向】

地域の関係団体や専門機関等と連携し、市民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげるため、市民の身近な地域における包括的な相談支援体制を構築します。

また、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進します。

#### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇悩みや不安があれば、家族や個人だけで抱えこまず、問題が重症化する前に身近な人や専門機関に相談しましょう。</li> <li>◇徳島市地域包括支援センター等の地域福祉の相談機関を積極的に活用しましょう。</li> <li>◇隣近所で困りごとを抱えている人を把握し、適切な相談先へつなげましょう。</li> </ul>   |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇日頃から地域で声をかけあい、困っている人を孤立させないようにしましょう。</li> <li>◇地域で困りごとを抱える人を把握し、適切な相談先へつなげましょう。</li> <li>◇地域で同じ悩みや問題を抱えている人や世帯とつながりネットワークをつくりましょう。</li> </ul>   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇広報やホームページを活用し、相談窓口の周知及び利用の促進を図ります。</li> <li>◇関係機関がお互いに情報共有や連絡調整を行うネットワークを構築することで、複合的な課題を抱えるケースに対して適切な支援ができる包括的な相談支援体制を整備します。</li> <li>◇行政、事業者、地域の相互連携のもと、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制の整備を検討します。</li> </ul> |

## 基本施策(5)成年後見制度の普及と利用促進(徳島市成年後見制度利用促進計画)

### 【現状と課題】

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とはいえない状況にあります。

市民アンケートでは、成年後見制度の認知度が「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」(28.4%)と「全く知らない」(28.9%)を合わせた57.3%の市民が制度を知らない状況です。また、成年後見制度の利用の促進・充実のために必要なこととして、「本人の状態に合わせた支援の充実」や「相談体制の充実」を求める声が多く、相談窓口の充実や成年後見人の担い手の育成など適切な支援を行う必要があります。

また、成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見や見守りに向けて、市民・団体・関係機関が相互に連携し、情報の共有を図る地域連携ネットワークの整備及びネットワークの運営の中核となる機関（中核機関）の設置が必要とされています。

### 【施策の方向】

誰もが成年後見制度を正しく理解し、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう広報紙やホームページ、SNS等の多様な広報媒体を活用した幅広い情報発信を行います。

また、徳島市成年後見支援センターをはじめとした市内各所の相談窓口の周知や相談支援体制の強化、地域連携ネットワークの整備を図り、権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇成年後見制度や権利擁護について、知識や理解を深めましょう。</li> <li>◇家族や身近な人からの虐待や消費者被害にあった時は、警察や身近な相談機関に相談しましょう。</li> <li>◇お金の管理や日常生活に不安がある時は、身近な相談機関に相談しましょう。</li> </ul>   |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の気になる世帯や支援が必要な人に日常的な声掛けを行い、必要を感じたら相談窓口を紹介しましょう。</li> <li>◇見守り活動による問題の早期発見や相談機関への連絡体制を築きましょう。</li> <li>◇権利擁護が必要な人たちを地域で見守っていく体制づくりに努めましょう。</li> </ul>  |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇広報紙やホームページ、SNS、行政や社協の窓口等を通じて、成年後見制度に関する情報を提供し、利用を促進します。</li> <li>◇成年後見人等を確保・育成するため、継続的な活動支援体制を整備します。</li> <li>◇意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を構築します。</li> <li>◇本人や親族に対して、申立て等の支援を行います。</li> <li>◇徳島市成年後見支援センターの機能強化や既存の仕組みを活用した地域連携ネットワークの整備及び円滑な運営に努めます。(現在、関係機関と協議進行中で令和3年度末までに中核機関設置予定。)</li> <li>◇成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。</li> </ul> |

## 基本施策（6）情報提供手段の充実

### 【現状と課題】

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種団体、地域資源等、必要とするあらゆる情報を誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。

本市では、福祉サービスに関する様々な制度や情報がサービスを必要とする人への確実な伝わるよう、ホームページや広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。

他方、著しいスピードで発達するICT技術により、地域社会ではいわゆる情報格差（デジタルデバイド）が生じており、インターネットや口コミ等、世代によって情報入手の媒体が異なることから、情報の内容やターゲットとする世代によって、様々な手法を効果的に用いる工夫が求められています。

### 【施策の方向】

福祉サービスを必要とする市民に対して、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合を軽減し、情報伝達の手法に配慮した情報提供手段を充実させます。

また、高齢者や障害のある人などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供に努めます。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市の広報紙やホームページ、地域での回覧板などに日頃から目を通すなど、自分で情報を得る手段を持つように心がけましょう。</li> <li>◇自分が役立つ情報は、積極的に周囲の人と共有しましょう。</li> </ul>  |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇高齢者や障害のある人など、情報が伝わりにくい人が近隣にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど手助けしましょう。</li> <li>◇支援を必要としている人に福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎましょう。</li> <li>◇市や関係機関、団体等から出される情報を地域で共有し、情報を必要としている人に提供しましょう。</li> </ul>   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市の広報紙やホームページ、地域での回覧板、SNSなど、さまざまな手段で分かりやすく情報を提供し、内容の充実に努めます。</li> <li>◇行政、自治会、民生委員児童委員の間で個人情報の保護に配慮しつつ、支援を必要としている人の情報の共有化に努めます。</li> <li>◇災害時には必要な情報を素早く発信し、市民の安全と生活を守ります。</li> </ul> |

## 基本施策（7）福祉サービス提供基盤の確保と質の向上

### 【現状と課題】

国においては、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用することができるための仕組みづくりや、サービス評価の開示やサービス内容の周知等による利用者の適切なサービス選択の確保が重要とされており、サービス事業者の財務諸表等に関する情報公開の強化やサービス利用者の状況把握等が求められています。

全ての市民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要であり、誰もが安心して利用できる福祉サービスを、質・量の両面で確保する必要があります。

### 【施策の方向】

高齢者福祉、介護保険、障害福祉、子育て支援等の各サービスについては、それぞれ個別の計画において推進されていますが、サービス利用者の状況把握を行うとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障害のある人、子育て家庭のニーズなどに対応した適正でより良いサービスの提供に取り組みます。

また、サービスの利用について利用者が不利益を受けないようサービス事業者と連携しながら福祉サービスの質の向上に努めます。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | ◇自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。<br>◇行政や福祉サービス事業者に対し、要望等があれば積極的に伝えましょう。  |
| 地域 | ◇支援を必要とする人がいる際には、民生委員・児童委員や関係機関につなげ、必要なサービスの利用に結びつけましょう。<br>◇福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報を共有しましょう。  |
| 市  | ◇時代の変化やニーズに対応した適切な福祉サービスの充実と質の向上を図ります。<br>◇共生型サービスや多機能型サービスなど、分野横断的な福祉サービスの円滑な提供に努めます。<br>◇市の計画に基づいて、十分な福祉サービスを提供するための施設の基盤整備等を行います。 |

## 基本施策（8）民生委員・児童委員の活動促進への支援

### 【現状と課題】

生活様式の変化による価値観の多様化が進み、8050問題やダブルケア問題などの複合的な課題が発生しており、市民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う民生委員・児童委員の役割がますます重要になっています。

一方で、地域課題の多様化・複雑化や地域住民のつながりの希薄化等から民生委員・児童委員の「活動負担の増大」や「担い手不足」が課題となっており、民生委員・児童委員が地域で長く活躍するためには、負担感の軽減や活動のやりがいとともに活動の支えが必要です。

### 【施策の方向】

地域での見守り対象者や要支援者数の増加が見込まれる中、民生委員・児童委員は活動の中で、「住民が自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助」を行っていますが、その活動が円滑にできるよう活動の周知や理解促進、関係機関との連携体制を強化するとともに、人材の発掘・育成に努めます。

また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を行えるよう市や社協が協働し、活動内容の整理及び明確化や活動費の助成、研修等の支援を行います。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | ◇自分の住んでいる地区的民生委員・児童委員を知りましょう。<br>◇民生委員・児童委員等の役割を理解し、その活動に積極的に協力しましょう。   |
| 地域 | ◇民生委員・児童委員となる人材を発掘・育成しましょう。<br>◇民生委員・児童委員等と連携を図り、その活動への協力に努めましょう。   |
| 市  | ◇民生委員・児童委員の活動の重要性を広く周知・理解を図るため、様々なPR活動を通じた継続的な広報・啓発に努めます。<br>◇負担軽減への対応として、フォローアップの実施や専門機関との連携によるサポート体制を強化します。<br>◇民生委員・児童委員や主任児童委員の活動のための研修会を実施します。 |

## 基本施策（9）生活困窮者の自立支援の充実

### 【現状と課題】

近年、安定した雇用期間の縮小や家族形態の変化や人間関係の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、本来、安定した生活基盤や就労できるであろう人が、仕事を得ることができなかったり、非正規雇用等で収入が不安定で生活困窮に陥っている傾向にあります。

本市においても生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数が倍増していることなどから、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、経済的な面での支援だけでなく、就職への意欲喚起や、就労に向けた訓練の場となる中間の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実が求められています。

### 【施策の方向】

経済的な面などで生活に困難を抱えた人在地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇生活困窮に至る前に各種機関に相談するとともに、生活に困窮したら友人や近所の人などに伝えられるような関係づくりに努めましょう。</li> <li>◇生活困窮者を発見した場合は、民生委員・児童委員や自治会、徳島市社会福祉協議会に連絡・相談しましょう。</li> </ul>   |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の人同士で気づき合える「顔の見える関係」を作り、地域で孤立しがちな人に気を配りましょう。</li> <li>◇行政や専門機関とともに、地域で支えるための取組を検討しましょう。</li> </ul>   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇生活困窮者のニーズの早期把握に努め、相談や就労などに関する専門の支援員を配置し、関係機関と連携し情報提供や助言を行います。</li> <li>◇関係機関と連携し、相談支援及び自治会や民生委員・児童委員などの市民や関係支援機関とのネットワークを強化します。</li> <li>◇自立更生に向けた資金貸付の相談等を実施します。（社協）</li> </ul> |

## 基本施策（10）自殺予防への対応

### 【現状と課題】

自殺は、様々な要因が複合的に連鎖し、自殺以外の選択肢が考えられなくなった末の、追い込まれた死だといわれます。そのため、様々な局面から「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことが大切です。

本市では、平成31年3月に徳島市自殺対策計画を策定し、「いのち」をつなぐ 誰も自殺に追い込まれることのないまち・とくしまを目指して」を基本方針として、保健、医療、福祉、教育、労働などの関連施策との連携に加え、関係機関、民間団体、企業、市民等との連携を強化し、自殺対策の推進を図っています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その多くは、孤立感や孤独感により自殺以外の選択肢が考えられない状況に追い詰められた末の死であることから、困りごとを抱えた人を孤立させない地域づくりが重要です。

### 【施策の方向】

誰も自殺に追いされることのない社会の実現を目指して、徳島市自殺対策計画に基づき、「市民への啓発と周知」「生きることの促進につながる支援」「関係団体等とのネットワークの強化」「世代の特徴に応じた支援の充実」「生活困窮者への支援」など自殺対策の更なる推進を図ります。

また、家庭や学校、職場、地域においては、自殺を考えている人のサインに気づき、自殺を未然に防ぐ役割を担えるよう、自殺予防に関する啓発や見守り等の充実を図ります。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | ◇心や体の不調に気づいたら、早めに専門機関に相談しましょう。<br>◇こころの健康に关心を持ち、自殺予防に対する知識や理解を深めましょう。  |
| 地域 | ◇身近な人の様子の変化に気づき、相談機関につなげましょう。<br>◇孤独・孤立に陥らないよう、声かけや居場所づくりなど支援しましょう。<br>◇本人の気持ちを尊重し、寄り添い、傾聴しながら、早めに専門機関に相談するように促しましょう。                |
| 市  | ◇自殺予防につながり得る情報を発信するなど啓発に努めます。<br>◇相談窓口の周知や相談しやすい体制を整備し、市役所関係各課や社協における相談窓口の連携体制の強化を図ります。<br>◇関係機関と連携をとりながらゲートキーパーなどの専門知識を持つ人材育成を図ります。 |

## 基本施策（11）社会福祉法人等による公益的活動の促進

### 【現状と課題】

近年、地域における福祉ニーズの多様化に伴い、福祉サービスの提供主体が拡充しており、社会福祉法人においても法人の持つ専門性を活かした取組が期待されています。

平成29年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえて「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされていますが、地域の福祉ニーズの把握が困難であり、また対応する人員や資金的な余力が十分でない法人もあることから、公益的な取組が進んでいないのが実情です。

社会福祉法人等が地域社会の一員として、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、事業所や施設の利用者だけではなく、地域の住民を支えることが必要となります。

### 【施策の方向】

社会福祉法人や福祉サービス事業者、NPO法人等による多様な取組が地域共生社会の実現につながっていることを市民はじめ地域社会全体で再認識され、地域や市、社協等とのつながりを強化し、地域の福祉ニーズに対応した公益的活動が更に促進されるよう、必要な支援を行います。

また、良質で適切な公益的活動によるサービスの提供のため、社会福祉法人等に対する相談や指導監査を行い、市民が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | ◇社会福祉法人の役割を理解しましょう。   |
| 地域 | ◇同じ地域の社会福祉法人が集まり、学びの機会や情報共有を行いましょう。   |
| 市  | ◇職員の知識や専門的な指導力の向上のための研修等を行います。<br>◇社会福祉法人等の運営指導及び監査を実施し、適正な運営及び質の高い安定した福祉サービスの提供を行えるようにします。 |

## 基本目標3 地域福祉の担い手づくり

### 基本施策（12）福祉教育と生涯学習の推進

#### 【現状と課題】

市民の地域福祉に対する意識や理解がまだ十分に浸透しているとはいえない、地域福祉活動に参加する人は少なく、自治会や子ども会加入率も減少傾向にあります。

地域福祉を推進するためには、子どもの頃から福祉教育を行い、その理解を深め、相手の立場を尊重し、互いに思いやる心を育んでいくことが必要です。

また、市民の地域福祉活動を促進するためには、子どもから大人まで誰もが地域福祉の担い手となるよう、地域福祉に関する理解と認識を深めるとともに、地域福祉実践に向けての行動意識を高めることが求められ、福祉教育のほか生涯学習の取組による福祉の学習推進が重要となります。

#### 【施策の方向】

市民が多様性を認めあいながら共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育の充実を図ります。

また、市民の生涯学習における学習ニーズを把握しながら、多様なプログラムの提供や周知を図るとともに、市民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の機会を提供します。

#### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | ◇子どもの頃から福祉やボランティア活動に親しむ機会を増やしましょう。<br>◇家庭で地域福祉について話し合う機会を持ちましょう。<br>◇福祉学習や体験の機会、生涯学習の場に積極的に参加しましょう。  |
| 地域 | ◇福祉講座やイベント等を開催し、福祉教育を進めましょう。<br>◇地域福祉の担い手としての養成講座や研修に参加してみましょう。<br>◇気軽に参加できる福祉学習の機会をつくりましょう。   |
| 市  | ◇学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりを推進します。<br>◇市民を対象とした福祉懇談会の充実や実践的な福祉学習講座を推進します。<br>◇市民が学習活動のために活用できる施設などの場の充実を図ります。 |

## 基本施策（13）人権や地域福祉に関する意識の醸成

### 【現状と課題】

誰もが安心して住み続けられるまちづくりには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、困ったことがあつたら助け合い支え合う、人ととのつながりが必要です。

しかしながら、未だ地域社会においては、子育て中の人、高齢者や障害のある人など様々な人々が生活する中で、周囲の理解不足などにより、社会的に孤立したり、排除されたりしている人がいるのが実情です。

市民一人ひとりが、性別や年齢、障害の有無、異文化、社会的立場などの違いにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、共に支え合って生きていく意識の醸成が必要です。

また、同和問題（部落差別）や女性、DV被害者、障害のある人等に加え、LGBTなど性的な少数者、ヘイトスピーチ、コロナ禍による偏見、差別など、複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、関係機関や民間事業者等と連携を図りながら取り組むことが求められています。

### 【施策の方向】

地域共生社会の実現に向けて、多様性に対する偏見や差別意識の解消、社会的弱者への虐待防止、認知症への理解など、人権擁護や福祉に関する意識啓発について、学校等と連携し、関心のある人だけでなく、普段意識をしていない人に向けても行い、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりを推進します。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | ◇互いの個性や価値観の違いを認めましょう。<br>◇福祉や人権にかかる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。   |
| 地域 | ◇福祉にふれる多様な体験機会を設け、地域福祉の意識を高めましょう。<br>◇地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。                                     |
| 市  | ◇広報紙やホームページを通して、地域福祉について情報発信します。<br>◇人権を考える市民のつどいの開催など、人権について学ぶ機会の充実を図ります。<br>◇子どもの頃から人権感覚が身につくよう、人権についての学習に取り組みます。 |

## 基本施策（14）福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援

### 【現状と課題】

身近な地域で、誰もが自分の能力を活かして地域のために活動するためには、市民一人ひとりの意欲・関心を活かした学びや活動の機会を提供し、人材を発掘するとともに、地域福祉活動の担い手となるその人材を育成することが重要です。

しかしながら、働き盛り・子育て世代をはじめ、活動に十分な時間を割くことができない方も一定数存在することが考えられます。そのため、活動時間や頻度など参加しやすい方法を一層工夫する必要があります。

他方、雇用延長や女性の就業率の向上により、地域福祉活動に参加する市民の年齢層が高くなっていることも担い手不足の要因の一つと考えられます。特に、活動のリーダーとなる人や地区ボランティアセンターのコーディネーターなど、地域福祉活動をけん引する人材の確保や育成が課題となっています。

### 【施策の方向】

地域福祉活動に意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘や地域福祉活動への参加促進に取り組み、活動の継続・定着化を図ります。

また、指導的役割を担うことのできる人材の養成に努めるとともに、活躍の場の創出を図ります。

また、若者や移住者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、地域福祉活動に参加しやすい環境づくりや交流の場の充実を図ります。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇福祉サービスの受け手であると同時に担い手であることを意識しましょう。</li> <li>◇自分の持っている能力や技術を地域社会に生かせるように心がけましょう。</li> <li>◇町内会や自治会等のコミュニティ団体の役員を引き受けることや、行事の準備を手伝う等、積極的に関わりましょう。</li> </ul>                                    |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇子どもの頃から地域福祉活動に親しみを持つ機会を提供しましょう。</li> <li>◇地域のお祭りや行事の参加を促し、地域の担い手を発掘・育成しましょう。</li> <li>◇地域の福祉リーダーに負担が偏らないよう、サポートする人材の育成や役割体制を整備しましょう。</li> <li>◇若年層や在住外国人など幅広い市民が参加しやすい活動に取り組みましょう。</li> </ul> |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇福祉事業者や関係機関と連携し、地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の確保・育成に向けた総合的な取組を推進します。</li> </ul>   |

## 基本施策（15）ボランティア・NPO等の活動の活性化

### 【現状と課題】

子育て支援活動や高齢者・障害のある人への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、ボランティアやNPOの活動の重要性は年々高まっています。

一人でも多くの市民がボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加できるよう、ボランティアやNPO等に関する情報提供や各種養成講座等を開催し啓発を行うとともに、興味や関心のあることや自分の特技・技術を生かすことができるよう、ボランティアやNPO等の活動に参加できる場づくりや活動場所の確保が必要です。

### 【施策の方向】

ボランティアやNPO等の活動には、生きがいを持ち、人生を豊かにするといった利点があります。ボランティアやNPO等の活動の活性化を図るため、活動に関する情報の周知や、参加意欲のある人に対するコーディネートや活動支援を行います。

また、高齢者が培ってきた知識や技術をはじめとした、その人が得意なことを地域に還元できるよう、生涯学習や世代間交流の場等、様々な機会の創出を図るとともに、ボランティアやNPO等の活動の参加者の高齢化が進む現状を改善するために、若年層や壮年層に向けた啓発などにも注力します。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域にどのような活動があるのかを知るようにしましょう。</li> <li>◇ゴミ拾いや地域行事の手伝い等、自分のできる活動から取り組みましょう。</li> <li>◇自分の持つ知識や技能を生かして活動に参加しましょう。</li> </ul>  |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇自治会の未加入世帯への加入やボランティアへの参加を呼びかけましょう。</li> <li>◇ボランティア活動などへ参加するきっかけづくりや啓発を、積極的に行いましょう。</li> <li>◇ボランティアやNPO等は、活動の広報周知に努めましょう。</li> </ul>   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇活動に興味を持っている人に、市民活動講座やボランティア体験などを実施し、活動のきっかけづくりを行います。</li> <li>◇ボランティアやNPO等の活動に関する情報提供や啓発を行い、市民が活動に参加しやすい環境をつくります。</li> <li>◇ボランティアやNPO等が自主的かつ主体的に行う公益的な事業に要する経費の一部を補助し、活動の活性化及び自立を促進します。</li> </ul> |

## 基本施策（16）地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

### 【現状と課題】

地域福祉活動団体では構成員の高齢化などによる人員不足や、活動資金の不足が問題となっており、事業者は事業者同士や地域とのつながりづくりに困難を抱えています。

適切な協力と支援を行うことで、地域福祉活動団体や事業者の地域における活動の活性化につなげることが重要です。

### 【施策の方向】

自治会、社会福祉協議会を始め、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO等の地域福祉を推進する各種団体や地域住民が参加し、地域における課題を自ら解決するためのシステムづくりを支援します。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | ◇地域福祉活動団体の活動に関心を持ち、理解を深めましょう。  |
| 地域 | ◇活動内容をホームページやSNSなどを活用して積極的に発信し、市民の地域福祉に対する関心を喚起しましょう。<br>◇地域福祉活動に貢献する企業や事業者を積極的に利用しましょう。<br>◇各種団体間の交流機会、意見交換の場を設けましょう。 |
| 市  | ◇地域福祉活動団体や事業所等が交流して情報共有や情報交換ができる場や機会の提供など、横のつながりづくりを支援します。<br>◇地域課題解決のための地域での活動を支援します。                                 |

## 基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

### 基本施策（17）誰もが暮らしやすい生活環境の整備

#### 【現状と課題】

高齢者や障害のある人だけでなく、子どもや妊婦など、誰もが地域において安心して快適に生活や外出できるようになるためには、保健・医療・福祉という分野にとどまらず、道路や各種施設、公共交通機関など、地域全体の生活環境の整備が必要です。

特に、高齢化の進展や障害のある人の地域生活への移行促進等により、道路や各種施設等におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備、移動手段の確保等が一層求められています。

#### 【施策の方向】

誰もが安心して外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や、道路や各種施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、情報のバリアフリーとして、情報を得ることが困難な人に対しても、それぞれの特性を踏まえた情報提供を展開します。

また、交通事業者や関連機関との連携のもと、持続可能な地域公共交通を推進します。

#### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。</li> <li>◇自分の気持ちを伝えることが困難な人や、困っている人に積極的に手助けをしましょう。</li> <li>◇障害のある人などの専用トイレや駐車スペースが設置されている主旨を理解し、マナーを守りましょう。</li> <li>◇施設や道路で、危険や不便を感じたら行政に相談しましょう。</li> </ul>             |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇普段から地域で、お互い気軽に移動の手助けを頼める関係を築きましょう。</li> <li>◇地域の交通弱者の掘り起こしを行い、行政に相談しましょう。</li> </ul>  |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇道路、公園、その他公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。</li> <li>◇行政サービス情報等の提供にあたって、視覚や聴覚、知的に障害等がある人にも、適切に情報が行き届くよう努めます。</li> <li>◇民間事業者や関係機関と連携し、路線バスなどの利便性向上を図ります。</li> <li>◇コミュニティバス、タクシーの活用など、地域主体の移動手段の確保の取組に対して支援を行います。</li> </ul> |

## 基本施策（18）すべての人にやさしい地域づくり

### 【現状と課題】

子どもやその親、高齢者、障害のある人、外国人などは日常生活を送るうえで様々なバリア(障壁)があります。また、支援の必要な方が困っているとき、手助けをしたいがどのような行動をとればよいかわからない方が多い状況です。

すべての人にやさしい地域づくりを推進するためには、市だけでなく、地域や市民の理解と協力が必要です。

ハード面だけではなく、心のバリアフリーなどのソフト面のバリアフリーを推進し、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合いながら、支え合い、ともに地域づくりを進める環境づくりが求められています。

### 【施策の方向】

市民一人ひとりが、「思いやり」や「いたわり」の気持ちといった「心のバリアフリー」を醸成し、地域福祉の推進を図ります。

また、国籍や文化の違う人同士が共に安心して暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や異文化に対する理解の向上や、在住外国人に対する生活課題を解決できる相談支援の充実を図ります。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇子どもや高齢者、障害のある人に、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行いましょう。</li> <li>◇性別や年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いを思いやり尊重するように努めましょう。</li> <li>◇異文化理解を深め、積極的に在住外国人と交流しましょう。</li> </ul> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域内での支え合い、助け合いの必要性について啓発に努めましょう。</li> <li>◇国籍や文化の違う人が地域福祉活動に参加しやすい環境を作りましょう。</li> <li>◇在住外国人が地域において相談しやすい体制づくりを推進しましょう。</li> </ul>                            |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民、地域、行政などが相互に連携する地域のネットワークづくりを推進します。</li> <li>◇生活支援事業の実施や合理的な配慮を行うための環境づくりに努めます。</li> <li>◇在住外国人などの生活環境への早期適応を目指し、受入状況やニーズの把握に努めます。</li> </ul>               |

## 基本施策（19）要支援者を地域で支える体制づくり

### 【現状と課題】

要支援者を地域で支えるためには、まず地域にどのような支援を必要とする人がいて、どのような支援を行えばよいのか検討する必要があります。

また、近年増加している自然災害のほか、空き家の増加や地域でのつながりの希薄化等による犯罪の防止に向け、地域の要支援者に目を向けていざという時に助け合える地域づくりや、日頃からの備えや防犯・防災意識の啓発や活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めることが重要です。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症対策として、日常生活や地域福祉活動における感染予防に努める必要があります。

### 【施策の方向】

日頃の見守りや支え合い活動を広めることで、要配慮者を把握し、災害時等に支援できる体制を築くとともに、関係機関と連携し、市民への防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災・防犯組織の充実を図ります。

また、地域の高齢者や障害のある人など、自力で避難ができない人や移動に支援を要する人については、要支援者の必要な情報を集めた「避難行動要支援者名簿」を有効に活用することにより、行政や関係機関、地域との協働による支援体制づくりに努めます。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染予防に向けて、感染防止対策の徹底や新しい生活様式の実践など感染拡大防止に向けた行動変容を促進します。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇隣近所に住む人に関心を持ち、支援を必要としている人はいないか、どのような支援が必要かを把握しましょう。</li> <li>◇日頃の近所付き合いを通じて、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係をつくりましょう。</li> <li>◇子どもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>◇家庭で非常用品の準備、避難場所や避難経路の確認など防災意識の向上に努め、災害に備えるため、地域の防災訓練に参加しましょう。</li> <li>◇手洗い・うがいなど、一人ひとりができる感染予防対策を行いましょう。</li> </ul> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇警察、学校、PTA、民生委員・児童委員等が連携して、子どもの見守りや防犯パトロール等の住民の参加を促しながら防犯活動に取り組みましょう。</li> <li>◇自主防災組織をつくり、自主防災訓練を実施するとともに、市民に参加を呼びかけましょう。</li> <li>◇災害時に自力での避難が困難な人の情報を地域で共有し、地域全体で災害時に対応できる体制をつくりましょう。</li> <li>◇地域福祉活動を行う際には、感染予防対策をしましょう。</li> </ul>   |

市

- ◇災害時の事前の備え、避難所の場所、地域の防災訓練の取組等の防災に関する情報を広く周知し、災害に対する意識の啓発を図ります。
- ◇自主防災組織及び自主防災訓練への支援を行い、活動の活性化を図ります。
- ◇新規の要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、個別計画の作成を進めます。
- ◇避難所における感染症対策を推進します。

## 基本施策（20）健康づくり・生きがい活動等の促進

### 【現状と課題】

平均寿命が伸び、高齢化が進行するなか、自分や家族の介護や健康状態に不安を抱える人や、社会情勢や生活環境の影響から、心の病を患う人やひとりで悩みを抱え、社会的に孤立してしまう人が増えています。

地域のつながりを深め、健康づくりや生きがい活動を通した仲間づくりによって、お互いがお互いの変化に気づくことができ、心身ともに健康で生きがいを持った暮らしの実現が求められています。

また、個人の自己実現や生きがいを見いだすための学習意欲が高まっている中、市民がそれぞれの関心に合わせて、地域の活動に参加・交流できるよう、関係機関と連携し、情報の収集と提供を充実させる必要があります。

### 【施策の方向】

市民が自主的・継続的に健康維持・増進に取り組むことができるよう、健康教室や講座の開催等の健康づくりの意識啓発や生きがい活動の機会の提供等を推進します。

また、心の不調の早期発見、早期対応などを図るため、市や医療等関係機関の相談支援体制の充実や、家族や地域福祉活動団体など身近な支援者の育成、支援を行うためのメンタルヘルス対策を推進します。

### 【期待する役割】

|    |   |
|----|---|
| 市民 | ◇日頃からの運動や食生活の見直しを行い、健康管理に努めましょう。<br>◇定期的に健康診断を受診し、生活習慣病予防に努めましょう。<br>◇マスク着用や手洗い、手指消毒の徹底など、感染症の拡大防止に努めましょう。<br>◇自分の経験や特技を活かせる機会に参加し、生きがいや趣味を見つけましょう。 |
| 地域 | ◇地域福祉活動団体等の情報を発信し、活動のきっかけづくりをしましょう。<br>◇世代を超えて地域ぐるみで互いに励まし合い、健康づくりに取り組みましょう。<br>◇地域の施設等を活用し、各種講座・教室や健康イベントを企画しましょう。                                 |
| 市  | ◇健康診断や講座教室など健康づくり事業を実施します。<br>◇こころの健康に関する知識の普及・啓発のための情報発信等を実施します。<br>◇市民が生きがいをもって取り組める活動を支援し、同じ興味を持った仲間同士が集い、楽しめる環境づくりを進めます。                        |

## 基本施策(21)再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進(徳島市再犯防止推進計画)

### 【現状と課題】

平成28年12月の「再犯防止推進法」の施行に伴い、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進められています。

罪を犯した人や非行のある人は、生活環境や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱える者が少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動などによる様々な支援やあたたかな見守りが必要です。また、犯罪や非行を未然に防ぐことで安全・安心な地域づくりにもつながるとともに、生活環境や就労環境が改善されることで、犯罪や非行を繰り返す負の連鎖を断ち切ることにもつながります。

アンケートでは、再犯防止のための取組として「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと」（市民54.2%、事業所63.4%）が必要という意見が多く、生活の基盤となる就労や住まいを中心とした支援体制づくりが求められています。

### 【施策の方向】

「再犯防止推進法」及び国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて、罪を犯した人や非行のある人が再び過ちを犯すことのないように、社会から孤立させのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れて地域社会に復帰できるよう、保護司や相談支援機関、地域福祉活動団体などが連携した自立更生の促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進します。

また、自立に向けた相談、就労や住居、保健医療・福祉サービス、生活困窮等への支援を適切に提供し、地域での安定した生活の実現に向けて検討を進めます。

### 【期待する役割】

|    |  |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇保護司の役割など、更生保護への理解を深めましょう。</li> <li>◇行政の施策や関係機関の取組について、支援を必要としている人に伝えましょう。</li> </ul>   |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域福祉活動の中で、保護司会や更生保護女性会、BBS会などに気軽に相談できる機会をつくりましょう。</li> <li>◇犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動（強調月間7月）」へ積極的に参加しましょう。</li> </ul>   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域における更生保護の活動拠点である徳島地区更生保護サポートセンターを通じて、自立への支援に向けた相談業務を充実します。保護司や徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）などの国等の関係機関と相互に連携・協働し支援します。</li> <li>◇再犯防止に関する理解を深めることにより、犯罪や非行を未然に防止、また再犯を防止するため、再犯防止啓発月間（7月）における再犯防止に関する取組等の広報啓発活動を実施します。</li> </ul> |

## 基本施策別 主な取組・事業一覧

### (1) 人と地域のきずなづくりの強化

| No. | 取組内容(事業名)        | 担当部署    |
|-----|------------------|---------|
| 1   | 社会福祉大会の開催支援      | 健康福祉政策課 |
| 2   | 地域コミュニティ活動・運営の支援 | 市民協働課   |
| 3   | 緑化推進事業           | 公園緑地課   |

### (2) 地域ぐるみの支え合い活動の推進

| No. | 取組内容(事業名)      | 担当部署        |
|-----|----------------|-------------|
| 1   | 認知症センター活動促進事業  | 健康長寿課       |
| 2   | 障害者見守りネットワーク事業 | 障害福祉課、健康長寿課 |

### (3) 地域における交流機会の充実

| No. | 取組内容(事業名)      | 担当部署      |
|-----|----------------|-----------|
| 1   | 未就園児園開放事業      | 学校教育課     |
| 2   | 青少年行事(水都っ子探検隊) | 社会教育課     |
| 3   | 地域住民交流促進事業     | 社会教育課     |
| 4   | 市民参加交流事業       | 文化スポーツ振興課 |
| 5   | スポーツふれあい普及推進事業 | 文化スポーツ振興課 |
| 6   | コミュニティセンターの整備  | 市民協働課     |

### (4) 包括的な相談支援体制の構築

| No. | 取組内容(事業名)         | 担当部署        |
|-----|-------------------|-------------|
| 1   | 子育て世代包括支援センター事業   | 子ども健康課      |
| 2   | 地域子育て支援拠点事業       | 子ども政策課等     |
| 3   | いじめ問題等対策事業        | 青少年育成補導センター |
| 4   | 不登校問題等適応指導推進事業    | 教育研究所       |
| 5   | 地域包括支援センターの運営     | 健康長寿課       |
| 6   | 障害福祉の相談支援事業       | 障害福祉課       |
| 7   | 女と男(ひととひと)生き方相談事業 | 男女共同参画センター  |

### (5) 成年後見制度の普及と利用促進

| No. | 取組内容(事業名)      | 担当部署    |
|-----|----------------|---------|
| 1   | 地域連携ネットワーク体制整備 | 健康福祉政策課 |
| 2   | 高齢者の権利擁護       | 健康長寿課   |
| 3   | 障害者等の権利擁護      | 障害福祉課   |

**(6) 情報提供手段の充実**

| No. | 取組内容(事業名)    | 担当部署  |
|-----|--------------|-------|
| 1   | 消費者啓発事業      | 市民生活課 |
| 2   | 点字版・音声版広報紙発行 | 広報広聴課 |

**(7) 福祉サービス提供基盤の確保と質の向上**

| No. | 取組内容(事業名)         | 担当部署   |
|-----|-------------------|--------|
| 1   | 市立教育・保育施設の再編計画の推進 | 子ども政策課 |
| 2   | とくしま在宅育児応援クーポン事業  | 子育て支援課 |
| 3   | 介護給付の適正化事業        | 高齢介護課  |

**(8) 民生委員・児童委員の活動促進への支援**

| No. | 取組内容(事業名)     | 担当部署    |
|-----|---------------|---------|
| 1   | 民生委員・児童委員研修事業 | 健康福祉政策課 |

**(9) 生活困窮者の自立支援の充実**

| No. | 取組内容(事業名)       | 担当部署  |
|-----|-----------------|-------|
| 1   | 被保護者健康管理指導・支援事業 | 生活福祉課 |
| 2   | 被保護者就労支援事業      | 生活福祉課 |
| 3   | 生活困窮者自立相談支援事業   | 生活福祉課 |

**(10) 自殺予防への対応**

| No. | 取組内容(事業名) | 担当部署        |
|-----|-----------|-------------|
| 1   | こころの健康相談  | 健康長寿課       |
| 2   | 青少年相談     | 青少年育成補導センター |

**(11) 社会福祉法人等による公益的活動の促進**

| No. | 取組内容(事業名)   | 担当部署    |
|-----|-------------|---------|
| 1   | 社会福祉法人の指導監査 | 健康福祉政策課 |

**(12) 福祉教育と生涯学習の推進**

| No. | 取組内容(事業名)   | 担当部署  |
|-----|-------------|-------|
| 1   | 人権教育推進事業    | 学校教育課 |
| 2   | 学習機会の提供支援事業 | 社会教育課 |
| 3   | 図書館事業       | 社会教育課 |

**(13) 人権や地域福祉に関する意識の醸成**

| No. | 取組内容(事業名)    | 担当部署  |
|-----|--------------|-------|
| 1   | 障害者福祉等啓発事業   | 障害福祉課 |
| 2   | 人権啓発・研修活動の推進 | 人権推進課 |
| 3   | 人権啓発リーダー等の育成 | 人権推進課 |

**(14) 福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援**

| No. | 取組内容(事業名)         | 担当部署    |
|-----|-------------------|---------|
| 1   | 特別支援教育研修事業        | 教育研究所   |
| 2   | 福祉ボランティア等の育成と活動支援 | 健康福祉政策課 |
| 3   | 子ども防火・防災啓発推進      | 消防局     |

**(15) ボランティアやNPO等の活動の活性化**

| No. | 取組内容(事業名)       | 担当部署  |
|-----|-----------------|-------|
| 1   | 地域づくり活動団体等支援    | 市民協働課 |
| 2   | 協働事業の実施         | 市民協働課 |
| 3   | 協働による新たなまちづくり事業 | 市民協働課 |

**(16) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり**

| No. | 取組内容(事業名)        | 担当部署  |
|-----|------------------|-------|
| 1   | 新たな地域自治協働システムの構築 | 市民協働課 |

**(17) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備**

| No. | 取組内容(事業名)  | 担当部署  |
|-----|------------|-------|
| 1   | 無電柱化事業     | 道路建設課 |
| 2   | 道路愛護運動事業   | 道路維持課 |
| 3   | 地域公共交通の活性化 | 地域交通課 |
| 4   | ふれあい収集事業   | 環境政策課 |

**(18) すべての人にやさしい地域づくり**

| No. | 取組内容(事業名)     | 担当部署  |
|-----|---------------|-------|
| 1   | 国際理解推進事業      | 教育研究所 |
| 2   | 地域生活支援拠点等整備事業 | 障害福祉課 |
| 3   | 在住外国人相談支援事業   | 総務課   |

**(19) 要支援者を地域で支える体制づくり**

| No. | 取組内容(事業名)           | 担当部署    |
|-----|---------------------|---------|
| 1   | 災害ボランティアコーディネーターの養成 | 健康福祉政策課 |
| 2   | 避難行動要支援者支援事業        | 健康福祉政策課 |
| 3   | 各種ハザードマップの周知・広報     | 危機管理課   |
| 4   | 市民総合防災訓練の実施         | 防災対策課   |
| 5   | 避難支援マップの作成支援        | 防災対策課   |
| 6   | 災害対策本部組織部別訓練の実施     | 危機管理課   |

**(20) 健康づくり・生きがい活動等の促進**

| No. | 取組内容(事業名)         | 担当部署      |
|-----|-------------------|-----------|
| 1   | 若い世代の健康相談事業       | 健康長寿課     |
| 2   | 健康寿命延伸啓発事業        | 健康長寿課     |
| 3   | 重症化予防事業           | 健康長寿課     |
| 4   | 特定健康診査事業          | 保険年金課     |
| 5   | 特定保健指導事業          | 保険年金課     |
| 6   | 老人クラブ活動費補助        | 高齢介護課     |
| 7   | 市民spo・レクフェスティバル開催 | 文化スポーツ振興課 |

**(21) 再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進**

| No. | 取組内容(事業名)            | 担当部署      |
|-----|----------------------|-----------|
| 1   | 更生保護協会、更生保護女性会事業費の助成 | 健康福祉政策課   |
| 2   | 防犯灯電灯料金の助成           | 市民生活課     |
| 3   | 空き家に関する相談窓口          | 住宅課、建築指導課 |

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 協働による推進体制

本計画は、子ども、高齢者、障害のある人、生活困窮等の福祉の分野にとどまらず、安全・安心、健康づくり等の幅広い分野から福祉をとらえ、地域福祉を推進するものです。

計画の推進にあたっては、市民の地域福祉に関する理解の促進や地域福祉活動への参加を促進するとともに、市民、ボランティア、NPO、事業所、社会福祉協議会、行政等地域福祉に携わる者同士が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組みます。

### 2 計画の普及啓発

地域福祉は、市民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と参加・協力を求める必要があります。

広報紙や市のホームページなどへの地域福祉に関する情報の掲載や、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催等、様々な媒体や機会を活用し、計画内容や地域福祉の考え方について広く市民に周知し、普及・啓発に努めます。

### 3 計画の評価・検証

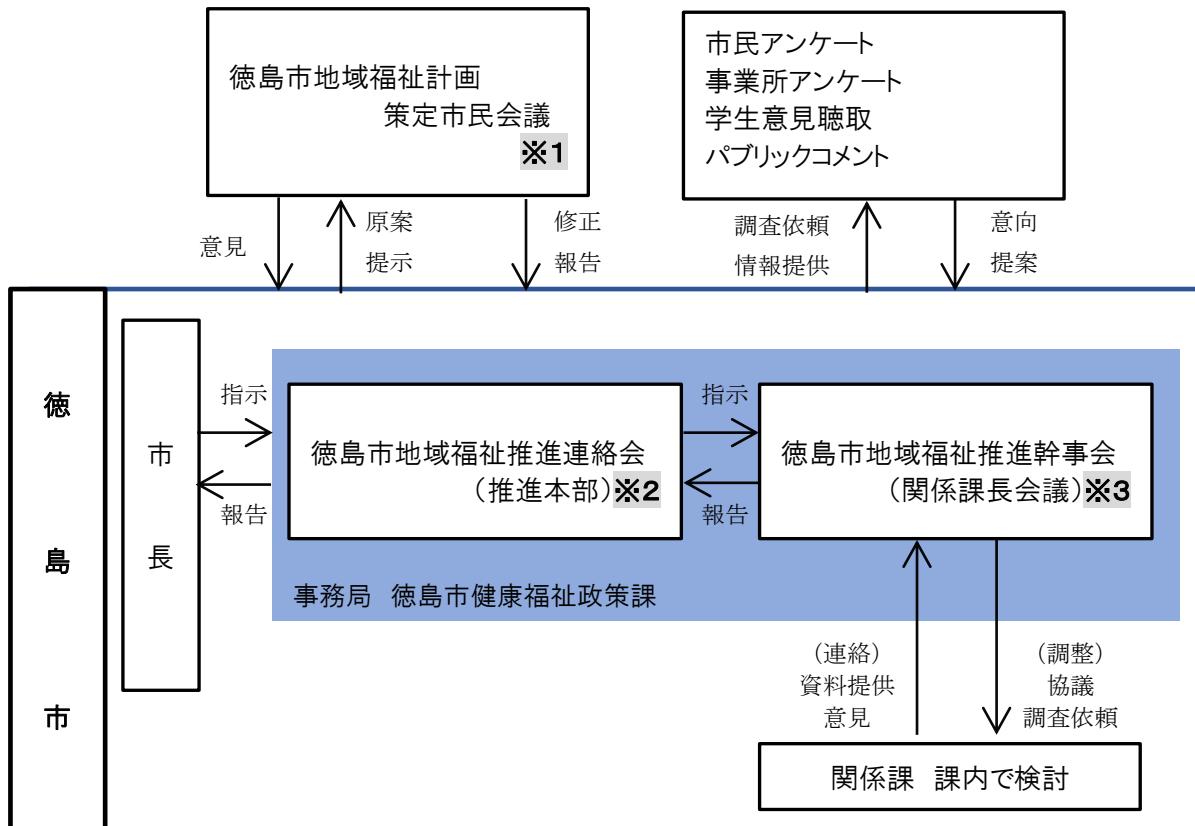
本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進するため、必要に応じて、施策の進捗状況の評価・検証を行い、本計画の推進を図ります。

また、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民の声を反映して検証するとともに、新型コロナウィルス感染症を含めた社会情勢に対応しながら柔軟に進めます。

# 第7章 資料編

## 1 計画の策定経過

### (1) 徳島市地域福祉計画の策定体制



#### ※1 徳島市地域福祉計画策定市民会議

委員：学識経験者、各分野の関係団体の代表、公募市民等 計 20 人

#### 《参加団体等》

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験者           | 徳島大学大学院   |
| 保健・医療、福祉施設代表    | 徳島市地域包括支援センター、徳島県老人福祉施設協議会  |
| 社会福祉を目的とする団体の代表 | 徳島市社会福祉協議会、徳島市地区社会福祉協議会連絡協議会、徳島市民生委員児童委員協議会、徳島市公民館連絡協議会                     |
| 市民関係団体          | 徳島市コミュニティ連絡協議会、徳島市婦人連絡協議会、徳島市シニアクラブ連合会、徳島市身体障害者連合会、徳島市・名東郡PTA連合会、NPO法人Creer |
| その他関連団体等の代表     | 徳島少年鑑別所、徳島弁護士会、徳島県司法書士会、徳島県社会福祉士会、徳島県行政書士会                                  |
| 公募委員            | 2人  |

※2 徳島市地域福祉推進連絡会(推進本部)

ア 所掌事務

- ・地域福祉計画案の審議及び決定に関すること
- ・地域福祉計画の進行管理に関すること
- ・その他地域福祉の推進に関すること

イ 組織(26人)

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | 健康福祉部長   |
| 副会長 | 健康福祉部副部長   |
| 委員  | 企画政策局次長、総務部副部長、財政部副部長、財政部税務事務所長、市民文化部副部長、環境部副部長、健康福祉部副部長、健康福祉部福祉事務所長、子ども未来部副部長、経済部副部長、都市建設部副部長、危機管理局次長、会計管理者、消防局次長、上下水道局次長、交通局次長、病院局次長、教育委員会教育次長 |

※3 徳島市地域福祉推進幹事会(関係課等で構成)

ア 所掌事務

- ・地域福祉計画案の作成に関すること
- ・地域福祉計画の推進に関すること

イ 組織(21人)

|     |   |
|-----|---|
| 会長  | 健康福祉部副部長  |
| 副会長 | 福祉事務所長  |
| 委員  | 健康福祉部副部長、福祉事務所長、市民生活課長、市民協働課長、文化スポーツ振興課長、環境政策課長、健康長寿課長、保険年金課長、高齢介護課長、障害福祉課長、生活福祉第二課長、子ども政策課長、子ども健康課長、子育て支援課長、子ども保育課長、経済政策課長、防災対策課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会青少年育成補導センター所長、教育委員会社会教育課長 |

## (2) 徳島市地域福祉計画の策定経過

### ■ 地域福祉に関する市民アンケート

| 区分   | 日程等                              |
|------|----------------------------------|
| 実施期間 | 令和2年12月9日～12月28日                 |
| 対象者  | 徳島市在住の15歳以上の市民を対象として2,000人を無作為抽出 |

### ■ 地域福祉に関する事業所アンケート

| 区分   | 日程等                                  |
|------|--------------------------------------|
| 実施期間 | 令和3年1月13日～1月29日                      |
| 対象者  | 徳島市内で地域福祉活動を行うボランティア、NPO等福祉関係団体132団体 |

### ■ 地域の課題解決に向けた取組に関する意見聴取

| 区分   | 日程等                              |
|------|----------------------------------|
| 実施期間 | 令和3年2月5日～2月15日                   |
| 対象者  | 徳島大学歯学部口腔保健学科(社会福祉士取得見込み)の4年生14人 |

### ■ 徳島市地域福祉計画策定市民会議

| 区分  | 開催日        | 議題  |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和2年10月28日 | (1) 第3期徳島市地域福祉計画の策定体制等について<br>(2) 第3期徳島市地域福祉計画の策定に向けた方向性について<br>(3) 地域福祉に関する市民アンケート等の実施について                               |
| 第2回 | 令和3年8月16日  | (1) 地域福祉に関する徳島市民アンケート結果について<br>(2) 地域福祉に関する事業所アンケート結果について<br>(3) 地域の課題解決に向けた取組に関する意見聴取の結果について<br>(4) 第3期徳島市地域福祉計画(素案)について |
| 第3回 | 令和3年11月1日  | (1) 第3期徳島市地域福祉計画(素案)について  |
| 第4回 | 令和4年1月31日  | (1) パブリックコメントの実施結果について<br>(2) 第3期徳島市地域福祉計画(案)について   |

### ■徳島市地域福祉推進連絡会

| 区分       | 開催日                | 議題  |
|----------|--------------------|---|
| 第 1<br>回 | 令和 2 年<br>10月 26 日 | (1) 第3期徳島市地域福祉計画の策定体制等について<br>(2) 第3期徳島市地域福祉計画の策定に向けた方向性について<br>(3) 地域福祉に関する市民アンケート等の実施について                               |
| 第 2<br>回 | 令和 3 年<br>7月 12 日  | (1) 地域福祉に関する徳島市民アンケート結果について<br>(2) 地域福祉に関する事業所アンケート結果について<br>(3) 地域の課題解決に向けた取組に関するアンケート結果について<br>(4) 第3期徳島市地域福祉計画(素案)について |
| 第 3<br>回 | 令和 3 年<br>9月 29 日  | (1) 第3期徳島市地域福祉計画(素案)について  |
| 第 4<br>回 | 令和 4 年<br>1月 24 日  | (1) パブリックコメントの実施結果について<br>(2) 第3期徳島市地域福祉計画(案)について   |

### ■徳島市地域福祉推進幹事会

| 区分       | 開催日                | 議題  |
|----------|--------------------|---|
| 第 1<br>回 | 令和 2 年<br>10月 26 日 | (1) 第3期徳島市地域福祉計画の策定体制等について<br>(2) 第3期徳島市地域福祉計画の策定に向けた方向性について<br>(3) 地域福祉に関する市民アンケート等の実施について                               |
| 第 2<br>回 | 令和 3 年<br>7月 12 日  | (1) 地域福祉に関する徳島市民アンケート結果について<br>(2) 地域福祉に関する事業所アンケート結果について<br>(3) 地域の課題解決に向けた取組に関するアンケート結果について<br>(4) 第3期徳島市地域福祉計画(素案)について |
| 第 3<br>回 | 令和 3 年<br>9月 29 日  | (1) 第3期徳島市地域福祉計画(素案)について  |
| 第 4<br>回 | 令和 4 年<br>1月 24 日  | (1) パブリックコメントの実施結果について<br>(2) 第3期徳島市地域福祉計画(案)について   |

### ■パブリックコメント手続

| 区分   | 日程等                              |
|------|----------------------------------|
| 実施期間 | 令和 3 年 12 月 20 日～令和 4 年 1 月 19 日 |

## 2 徳島市地域福祉計画策定市民会議

### (1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 市民会議は、地域福祉計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

#### (組織)

第3条 市民会議は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

#### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

#### (書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

#### (設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

#### (事務局)

第7条 市民会議の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## (2) 徳島市地域福祉計画策定市民会議委員名簿

(50 音順、敬称略、会長は○、副会長は○)

| 氏名     | 所属団体名簿            | 役職等                    | 備考   |
|--------|-------------------|------------------------|------|
| 浅樋 真一  | 徳島市・名東郡PTA連合会     | 会長                     | R2年度 |
| 若松 義明  | 徳島市・名東郡PTA連合会     | 会長                     | R3年度 |
| 今井 康之  | 徳島市地区社会福祉協議会連絡協議会 | 副会長                    |      |
| 岩朝 晃男  | 徳島市シニアクラブ連合会      | 会長                     |      |
| 小川 浩司  | 徳島県司法書士会          | 理事                     |      |
| 加藤 陽   | 公募委員              |                        |      |
| 小磯 篤士  | 徳島少年鑑別所           | 首席専門官                  | R2年度 |
| 石原 隆   | 徳島少年鑑別所           | 首席専門官                  | R3年度 |
| 後藤 正暁  | 徳島市民生委員児童委員協議会    | 会長                     |      |
| 西條 志野  | 徳島県社会福祉士会         | 権利擁護センター<br>ぱあとなあ徳島委員長 |      |
| 島田 和男  | 徳島市コミュニティ連絡協議会    | 会長                     |      |
| 白山 靖彦○ | 徳島大学大学院           | 教授                     |      |
| 管惣 美津子 | 徳島市地域包括支援センター     | 管理者                    |      |
| 瀧 誠司   | 徳島弁護士会            |                        |      |
| 武内 良行  | 徳島県行政書士会          | 綱紀委員                   |      |
| 富永 和弘○ | 徳島市社会福祉協議会        | 常務理事                   |      |
| 林 徳太郎  | 徳島市身体障害者連合会       | 理事長                    |      |
| 原田 昭仁  | NPO法人 Creer       | 理事長                    |      |
| 板東 恵子  | 徳島市婦人連絡協議会        | 会長                     |      |
| 藤本 繁   | 徳島市公民館連絡協議会       | 会長                     | R2年度 |
| 近藤 辰夫  | 徳島市公民館連絡協議会       | 会長                     | R3年度 |
| 宮生 仁美  | 公募委員              |                        |      |
| 吉田 光子  | 徳島県老人福祉施設協議会      | 副会長                    |      |

オブザーバー

| 氏名    | 所属団体名簿  | 役職等   | 備考 |
|-------|---------|-------|----|
| 吉峯 義和 | 徳島家庭裁判所 | 主任書記官 |    |

### 3 徳島市地域福祉推進連絡会

#### (1) 徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱

##### (設置)

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための府内組織として、徳島市地域福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画案の審議及び決定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

##### (組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

##### (会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

##### (幹事会)

第6条 連絡会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 地域福祉計画案の作成に関すること。
  - (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

## (庶務)

第7条 連絡会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

## 連絡会

| 職名          |
|-------------|
| 企画政策局次長     |
| 総務部副部長      |
| 財政部副部長      |
| 財政部税務事務所長   |
| 市民文化部副部長    |
| 環境部副部長      |
| 健康福祉部副部長    |
| 健康福祉部福祉事務所長 |
| 子ども未来部副部長   |
| 経済部副部長      |
| 都市建設部副部長    |
| 危機管理局次長     |
| 会計管理者       |
| 消防局次長       |
| 上下水道局次長     |
| 交通局次長       |
| 病院局次長       |
| 教育委員会教育次長   |

別表第2（第6条関係）

## 幹事会

| 職名                 |
|--------------------|
| 市民生活課長             |
| 市民協働課長             |
| 文化スポーツ振興課長         |
| 環境政策課長             |
| 健康長寿課長             |
| 保険年金課長             |
| 高齢介護課長             |
| 障害福祉課長             |
| 生活福祉第一課長           |
| 生活福祉第二課長           |
| 子ども政策課長            |
| 子ども健康課長            |
| 子育て支援課長            |
| 子ども保育課長            |
| 経済政策課長             |
| 防災対策課長             |
| 教育委員会教育総務課長        |
| 教育委員会学校教育課長        |
| 教育委員会青少年育成補導センター所長 |
| 教育委員会社会教育課長        |

## (2) 徳島市地域福祉推進連絡会委員名簿

令和3年度、計26人(会長1人、副会長1人、委員24人)

| 役職  | 所属・職名     | 氏名     |
|-----|-----------|--------|
| 会長  | 健康福祉部長    | 藤田 稔夫  |
| 副会長 | 健康福祉部副部長  | 山尾 士朗  |
| 委員  | 企画政策部副部長  | 浦 聰明   |
| 委員  | 総務部副部長    | 元木 利昭  |
| 委員  | 総務部副部長    | 武田 吉史  |
| 委員  | 財政部副部長    | 加藤 誠治  |
| 委員  | 財政部税務事務所長 | 渡辺 正則  |
| 委員  | 市民文化部副部長  | 森口 泰治  |
| 委員  | 環境部副部長    | 大久保 達人 |
| 委員  | 健康福祉部副部長  | 大谷 道徳  |
| 委員  | 子ども未来部副部長 | 青木 英樹  |
| 委員  | 経済部副部長    | 青木 啓二  |
| 委員  | 経済部副部長    | 竹原 義典  |
| 委員  | 都市建設部副部長  | 谷 哲也   |
| 委員  | 都市建設部副部長  | 栗飯原 史朗 |
| 委員  | 危機管理局次長   | 前田 充弘  |
| 委員  | 会計管理者     | 八幡 建志  |
| 委員  | 消防局次長     | 平井 勝   |
| 委員  | 消防局次長     | 桐本 雅史  |
| 委員  | 上下水道局次長   | 佐々木 健夫 |
| 委員  | 上下水道局次長   | 辻 裕之   |
| 委員  | 上下水道局次長   | 坂本 亨   |
| 委員  | 交通局次長     | 川原 正樹  |
| 委員  | 病院局次長     | 濱野暢夫   |
| 委員  | 教育委員会教育次長 | 松尾 真千子 |
| 委員  | 教育委員会教育次長 | 藤井 速資  |

## (3) 德島市地域福祉推進幹事会幹事名簿

令和3年度、計21人(幹事長1人、副幹事長1人、幹事19人)

| 役職   | 所属・職名              | 氏名    |
|------|--------------------|-------|
| 幹事長  | 健康福祉部副部長           | 山尾士朗  |
| 副幹事長 | 福祉事務所長             | 大谷道徳  |
| 幹事   | 市民生活課長             | 藏本幸治  |
| 幹事   | 市民協働課長             | 新田健司  |
| 幹事   | 文化スポーツ振興課長         | 宮本和幸  |
| 幹事   | 環境政策課長             | 大久保達人 |
| 幹事   | 健康長寿課長             | 田村茂生  |
| 幹事   | 保険年金課長             | 中西克之  |
| 幹事   | 高齢介護課長             | 谷口出穂  |
| 幹事   | 障害福祉課長             | 坂野宏典  |
| 幹事   | 生活福祉第二課長           | 中川博詞  |
| 幹事   | 子ども政策課長            | 青木英樹  |
| 幹事   | 子ども健康課長            | 久米健仁  |
| 幹事   | 子育て支援課長            | 杉本安代  |
| 幹事   | 子ども保育課長            | 阿部伸洋  |
| 幹事   | 経済政策課長             | 青木啓二  |
| 幹事   | 防災対策課長             | 吉田浩章  |
| 幹事   | 教育委員会教育総務課長        | 吉田高志  |
| 幹事   | 教育委員会学校教育課長        | 杉本正春  |
| 幹事   | 教育委員会青少年育成補導センター所長 | 川中善暢  |
| 幹事   | 教育委員会社会教育課長        | 伊東晶之  |

## 4 用語解説

### 【A～Z】

- DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

- NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利団体（組織）のことで、民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。

- SNS

SocialNetworkingService の略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。フェイスブック、ライン、ツイッター、インスタグラムなどがある。

- L G B T

性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つであり、Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）、Gay（ゲイ：男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人）の頭文字をとって組み合わせたもの。

### 【あ行】

- 新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、感染症対策等をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。厚生労働省等が提唱している具体的実践内容は、マスクの着用・手洗いの徹底・3密（密閉・密集・密接）の回避・テレワークやオンライン会議の利用等。

### 【か行】

- 共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人がともに利用できるサービス。

- 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

- ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて専門家につなぐなど適切な対応を図ることができる人。

・**権利擁護**

自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害者等の権利を守り、安心して日常生活を送ることができるよう支援すること。

・**合理的な配慮**

障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く）を行うこと。

・**心のバリアフリー**

偏見や固定観念など心の中に潜む目に見えない壁をなくし、年齢・性別・障害・国籍等の違いにかかわらず、誰もが住みやすい真のバリアフリー社会を実現すること。

・**孤立死**

社会から孤立した状態で亡くなり、長時間気づかれないこと。

## 【さ行】

・**災害対策基本法**

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした法律。

・**自主防災組織**

災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている。

・**児童虐待**

保護者等により 18 歳に満たない子どもに加えられる、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発育を損なったりする行為。児童虐待の防止等に関する法律では、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」「心理的虐待」の 4 類型に分類されている。

・**児童相談所**

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭等からの各種相談に応じるとともに、子ども、保護者、関係者に対し指導、措置などの援助を行う。

・**市民参加**

徳島市市民参加基本条例において「市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政にかかわることをいう」と定義されている。

・**社会的孤立**

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態をいいます。社会的孤立は、孤立死、犯罪、消費トラブルなど顕在化する問題の素地となるだけでなく、生きがいや尊厳といった外部から見えない高齢者の内面にも深刻な影響をもたらします。

・**社会福祉協議会**

地域福祉の増進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体。地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの活動を進めている。

### ・少子高齢化

平均寿命の伸びや出生率の低下により、人口全体に占める子どもの割合が減り、その一方で、65歳以上の高齢者の割合が高まること。

### ・新型コロナウイルス感染症

令和2年1月に、国内で初めて感染者が報告され、世界的な大流行（パンデミック）を起こしたコロナウイルスによる感染症。

### ・生活困窮者

生活困窮者自立支援法において「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。

### ・生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援に関する措置を講じる法律。

### ・生活支援コーディネーター

主に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防についての話し合いの場である「協議体」の運営及びコーディネート機能を果たす者。

### ・生活保護

日本国憲法第25条に基づいて、国が暮らしに困っている世帯に対し、その状況に応じて必要な金銭給付等を行い、最低限度の生活を保障する制度。

### ・成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人のための「法定後見制度」と、将来に能力が不十分になった場合に備える「任意後見制度」がある。法定後見制度では、家庭裁判所で本人の判断能力に応じ、成年後見人・保佐人・補助人が選任され、当事者の財産管理や身上監護などで不利益が生じないように保護・支援を行う。

### ・セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

### ・相互扶助

社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。互助ともいう。

## 【た行】

### ・ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態。

### ・地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。

### ・地域共生社会

高齢化や人口減少などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」と

して参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

- ・**地域包括ケアシステム**

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。

- ・**地域包括支援センター**

地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置。

### 【な行】

- ・**難病**

国の難病対策要綱では、①原因不明、治療法が未確立であり、後遺症を残す恐れが少くない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

- ・**認知症**

脳の病気や障害など様々な原因により、日常生活全般に支障が出てくる状態。

- ・**ノーマライゼーション**

障害者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、そのあるがままの姿で他の人々と同様の権利を享受し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

### 【は行】

- ・**8050問題**

主に50代のひきこもりの子どもを、主に80代の親が養っている状態にあり、孤立や生活の行きづまりなどの問題を抱えていること。

- ・**パブリックコメント**

「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

- ・**バリアフリー**

障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方のこと。段差等の物理的障害の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。

- ・**避難行動要支援者**

災害対策基本法において、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの」と定義されている。

### ・避難行動要支援者名簿

災害対策基本法において「避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」と定義されている。

### ・保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。

### ・ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者のこと。

### ・ボランティアコーディネーター

ボランティア活動において、ボランティアと市民や組織等との連携や、組織内での調整を行う人のこと。

## 【ま行】

### ・民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねている。

## 【や行】

### ・ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが利用可能であるように設計段階からあらかじめデザインすること。

### ・要配慮者

災害対策基本法において「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

## 【ら行】

### ・ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### ・ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・更年期・老年期など、年齢等によって変化するそれぞれの段階。

### ・療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障害者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、

各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。手帳の交付は、都道府県知事または指定都市の市長が行い、交付される手帳には、障害の程度により重度の場合には「A」、その他の場合には「B」と記載される。

---

---

## **第3期徳島市地域福祉計画**

**令和4年3月**

発行者 徳島市  
編 集 健康福祉部 健康福祉政策課  
〒770-8571  
徳島市幸町2丁目5番地  
tel 088-621-5175/fax 088-655-6560

---

---